

官報

号外 昭和三十七年八月二十三日

○第四十二回 衆議院會議録 第六号(その一)

昭和三十七年八月二十三日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和三十七年八月二十三日

午後二時開議

- 第一 裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件
- 第二 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
- 第三 裁判官訴追委員辭職の件
- 第四 裁判官訴追委員の選挙
- 第五 臨時司法制度調査会委員の選挙
- 第六 豪雪地帯対策審議会委員の選挙
- 第七 検察官資格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 第八 中央青少年問題協議会委員の選挙
- 第九 国土総合開発審議会委員の選挙
- 第十 東北開発審議会委員の選挙
- 第十一 九州地方開発審議会委員の選挙
- 第十二 四国地方開発審議会委員の選挙
- 第十三 中国地方開発審議会委員の選挙
- 第十四 離島振興対策審議会委員の選挙

- 第十五 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙
- 第十六 首都圏整備審議会委員の選挙
- 第十七 北海道開発審議会委員の選挙
- 第十八 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙
- 第十九 湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙
- 第二十 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙
- 第二十一 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙
- 第二十二 鉄道建設審議会委員の選挙
- 第二十三 地方公務員共済組合法案(第四十回国会内閣提出、参議院送付)
- 第二十四 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案(第四十回国会内閣提出、参議院送付)
- 第二十五 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(第四十回国会、内閣提出)
- 第二十六 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件
- 日程第二 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
- 日程第三 裁判官訴追委員辭職の件
- 日程第四 裁判官訴追委員の選挙
- 日程第五 臨時司法制度調査会委員の選挙
- 日程第六 豪雪地帯対策審議会委員の選挙
- 日程第七 検察官資格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 日程第八 中央青少年問題協議会委員の選挙
- 日程第九 国土総合開発審議会委員の選挙
- 日程第十 東北開発審議会委員の選挙
- 日程第十一 九州地方開発審議会委員の選挙
- 日程第十二 四国地方開発審議会委員の選挙
- 日程第十三 中国地方開発審議会委員の選挙
- 日程第十四 離島振興対策審議会委員の選挙
- 日程第十五 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙

- 日程第十六 首都圏整備審議会委員の選挙
- 日程第十七 北海道開発審議会委員の選挙
- 日程第十八 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙
- 日程第十九 湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙
- 日程第二十 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙
- 日程第二十一 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙
- 日程第二十二 鉄道建設審議会委員の選挙
- 日程第二十三 地方公務員共済組合法案(第四十回国会内閣提出、参議院送付)
- 日程第二十四 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案(第四十回国会内閣提出、参議院送付)
- 日程第二十五 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(第四十回国会、内閣提出)
- 日程第二十六 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(清瀬一郎君) まず、お諮りいたします。

議員藤枝泉介君から、海外旅行のため、八月二十三日から九月一日まで十日間、また、議員金子一平君から、同じく海外旅行のため、八月二十三日から本会期中、右いずれも請暇の申し出がございします。これを許可するに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件

○議長(清瀬一郎君) 日程第一につきお諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員佐々木秀世君から、裁判員を辭職したいとの申し出がございします。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第二 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙については、ほかに一名の欠員がございしますので、二名の選挙を行ないます。

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議第六号(その二) 裁判官訴追委員の選挙 臨時司法制度調査会委員の選挙 その他各種委員の選挙
地方公務員共済組合法案外一案

四四

○議長(清瀬一郎君) 裁判官弾劾裁判所裁判官の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判官に鈴木正吾君 尾関義一君を指名いたします。

日程第三 裁判官訴追委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第三につきお諮りいたします。

裁判官訴追委員高橋英吉君から、訴追委員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四 裁判官訴追委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、裁判官訴追委員の選挙を行ないます。

○草野一郎平君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員に田中伊三次君を指名いたします。

日程第五 臨時司法制度調査会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、臨時司法制度調査会委員の選挙を行ないます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

日程第六 家畜地帯対策審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、家畜地帯対策審議会委員の選挙を行ないます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

日程第七 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第七、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙を行ないます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

日程第八 中央青少年問題協議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第八、中央青少年問題協議会委員の選挙を行ないます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、臨時司法制度調査会委員の選挙を行ないます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、臨時司法制度調査会委員に小島徹三君 瀬戸山三男君 牧野寛素君 猪俣浩三君を指名いたします。

次に、家畜地帯対策審議会委員に小澤佐重君 大野市郎君 佐々木義武君 三宅正一君 安宅常彦君を指名いたします。

次に、検察官適格審査会委員に羽田武嗣郎君を指名いたします。

また、林博君を羽田武嗣郎君の予備委員に指名いたします。

次に、中央青少年問題協議会委員に田中正巳君を指名いたします。

次に、国土総合開発審議会委員に内藤隆君を指名いたします。

次に、東北開発審議会委員に大竹作摩君を指名いたします。

次に、九州地方開発審議会委員に池田清志君 大久保武雄君を指名いたします。

次に、四国地方開発審議会委員に小笠公範君を指名いたします。

次に、中国地方開発審議会委員に松本俊一君を指名いたします。

次に、離島振興対策審議会委員に金子岩三君を指名いたします。

次に、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に賀屋興宜君 竹山祐太郎君を指名いたします。

次に、首都圏整備審議会委員に岡崎英城君を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に川村善八郎君 松浦周太郎君 渡辺惣蔵君 山内広君を指名いたします。

次に、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に木村守江君 古井喜實君を指名いたします。

次に、湿地単作地帯農業改良促進対策審議会委員に加藤高蔵君を指名いたします。

次に、畑地農業改良促進対策審議会委員に北澤直吉君を指名いたします。

次に、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員に田澤吉郎君を指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に賀屋興宜君を指名いたします。

○議長(清瀬一郎君) 日程第二十三、地方公務員共済組合法案(第四十回国会内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二十四、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案(第四十回国会内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二十三、地方公務員共済組合法案、日程第二十四、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案、右両案を一括して議題といたします。

四、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案、右両案を一括して議題といたします。

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長永田亮一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました両法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、地方公務員共済組合法案について申し上げます。

地方公務員の退職年金制度は、これまで複雑多岐をきわめ、その給付内容も改善を要する点が少なくなかったものでございますが、今回これを抜本的に改正し、国家公務員の制度に準じて相互救済を目的とする統一的な共済組合制度を設け、もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の効率化をはかり、あわせて、地方議会議員の年金制度につきましても、所要の規定を定めようとするものであります。

次に、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案は、地方公務員共済組合法の制定に伴い、同法の長期給付に関する規定の施行による経過措置

置に關して、必要な事項を定めようとするものであります。

兩法案は、御承知のように、前国会におきまして、慎重かつ熱心に審査の上、委員会では修正議決されましたが、本会議において継続審査と相なつたものであります。

八月二十一日、兩法案に対する質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、共済組合及び連合会の運営の民主化と組合員の既得権、期待権の尊重、とりわけその者の事情によらない理由による若年の退職者について、年金給付に關する特別措置を講じ、あわせて施行期日を十二月一日に改める旨の修正案が提出され、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

より、新共済組合の運営、運用の適正化、地方財政への配意、及び地方自治関係諸団体職員に對し共済制度を設け、すること等を内容とする附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
地方公務員共済組合法案に對する修正案(委員会修正)
地方公務員共済組合法案の一部を次のように修正する。
第七條第一項中「十人以上」を「十六人以上」に改め、同條第三項を次のように改める。
3 主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に關する事項について広い知識を有する者のうちから命じなければならぬ。
この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならぬ。

第三十條第二項中「九人」を「十一人」に改める。
第三十三條第一項中「十一人」を「十二人」に改め、同條第三項ただし書中「二人」を「三人」に改める。
附則第一條中「十月一日」を「十二月一日」に改める。
附則第三條第一項中「十月一日」を「十二月一日」に改める。
附則第五條第二項中「八月十一日」を「十月五日」に改め、同條第三項中「七月二十日」を「十月二日」に改め、同條第四項中「八月十一日」を「十月十五日」に改め、同條第五項中「八月二十七日」を「十月二十七日」に改め、同條第七項中「九月二十二日」を「十一月二十四日」に改める。
附則第六條第一項中「七月二十日」を「十月二日」に改め、同條第二項中「八月一日」を「十月五日」に改め、同條第四項中「八月十一日」を「十月十五日」に改め、同條第五項中「八月二十七日」を「十月二十七日」に改め、同條第七項中「九月二十二日」を「十一月二十四日」に改める。

一月二十四日に改める。
附則第七條中「七月十日」を「九月二十五日」に改める。
附則第九條第一項中「九月二十五日」を「十一月二十六日」に改め、同條第三項中「九月二十七日」を「十一月二十八日」に改める。
附則第二十九條第一項中「この法律の公布の日から六十日以内に」を「昭和三十三年十月五日までに」に改める。
附則第七十一條のうち通算年金通則法附則第四條から附則第六條までの改正に關する部分中「九月三十日」を「十一月三十日」に改める。
地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案に對する修正案(委員会修正)
地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案の一部を次のように修正する。
第三條第四項中「昭和三十三年法律第 号」を「昭和三十三年法律第百十六号」に改める。

第八條第一項を次のように改める。
組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職料の最短期間年金の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の条例在職年(その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この項において「施行日直前の条例在職年」という。)の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十九年以上二十年未満	施行日直前の条例在職年が二十年未満である者	十九年
十八年以上十九年未満	施行日直前の条例在職年が九年以上である者	十八年
十七年以上十八年未満	施行日直前の条例在職年が九年未満である者	十九年
十六年以上十七年未満	施行日直前の条例在職年が十一年以上である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が五年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十二年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が四年以上八年未満である者	十八年

十五年以上十六年未満	施行日直前の条例在職年が四年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が九年以上十二年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が六年以上九年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が三年以上六年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が三年未満である者	十九年
十四年以上十五年未満	施行日直前の条例在職年が十一年以上である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十一年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が五年以上八年未満である者	十六年

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その一) 地方公務員共済組合法案外一案

十三年以上十四年未満	施行日直前の条例在職年が二十年以上五年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が二十年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が十年以上である者	十三年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が二年以上四年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が十年以上である者	十二年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者	十三年
十二年以上十三年未満	施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が二年以上四年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が九年以上である者	十一年
	施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年以上四年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が一年以上六年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が一年以上八年未満である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が一年以上十年未満である者	十三年

十一年以上十二年未満	施行日直前の条例在職年が七年以上九年未満である者	十二年
	施行日直前の条例在職年が六年以上七年未満である者	十三年
	施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が三年以上四年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が一年以上三年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が八年以上である者	十年
	施行日直前の条例在職年が七年以上八年未満である者	十一年
	施行日直前の条例在職年が六年以上七年未満である者	十二年
	施行日直前の条例在職年が五年以上六年未満である者	十三年
十一年未満	施行日直前の条例在職年が三年以上五年未満である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が二年以上三年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が一年以上二年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九条第一項を次のように改める。

組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短期間年限の年数が前条第一項の表の上欄に掲げる年数である共済条例の適用を受けていたもの(旧市町村共済法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者(以下この項及び第十二条第二項において「継続旧長期組合員」という。)を含む。)が退職した場合において、その者の当該共済条例による旧長期組合員期間(継続旧長期組合員であつた期間を含む。)の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。この場合においては、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「旧長期組合員期間(継続旧長期組合員であつた期間を含む。)」と読み替へるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

5 第七條第一項第一号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職したものを退職したもので政令で定めるものに対する退職年金の額のうち第十一条第一項第五号の金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、四十五歳以上五十五歳未満である間、当該金額のうちその百分の七十に相当する金額の支給を停止する。

3 前条第五項の規定は、第七條第二項第二号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものの退職年金の支給の停止について準用する。

第五十五條第一項各号列記以外の部分中「第八條第三項」を「第八條第二項」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を削る。

第五十七條第四項中「第八條第三項」を「第八條第二項」に改め、同条第五項中「第三項を除く」を「第二項を除く」に、「第八條第三項」を「第八條第二項」に改める。

第五十八條中「第三項を除く」を「第二項を除く」に、「第八條第三項」を「第八條第二項」に改める。

合員であつてその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものの退職年金の支給の停止について準用する。

第五十五條第一項各号列記以外の部分中「第八條第三項」を「第八條第二項」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を削る。

第五十七條第四項中「第八條第三項」を「第八條第二項」に改め、同条第五項中「第三項を除く」を「第二項を除く」に、「第八條第三項」を「第八條第二項」に改める。

第五十八條中「第三項を除く」を「第二項を除く」に、「第八條第三項」を「第八條第二項」に改める。

項」を「第八條第二項」に改める。

第九十五條に次の一項を加える。

4 第十七條第五項の規定は、更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに係る警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、同項中「第十一條第一項第五号の金額」とあるのは、「第九十條第一項第二号の金額」と読み替へるものとする。

第一百十條第一項を次のように改める。

消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退職料の最短期間年限の年数が第八條第一項の表の上欄に掲げる年数である退職年金条の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条による施行日前の年金条例職員期間(その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条の規定により年金条例職員期間に通過されるべきこととなる期間を含む。)のうち消防職員としての年金条例職員期間(その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通過されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間(退職年金条の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通過されることとなる消防職員としての年金条例職員期間とする。))を含む。)に係る年金条例職員期間(退職年金条の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通過されることとなる消防職員としての年金条例職員期間とする。))に換算した期間とす

直前の条例在職年」とあるのは、「施行日前の年金条例職員期間(その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条の規定により年金条例職員期間に通過されるべきこととなる期間を含む。)のうち消防職員としての年金条例職員期間(その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通過されることとなる消防職員としての年金条例職員期間とする。))を含む。)に係る年金条例職員期間(退職年金条の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通過されることとなる消防職員としての年金条例職員期間とする。))に換算した期間とす

第百五十一條中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九條の次に一章を加える改正に関する部分のうち第五十一條の二第七項中「地方の施行法(第十四條)を「地方の施行法(第十四條、第十五條第五項(第十八條第三項、第十九條第四項及び第百六十六條第三項において準用する場合を含む。))」に改める。第百五十三條のうち通算年金通則法附則に二條を加える改正に関する部分中「九月三十日」を「十一月三十日」に、「十月一日」を「十二月一日」に改める。

一部を改正する法律案を議題といたします。公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案。右。昭和三十一年五月一日。内閣総理大臣 池田 勇人。公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案。公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七號)の一部を次のように改正する。第五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、同項の規定の適用については、公立学校の施設を原形に復旧するものとみなす。

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議第六号(その一) 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

四八

に、木造校舎を鉄筋、鉄骨づくりに、鉄骨づくりに鉄筋づくりに改良して復旧するものは、原形に復旧するものとみなす。現行法の一部を改正しようとするものであります。

本案は、去る第四十回国会において内閣から提出され、五月一日当委員会に付託、同月七日、文部大臣より提案理由の説明を聴取しましたが、閉会中の継続審査に付し、今国会において継続議案として、八月四日当委員会に付託せられたものであります。八月二十二日、慎重審議、主として別途政府提案にかかる激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案との関連において論議が行なわれましたが、その詳細は会議録に載ります。

かくて、同日、質疑を終了、討論を省略して採決に付し、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二十六 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二十六、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十一年八月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務は、この会計の負担とする。

第三条中「及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、「合計額」の下に「から千七百六十四億円及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第号)附則第二項の規定により一般会計に帰属する貸付金の元金の額を控除した額」を加える。

第四条中「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」の下に「第一条第三項に規定する債務の元金及び利子」を加える。

附則中第十六項以下を一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16 政府は、昭和三十一年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、一般会計から、二

百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則

1 この法律中附則第十五項の次に一項を加える改正規定及びこれに係る改正規定は公布の日から、その他の規定は日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律(昭和二十七年法律第四十二号)附則第三項の規定により当該貸付金に係る償還義務を承継した一般会計に帰属するものとする。

理由

政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務を産業投資特別会計の負担として経理し、また、この会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十一年度において、一般会計からこの会計に繰入金をするため、所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、いわゆるガリオア・エロア等の最終的処理を目的とした日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、前国会においてすでに議決されており、また、この協定に基づいて政府が本年度中に支払うべき第一回の賦払金にかかわる予算及び一般会計から二百三十億円を産投会計に繰り入れる予算についても、すでに承認されているのであります。この法律案は、これらの点につきまして所要の改正を行なうこととして提出しております。

第一に、前記協定に基づく債務は、米対日援助見返資金特別会計廃止の際、その資産を承継した産業投資特別会計の負担とする。この債務の元金四億九千万ドルに相当する円の金額千七百六十四億円を資本から債務に振りかえる等の措置を行ない、また、この債務の元利金の支払いをこの会計の歳出とすることとして提出しております。

第二に、昭和三十一年度において産業投資特別会計の投資の財源の一部に充てるため、二百三十億円を限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができることとして提出しております。なお、本法律案と同一内容の法案が

前国会に提出され、衆議院を通過いたしました。参議院において審議終了となりました。よって今回あらためて本法律案が去る十四日大蔵委員会に付託せられ、自來慎重に審議を続けて参りましたが、昨二十二日質疑を終了いたしました。

次いで、社会党の有馬頼武君外十一名より、本法律案の撤回を求めるの動議が提出され、有馬委員の趣旨説明があつた後、討論に入り、毛利委員は自由民主党を代表して反対の討論を行ない、武藤委員は日本社会党を代表して賛成の討論を行ない、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって本動議は否決となりました。

続いて本法律案について討論に入り、堀委員は日本社会党を代表して反対の討論を、細田委員は自由民主党を代表して賛成の討論を、また、春日委員は民主社会党を代表して反対の討論をそれぞれ述べられました。

最後に、採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がありますから、順次これを許します。広瀬秀吉君。

〔広瀬秀吉君登壇〕

○広瀬秀吉君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に対し、国民の立場に立つて、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本法案は、ただいま大蔵委員長の報告のごとく、産投特別会計法の一部を

改正することによって、前国会において数多くの疑点を残したまま、与党の多数勢力の中で質疑を打ち切り、国会法のあらゆるルールを踏みにじって承認したと称する、いわゆるガリオア・エロア返済協定に基づく債務を、産投會計資金のうち見返資金特別会計からの承継資産の運用益をもって返済せんとするものであります。私は、この法案の審議にあたりまして、国民とともに、池田総理並びに与党の諸君の今日までの外交の姿勢について、重大な疑義を感じて参ったのであります。

(拍手) かつて南ベトナム賠償にあたりまして三億羽に二百億、借款として供与すべきタイ特別問題解決に関する協定を突如として九十六億円の贈与にかえた事実、そして今また韓国に対する三億ドル、一千八十億円を支払おうとするような態度等々を思い浮かべますときに、一体総理並びに与党の諸君は、貧乏にして忠実なるわが納税国民の利益を何と心得ておるのであるか。

(拍手) アメリカとその同盟国に対する利益をはかるためには、国民にはなほだしい犠牲を押しつけながら、いわれなき支払い外交を続けるやり方に対して、国民の圧倒的多数は、憤激を通り越してあせりたる状況であります。

(拍手) それにもかかわらず、今回またもや、いわゆるガリオア・エロア返済協定を締結して、債務性なき援助物資代金四億九千万ドル、一千七百六十四億圓、利子を加えて五億七千万ドル、二千八十五億圓を産投會計法の改正によって米國に支払おうとしておるのであります。

以下、数点にわたりまして反対理由を申し述べたいと思います。

まず第一に、本法案改正の前提をなすガリオア・エロア援助の債務性についてであります。積極的にこれを肯定する証明は何一つないという点であります。

まず、ガリオア・エロア援助を受けた当初、国民一人一人として無償贈与であることに疑いを持った者がおつたではありませんか。さればこそ、家畜や鶏のえさにしかならないような、腐りかけた食糧に對しても、ありがたく感謝したのであります。国会における無条件の感謝決議、そしてあの原子爆弾に対する損害賠償債権あるいは阿波丸請求権を放棄したのも、このような国民感情を背景にして行なわれ得たのであります。(拍手) また、取引の不可欠の要素であり、債務の基礎になる価格の表示すらなかつたという事実、援助の総額すらこのように明白なものがないか、有力な根拠であります。(拍手) 総理自身、昭和二十四年大蔵大臣当時、ガリオア・エロアが援助が債務かは平和条約によつてきまると答弁され、平和条約においてはこれを債務とする何らの取りきめがないことは、条約の条文を厳密に解釈いたしましたならば明白であります。従つて、占領終結とともに、返済問題も解決済みであるとするのが至当であります。

本来、ガリオア・エロア援助が債務たらしめることは、当時日本がアメリカの占領下にあつて、絶対権力者と被支配者の立場にあつて、本来自由対等の関係にのみ成立することの可能な債権債務の発生之余地ない国際的地位にあつたことは、重要な事実であります。しかも、ガリオア・エロア援助

は、外国地域における占領に關し、アメリカの責任と義務に應ずるため必要な経費の支出であります。くだいて言へば、占領地域住民の飢餓や病氣による社会不安と混乱から、占領軍を守るための民生品の必要最小限度の供給にほかならなかつたのであります。このことは、ヘグ陸戦法規四十三条を援用するまでもなく、占領軍の必要と義務に基づく援助であつたことを示すものであります。債務性を示して求めれば、一九四六年七月二十九日、スキヤビン一八八四Aにおける「支払い及び經理の条件を後に決定する」という文言であります。正しくこれを解釈いたしますならば、これが積極的にガリオア・エロア援助の債務性を証立してゐるものでないことは、はっきりいたしております。しかも、平和条約の発効とともに、スキヤビンの効力も失われたと解釈することが至当であります。

さらに、阿波丸請求権放棄の際の了解事項において、「占領費並びに日本國の降伏のときから米國政府によつて日本國に供与された借款及び信用は、有効な債務であり、云々」ということを理由に、援助の債務性を立証しようとするものもありません。借款は協定を締結いたしましたもので、総額並びに返済方法を明記したものであるはずであります。これは別個のものを予定しております。信用とは延べ払いであります。いずれもガリオア・エロアを對象にした了解事項でないことは、あまりにも明白であります。かくのごとく見て参ります場合、ガリオア・エロア援助を債務だとする何らの根拠はありません。吉田元総理大

臣や池田総理が対米従属のかまえを強めるに従つて、秘密独善外交の習癖の中で、債務と心得るといったことだけが、債務性の根拠であります。(拍手) まして国民と国会は、それらに拘束され、義理立てする必要はごままつたものであります。

第二に、かりに百歩を譲つて、債務性があつたと仮定いたしましたとしても、今回このような形で返済することは、米國に對して二重払いとなるという不当を免れることはできないのであります。

昭和二十四年四月二十五日、一本の為替レートが設定されるまで、また、同年三月末までの日本とアメリカとの輸出入の数字は、E.S.S.の統計によつて見ると、輸出は六億五千万ドル、輸入十七億四千万ドル、この内訳は省略いたしますが、當時は一本レートではございません。輸出円安、輸入円高の不均衡交換が行なわれ、輸出にあつた品物を売らなければならぬ、輸入にあつたのは一ドルをもつて百六十円相当の品物しか手に入らなかつたのであります。すなわち、米國による日本物資の買いたたきが行なわれ、この結果、米國及び米國商社はたつぷりもうけたのであります。ひどいものになると、一ドルで六百円の品物が買われておつたのであります。従つて、この操作を通じて、わが國とわが國民は、輸出補給金を通じて余つて返るほどに返済をやつたのであります。すなわち、等価交換が行なわれたといはします。ならば、輸出六億五千万ドルは当然二倍以上の十三億ドル以上には充たれたはずであります。輸入十七億四千万ドルは

半分の価値と見れば八億七千万ドル以下となり、差引四億ドル以上の受取分があるはずであります。さらに、われわれは、長い米軍占領期間中を通じて、終戦処理費として占領軍の維持のために必要な施設及び物資を調達するために、特に朝鮮戦争の必要を満たすために、ボツダム宣言の被占領國の負担する終戦処理費の範囲を越えて、四十七億ドルを負担しているではありませんか。これは米國の対日援助額の二倍以上に達する額であります。政府発行の「國の予算」昭和二十六年版の数字を見ても、この額が十四億四千万ドル、邦貨五千二百三億圓を支払っている事実こそ、まさに二重払いでなくて何でありましよう。(拍手) さらに、米國は、その占領中においてガリオア・エロア援助政策を通じて、日本を經濟的にも、政治的にも、戰略的にも米國の從屬的地位に組み込むことができた以上、ガリオア・エロア援助の支払いをアメリカが求めたということは、私は、アメリカにとつても惜しむべき誤りを犯したことはないと

思うのであります。(拍手)

このように経緯をいさいに分析して参りますならば、今回産投法を改正いたしました支払おうとする債務返済こそ、冒頭申し上げましたごとく、グランド外交の好きな池田総理の、國民所得が八倍以上もあるという豊かなアメリカに對する貪しい日本國民の分不相応な贈与ともいふべきものであります。さらにまたドル防衛に對する忠実なる協力以外の何ものでもないと思はざるを得ないのであります。(拍手)

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その一) 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

第三に、国民の立場から見ても今回の返済は二重払いであります。

今回の産業投資資金中、見返資金特別会計承継分資産二千二百九十四億円の運用益をもって支払うのでありますけれども、その財源の中には、国民の税金が入っております。一般会計から価格差補給金五百八十六億円が入っております。ただけでも二重払いであることは明白であります。そればかりではありますせん。今回の返済支払いによつて、産投会計を圧迫し、財源を窮乏にし、そのために一般会計から繰り入れをしなければなりません。さらに、財投の計画にもひびきを入らせるといふようなことになっております。繰り入れをしなれば、資金需要の旺盛な開銀、輸銀、農林漁業金融公庫、中小金融三公庫等の融資源の圧迫を通じて、二重、三重に国民に犠牲と負担をしいる結果になるのであります。

第四の反対理由は、今回の返済支払い財源を産投会計に求めたことが、特別会計について定めた財政法第十三条の原則を無視して、財政会計の秩序を紊乱する誤りを犯したという点であります。

産業投資特別会計法の第一条は「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資(出資及び貸付をいう)を行なうため」設置した旨、明らかに定められておるのであります。一体、対日援助物資に対する返済支払いと、第一条の経済再建、産業開発、貿易振興に対する投資といふかかわり合いがあるのであります。全く異質の歳入を産投会計に持ち込むことによつて、産投会計設置の目的をスポイルするばかりで

なく、財政法第十三条第二項の「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする」という規定に明らかに違反をいたしたのであります。財政法秩序破壊の暴挙といわなければならぬ。政府がこのような措置をあえてなしたことは、本来債務でないものを債務とし、二重払いを二重払いでないと強弁する立場からであろうけれども、われわれは、財政憲法ともいふべき財政法に対するかくも明白な違反行為を許すわけには参らないのであります。

政府がどうしてもアメリカ力に對して、ガリオア・エロア援助に對する返済をしたいならば、賠償等特殊債務処理特別会計によつて支払うべきであります。かつてこの法律が提案された際の政府代表の答弁の中にも、他日ガリオア・エロアを返済するとき場合があれば、本会計をもつて処理される旨が明確に答へられておる。さらに、英連邦軍からの払い下げ物資も、ガリオア・エロアと同質のものであるにもかかわらず、一般会計から、あるいは平和回復後処理費ないし賠償等特殊債務処理会計から、ネコの目の変わるように、御都合主義、便宜主義で払つておるではありませんか。対米債務の二重払いを行ないながら、二重払いの印象だけは避けようとした政府の苦肉の策は、ダブル・エラーないしトリプル・エラーへと発展し、とどまるところを知らない、こゝろいふありさまであります。

タイ特別円解決において、借款を贈与と書きかえて平然たる池田流解釈をもつてすれば、かかる誤謬はあえて問うところではないのかも知れません。しかしながら、血税を納める国民の目をこまかすことは、国民大衆が許さないものであります。政治の姿勢を正すといふことは、総理愛用の言葉であります。真に総理がそのことを行なわんとするならば、まずこの点を正すことから始めなければなりません。

以上申し上げました通り、あらゆる角度から検討をいたしました結果、産業投資特別会計法の一部を改正する本法案には断じて賛成するわけには参りません。(拍手)政府は、今こそ勇断をもつて本法案を撤回され、国民の利益を守る政治の正しい姿に戻られるように、国民の名において強く要求いたします。私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(清瀬 一郎) 藤井勝志君。

〔藤井勝志君登壇〕
藤井勝志君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま上程になりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、賛成の意を表明せんとするものであります。

(拍手)
御承知の通り、さきの第四十回国会におきまして、ガリオア・エロア等戦後の対日経済援助の最終的処理に関する日米間の協定並びに同協定に基づく債務の支払いに関する産業投資特別会計の昭和三十一年度予算は、すでに本院において承認されておりますことは、ただいま委員長からも御報告の通りであります。(拍手)今回議題になりました法律案は、この支払いに關する

処理について経理手続等を規定したものと、別途昭和三十一年度において、産業投資特別会計の投資財源の一部に充てるため、一般会計から二百三十億圓をこの会計に繰り入れようとするものであります。

ガリオア・エロア等戦後の米國對日援助の総額は約二十億ドルに上つたのであります。前国会で認められまして日米間の協定によつて、わが國はわずかにその約四分の一、すなわち四億九千万ドルを支払えばよいことになったのであります。(拍手)これは西ドイツの三十億ドルに對して十億ドルの支払い、すなわち三分の一の実例に比較いたしまして、きわめて有利な解決策であり、相手國のある外交問題の処理としてかかる成果を勝ち得たことは、まさにわが國外交の成功といわねばなりません。(拍手)私は、ここに、関係当局者の労を多とするものであります。なお、その上に、日米間の交換公文によりまして、そのうち二千五百萬ドルは円貨で支払い、これを日米兩國間の教育並びに文化の交換のために使うことが合意され、残余の大部分につきましては、米國政府が議会の承認を経ることを条件といたしまして、低開発國に對する経済援助に使うことがあわせ合意されていることは、まことに意義深いこととして銘記しなければならぬと思つております。(拍手)

さて、本法律案に私が賛成いたしました理由のうち、重要な点について以下申し述べようとするものであります。その第一は、ガリオア援助の債務性及び二重払いの問題についてであります。

本件につきましては、去る第四十回国会における詳細な質疑応答におきまして、ガリオア援助は債務性を有するものであり、また、その支払いが國民にとつて決して二重払いになるものではないことは、すでに明確にされておるのであります。従ひまして、私は、重複を避けたいと思ひますけれども、皆さんすでに十分御承知の通り、ガリオア・エロア等の米國援助は、食糧、衣類、綿花、重油等の物資の供手をもつて行なわれ、これが戦後の混乱期においていかにわが國民生活の安定と經濟の再建に役立つかは、今なお記憶に新たなるものがあるのであります。

(拍手)これら物資の売却代金は、昭和二十四年度以降米國對日援助見返資金特別会計に積み立てられ、その資金は、その後さらに國內の通貨、財政の安定、輸出の促進等の目的のために有効に使われ、今日のわが國經濟の驚異的發展の基礎を築いたことは、何人といへども否定し得ない厳然たる事実であります。(拍手)この見返資金特別会計の資産は、昭和二十八年に産投会計が設置されるやこれに引き継がれ、自來今日まで、これがわが國經濟の発展、産業の開発、貿易の振興のための投資財源の一部としてきわめて有効に活用されてきておりますことは、皆様方御承知の通りであります。(拍手)當時産投会計が見返資金特別会計から引き継いだ資産は二千二百九十四億圓の巨額に達するものであります。これをドルに換算いたしますれば、優に六億ドルをこえます。ガリオア・エロア等対米債務の四億九千万ドルよりはるかに多く、もし一時払いを必要といたされなくても、これから十分返済

今国会におきまして、ガリオア債務を支払うならば、一般会計または賠償基金等特殊債務処理特別会計で支払うのが妥当ではないか、産業投資特別会計で支払うのは財政法違反ではないかという野党諸君の御議論もあります。しかしながら、私は、援助金を積み立てた返還資金の資産、いわば返済のための特定財源とも考えられるべき資産を継承し、保留しておるところのこの産業投資特別会計からこの債務を支払うことは、最も現実 に即した措置であるかと信じて疑わないものでございます。(拍手) また、この方法によることが、二重払いの誤解を避けるためにも、きわめて明快な方法であることを、これまた確信いたしますのでございます。

従来、国民の税金から債務を払うことは二重払いとなるからこれは承認できないという、いわゆる二重払い論を主張しておられます社会党の諸君が、今回、一般会計または一般会計から繰

また、次のような反論もあります。産投会計は、投資事業という特定の事業を行なう会計であるのに、このたびの対米債務支払いはいわゆる債務処理の会計であるから、このようないわゆる異質の会計を混同することは、財政法ないし財政政策上許されないという論議であります。このような論議は、私は単なる反対のための反対と考えざるを得ないのであります。(拍手)

何とならば、たとえば、現に余剩農産物資金融通特別会計というものがございしますが、この特別会計は、米国から借りてきた余剩農産物資金の金を財源として、電源開発、農地開発その他わが国経済の発展を促すために融資を行なう会計であります。同時に、この特別会計は借り入れた余剩農産物資金の債務の整理を行なう会計でもあります。このように、わが国の立法例といはしましても、投資会計と債務整理の会計が同一会計の中に併存いたしておるものが現にあるのでございまして、結局は資金の性格いかんによって、その会計の性格ないし姿がきまるのであります。野党諸君の反論は幼稚な形式論といわざるを得ないのであります。(拍手)

第三は、国家意思の統一、議会政治のあり方並びに国際信義の問題についてであります。

前国会におきまして、債務の実体について規定いたしたところの、いわば

の支払い予算についても、産業投資特別会計において支払うこととして、その予算の成立を見ておるのであります。ガリオア債務返済協定、予算、昨年度会計法改正案、この三者は一体不可分なものでありまして、この三者の間において、その取り扱いを異にするようになりなことは、まさに国家意思の分裂と

また、このたびの国会審議の推移を
顧みますとき、財政法違反の話どころ
ではなく、多数決の原理を無視し、正
常な議会政治の運用そのものを破壊す

る行為といわざるを得ず、健全なわが国議政政治の進歩のために、まことに（発遣艦にたえぬところであります。（発言する者あり）静かに聞いたらどうですか。

〔発言する者多し〕
○議長（清瀬一郎君） 御静粛に願います。

○藤井勝志君(続) 一応議論だけは静かに聞こう。

米田との交渉の経緯等から考えまして、今日いたずらにその実施について、今日いたずらにその実施について、支障を来たすようなことがあつては、国際信義にも大きくともるものであります。御承知の通り、一度成立した条

約は、國際信義上、これを誠実に順守しなければならぬということは、憲法第九十八條第二項に明記されております。

すことを念のために申し添えておきます。（拍手）国際信義を重んずる国としての誇りを維持し、国際的信用を高め

るためにも、本法律案をすみやかに成立させて、債務支払いを滞りなく実施

以上申し述べました数点の理由によりまして、私は本法律案に対し、全面的に賛意を表するものであります。これをもちまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決ります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されんことを望みます。

す。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長（清瀬一郎君）氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長（清瀬一郎君）投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めま

す。投票箱閉鎖。開匣。――開鎖。

〔議場開鎖〕

○議長（清瀬一郎君） 投票を計算いたさせます。

○議長（清瀬一郎君） 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔参事投票を計算〕

〔事務総長報告〕
投票總數 三百八十九
可とする者（白票） 二百四十八

〔拍手〕
否とする者(青稟)
〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

愛知	揆一君	青木	正君
赤城	宗徳君	赤澤	正道君
秋田	大助君	秋山	利恭君
足立	篤郎君	天野	公義君

綴辭健太郎君	荒松清十郎君	有馬 英治君	井原 岸高君	伊藤 五郎君
荒木萬壽夫君	有田 喜二君	井出一太郎君	井村 重雄君	伊藤 郷一君

飯塚	定輔君	生田	宏一君
池田	清志君	池田	勇人君
池田	正之輔君	石井	光次郎君
石田	博英君	一萬田	尚登君

宇野	宗佑君	上村千一郎君
宇田	國榮君	宇都宮德馬君
稻葉	修君	今松 治郎君

白井	莊一君	内田	常雄君
内海	安吉君	浦野	幸男君

江崎 豊澄君	小笠 公韶君
小川 半次君	小川 平二君
小沢 辰男君	小澤佐重喜君
小澤 太郎君	尾関 義一君
大石 武一君	大上 司君

大久保武雄君	大倉	三郎君
大沢 雄一君	大高	康君
大竹 作摩君	大野	伴陸君

大橋	武夫君	大平	正芳君
大村	清一君	大森	玉木君
岡崎	英城君	岡田	修一君

岡本 茂君	加藤 高藏君
加藤常太郎君	加藤 鐐五郎君

金子 岩三君	金丸 信君
上林山榮吉君	神田 博君
龜岡 高夫君	鴨田 宗一君
唐澤 俊樹君	飯谷 忠男君
川野 芳満君	川村善八郎君
菅 太郎君	菅野和太郎君
簡牛 九夫君	木村 公平君
木村 守江君	岸本 義廣君
北澤 直吉君	久野 忠治君
久保田四次君	久保田藤麿君
草野一郎平君	倉成 正君
黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小坂善太郎君
小島 徹三君	小平 久雄君
小山 長規君	河本 敏夫君
瀬川 彌三君	佐々木秀世君
佐々木義武君	佐藤 榮作君
佐藤洋之助君	佐伯 宗義君
齋藤 邦吉君	齋藤 憲三君
坂田 英一君	坂田 道太君
櫻内 義雄君	薩摩 雄次君
志賀健次郎君	始関 伊平君
椎熊 三郎君	篠田 弘作君
澁谷 直藏君	島村 一郎君
首藤 新八君	正示啓次郎君
白濱 仁吉君	周東 英雄君
鈴木 正吾君	鈴木 仙八君
鈴木 善幸君	砂原 格君
瀬戸山三男君	關谷 勝利君
田川 誠一君	田口長治郎君
田澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 榮一君	田中 角榮君
田中 正巳君	田邊 國男君
高崎達之助君	高田 富與君
高橋清一郎君	高橋 等君
高見 三郎君	竹内 俊吉君
竹下 登君	竹山祐太郎君
館林三喜男君	谷垣 專一君
中馬 辰猪君	津雲 國利君

津島 文治君	塚原 俊郎君
辻 寛一君	網島 正興君
寺島隆太郎君	渡海元三郎君
徳安 實藏君	床次 徳二君
富田 健治君	内藤 隆君
中垣 國男君	中會根康弘君
中野 四郎君	中村 幸八君
中村三之丞君	中村庸一郎君
中山 榮一君	中山 マサ君
永田 亮一君	瀧尾 弘吉君
橋本 渡君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君	西村 英一君
西村 直己君	野田 卯一君
野田 武夫君	野原 正勝君
羽田武嗣郎君	馬場 元治君
橋本登美三郎君	長谷川四郎君
長谷川 峻君	八田 貞義君
服部 安司君	花村 四郎君
濱田 幸雄君	濱田 正信君
濱地 文平君	濱野 清吾君
早川 崇君	林 博君
原 健三郎君	原田 憲君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君
福田 赴夫君	福田 一君
福永 一臣君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤原 節夫君
藤本 捨助君	藤山愛一郎君
船田 中君	古井 喜實君
古川 丈吉君	保科善四郎君
保利 茂君	坊 秀男君
星島 二郎君	細田 義安君
細田 吉藏君	堀内 一雄君
本名 武君	前尾繁三郎君
前田 正男君	前田 義雄君
牧野 寛榮君	益谷 秀次君
増田甲子七君	松浦周太郎君
松浦 東介君	松澤 雄藏君
松田 鐵藏君	松永 東君

松野 頼三君	松村 謙三君
松本 一郎君	松山千恵子君
三池 信君	三浦 一雄君
三木 武夫君	南 好雄君
宮澤 胤男君	村上 勇君
毛利 松平君	森 清君
森下 國雄君	森田重次郎君
八木 徹雄君	保岡 武久君
柳谷清三郎君	山口喜久一郎君
山口 好一君	山口 満男君
山中 貞則君	山手 満男君
吉田 重延君	山村新治郎君
米山 恒治君	米田 吉盛君
安宅 常彦君	阿部 五郎君
赤松 勇君	淺沼 享子君
飛鳥田一雄君	有馬 輝武君
淡谷 悠藏君	井伊 誠一君
井岡 大治君	井手 以誠君
猪俣 浩三君	石川 次夫君
石橋 政嗣君	石村 英雄君
石山 權作君	板川 正吾君
稻村 隆一君	小川 豊明君
緒方 孝男君	太田 一夫君
岡 良一君	岡田 利春君
岡田 春夫君	岡本 隆一君
加藤 勘十君	加藤 清二君
片島 港君	勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君	川俣 清吾君
河野 正君	太原津與志君
北山 愛郎君	久保 三郎君
久保田鶴松君	久保田 豊君
栗原 俊夫君	栗林 三郎君
黒田 壽男君	小林 信一君
小林 進君	小林 ちづ君
小松 幹君	兒玉 末男君
五島 虎雄君	河野 密君
佐々木更三君	佐藤觀次郎君
佐野 憲治君	坂本 泰良君

阪上安太郎君	實川 清之君
島上善五郎君	島本 虎三君
下平 正一君	東海林 稔君
杉山元治郎君	田口 誠治君
田中織之進君	田中 武夫君
田邊 誠君	田原 春次君
多賀谷眞稔君	高田 富之君
高津 正道君	滝井 義高君
辻原 弘市君	坪野 米男君
堂森 芳夫君	中嶋 英夫君
中村 重光君	中村 高一君
中村 英男君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	成田 知巳君
二宮 武夫君	西宮 弘君
西村 力弥君	野原 覺君
芳賀 貢君	長谷川 保君
畑 和君	原 茂君
肥田 彪君	日野 吉夫君
広瀬 秀吉君	平岡忠次郎君
帆足 計君	藤原豊次郎君
細迫 兼光君	穂積 七郎君
前田榮之助君	堀 昌雄君
松井 誠君	松平 政吉君
松原喜之次君	松前 忠久君
松本 七郎君	松本 重義君
三宅 正一君	三木 喜夫君
村山 喜一君	武藤 山治君
森本 靖君	森島 守人君
八木 一男君	八百板 正君
安井 吉典君	矢尾喜三郎君
山口丈太郎君	安平 鹿一君
山口文太郎君	山内 広君
山崎 始男君	山口 鶴男君
山中 吾郎君	山田 長司君
山花 秀雄君	山中日露史君
横路 節雄君	山本 幸一君
吉村 吉雄君	横山 利秋君
井堀 繁男君	和田 博雄君
	稻富 稜人君

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。
午後三時三十分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 荒木萬壽夫君
自治大臣 篠田 弘作君

○朗読を省略した議長の報告
(議決通知)
一、去る十四日、本院は首都圏整備委員会委員に金子源一郎君、工藤昭四郎君、島田孝一君及び友末洋治君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。
一、去る十四日、本院は公正取引委員会委員長に佐藤基君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

(報告書受領)
一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十六年度第四・四半期(出納整理期間を除く)における予算使用の状況

(政府委員承認)

一、去る十七日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局 第二部長 野木 新一	内閣法制局 第三部長 吉岡 一郎	内閣法制局 第四部長 關 道雄	調達庁事務部長 小里 玲	法務大臣官房 司法法制調査部長 津田 實	大蔵省主計 局法規課長 上林 英男	大蔵省主計 局給与課長 平井 勉郎	文部省調査局長 天城 勲	農林省振興局長 齋藤 誠	農林省畜産局長 森 茂雄	通商産業省 通商局長 松村 敬一	通商産業省 山保安局長 八谷 芳裕	中小企業庁長官 運輸省船舶局長 藤野 淳	郵政省郵務局長 佐方 信博	労働省労働 基準局長 大島 端	建設省都市局長 谷藤 正三	建設省道路局長 平井 學	建設省住宅局長 關盛 吉雄
------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------------	-------------------------	----------------------------	------------------	-----------------------	------------------	-----------------	------------------

政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅通知受領)

一、去る十六日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれぞれ自然消滅になった旨の通知を受領した。

建設省都市局長 前田 光嘉	建設省道路局長 河北 正治	建設省住宅局長 斎藤 常勝
------------------	------------------	------------------

(以上八月十日付)

(応召議員)

一、去る十四日召集に応じた議員は次の通りである。

大阪府第二区選出 井岡 大治君
一、去る十七日召集に応じた議員は次の通りである。

北海道第一区選出 横路 節雄君	群馬県第三区選出 山口 鶴男君	愛知県第一区選出 赤松 勇君	愛媛県第二区選出 安平 鹿一君
--------------------	--------------------	-------------------	--------------------

一、去る十八日召集に応じた議員は次の通りである。

(理事補欠選任)

鳥取県選出 徳安 實藏君
一、去る十四日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 岡崎 英城君(理事内田 常雄君去る七月三十日 委員辞任につきその補 欠)

大蔵委員会
理事 吉田 重延君(理事黒金 泰美君去る七月十八日 委員辞任につきその補 欠)

文教委員会
理事 小澤佐重喜君(理事白井 文政委員)

莊一君去る四日委員辞任につきその補欠

一、去る十五日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会
理事 安藤 覺君(理事野田 武夫君去る十日委員長 辞任につきその補欠)

理事 菅 太郎君(理事古川 文吉君去る十五日理事 辞任につきその補欠)

理事 正示啓次郎君(理事北澤 直吉君去る十五日理事 辞任につきその補欠)

運輸委員会
理事 佐々木義武君(理事關谷 勝利君去る十五日理事 辞任につきその補欠)

理事 鈴木 仙八君(理事福家 俊一君去る十五日理事 辞任につきその補欠)

理事 細田 吉藏君(理事塚原 俊郎君去る四日委員 辞任につきその補欠)

一、去る十七日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

通信委員会
理事 岡田 修一君(理事廣瀬 正雄君去る七月三十日 委員辞任につきその補 欠)

理事 佐藤虎次郎君(理事秋田 大助君去る四日委員 辞任につきその補欠)

理事 大高 康君(理事小泉 純也君去る十七日理事 辞任につきその補欠)

理事 羽田武嗣郎君(理事上林 山榮吉君去る十七日理 事)

事辞任につきその補 欠

建設委員会
理事 木村 守江君(理事田村 元君去る七月三十日委 員辞任につきその補 欠)

理事 二階堂 進君(理事松澤 雄藏君去る七月三十日 委員辞任につきその補 欠)

一、去る二十日、予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 青木 正君(理事重政誠 之君去る七月十八日委員 辞任につきその補欠)

理事 赤澤 正道君(理事床次徳 二君去る四日委員辞任に つきその補欠)

一、去る二十一日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 内藤 隆君(理事草野 一郎平君去る七日委員 辞任につきその補欠)

地方行政委員会
理事 小澤 太郎君(理事渡海 元三郎君去る七月三十 日委員辞任につきその 補欠)

農林水産委員会
理事 東海林 稔君(理事石田 宿全君去る二十一日理 事辞任につきその補 欠)

商工委員会
理事 小川 平二君(理事内田 常雄君去る七月三十日 理 事)

委員辞任につきその補 欠

理事 首藤 新八君(理事長谷 川四郎君去る四日委員 辞任につきその補欠)

常任委員辞任
一、去る十四日、議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
保科善四郎君 安藤 覺君

一、去る十五日、議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
外務委員 西尾 末廣君 受田 新吉君 三池 信君

運輸委員
受田 新吉君 西尾 末廣君

一、去る十七日、議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
大蔵委員 田原 春次君 広瀬 秀吉君 横山 利秋君 淡谷 悠藏君 井手 以誠君 石村 英雄君

運輸委員
石村 英雄君 広瀬 秀吉君 中村 寅太君

通信委員
丹羽喬四郎君 上村千一郎君

予算委員
井手 以誠君 田原 春次君

決算委員
久保 三郎君 横山 利秋君

一、去る二十日、議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
多賀谷貞穂君 加藤 清二君

五四

井村

上村千一郎

井村

去る十四日、

ニ
ユ
ー
・
ジ
ー

改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(条約受領)

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

百貨店法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

商店街振興組合法の一部を改正する法律案

旧沖縄県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案

一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る十六日委員会に付託された条約は次の通りである。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

通商に関する日本国とニュー・ジランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(条約第二号)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(予)

日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(予)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

大蔵委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第一号)(予)

百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第二号)(予)

以上二件 商工委員会 付託

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

商店街振興組合法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第三号)(予)

商工委員会 付託

(基政七君提出、参法第四号)(予)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(鈴木強君外四名提出、参法第五号)(予)

通信委員会 付託

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国防の整備に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する事項

一、調査の目的

一、国の行政の改善に資するため

二、公務員の制度及び給与の適正を図るため

三、栄典制度調査並びに栄典法案起草のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十一年八月十四日

衆議院議長清瀬一郎殿

内閣委員長 永山 忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、調査の目的

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十一年八月十四日

衆議院議長清瀬一郎殿

し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十一年八月十四日

衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員長 白井 莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、学校教育に関する事項

二、社会教育に関する事項

三、体育に関する事項

四、学術研究及び宗教に関する事項

五、国際文化交流に関する事項

六、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その一) 閣議を省略した議長の報告

一、調査承認要求書

一、調査事項

一、厚生関係及び労働関係の基
本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆
衛生、社会福祉及び人口問題
に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇
用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査
し、対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面か
ら説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四条によ
り承認を求め。

昭和三十七年八月十四日

衆議院議長 清瀬一郎殿
社会労働 秋田 大助
委員長

一、常任委員長から提出した次の国政
調査承認要求に対し、議長は去る十
五日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

五、港海に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

九、調査の目的

十、調査の方法

十一、調査の期間

十二、調査の目的

十三、調査の方法

十四、調査の期間

たいから衆議院規則第九十四条によ
り承認を求め。

昭和三十七年八月十五日

衆議院議長 清瀬一郎殿
外務委員長 野田 武夫
委員長

一、調査承認要求書

一、調査事項

二、農林水産物の振興に関する
事項

三、農林水産物に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農業災害補償に関する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

五、港海に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

九、調査の目的

十、調査の方法

十一、調査の期間

十二、調査の目的

十三、調査の方法

十四、調査の期間

十五、港海に関する事項

十六、海上保安に関する事項

十七、観光に関する事項

十八、気象に関する事項

十九、調査の目的

二十、調査の方法

二十一、調査の期間

二十二、調査の目的

二十三、調査の方法

二十四、調査の期間

二十五、港海に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

九、調査の目的

十、調査の方法

十一、調査の期間

十二、調査の目的

十三、調査の方法

十四、調査の期間

十五、港海に関する事項

十六、海上保安に関する事項

十七、観光に関する事項

十八、気象に関する事項

十九、調査の目的

二十、調査の方法

二十一、調査の期間

二十二、調査の目的

二十三、調査の方法

二十四、調査の期間

二十五、港海に関する事項

二十六、海上保安に関する事項

二十七、観光に関する事項

二十八、気象に関する事項

二十九、調査の目的

三十、調査の方法

三十一、調査の期間

三十二、調査の目的

三十三、調査の方法

三十四、調査の期間

三十五、港海に関する事項

三十六、海上保安に関する事項

三十七、観光に関する事項

三十八、気象に関する事項

三十九、調査の目的

四十、調査の方法

昭和三十七年八月十七日
通信委員長 本名 武
衆議院議長 清瀬一郎殿

一、調査承認要求書

一、調査事項

二、国土計画に関する事項

三、地方計画に関する事項

四、都市計画に関する事項

五、河川に関する事項

六、道路に関する事項

七、住宅に関する事項

八、建設行政の基本施策に関する
事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

五、港海に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

九、調査の目的

十、調査の方法

十一、調査の期間

十二、調査の目的

十三、調査の方法

十四、調査の期間

十五、港海に関する事項

十六、海上保安に関する事項

十七、観光に関する事項

十八、気象に関する事項

十九、調査の目的

二十、調査の方法

二十一、調査の期間

二十二、調査の目的

二十三、調査の方法

二十四、調査の期間

二十五、港海に関する事項

二十六、海上保安に関する事項

関係各方面から説明聴取及び資
料の要求等

四、調査の期間

五、港海に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

九、調査の目的

十、調査の方法

十一、調査の期間

十二、調査の目的

十三、調査の方法

十四、調査の期間

十五、港海に関する事項

十六、海上保安に関する事項

十七、観光に関する事項

十八、気象に関する事項

十九、調査の目的

二十、調査の方法

二十一、調査の期間

二十二、調査の目的

二十三、調査の方法

二十四、調査の期間

二十五、港海に関する事項

二十六、海上保安に関する事項

二十七、観光に関する事項

二十八、気象に関する事項

二十九、調査の目的

三十、調査の方法

三十一、調査の期間

三十二、調査の目的

三十三、調査の方法

三十四、調査の期間

三十五、港海に関する事項

三十六、海上保安に関する事項

三十七、観光に関する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会を設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和三十七年八月二十一日

商工委員長 逢澤 寛

衆議院議長清瀬一郎殿

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井堀繁男君提出新荒川大橋補修並びに新規架設に関する質問に対する答弁書

新荒川大橋補修並びに新規架設に関する質問主意書

昭和三十七年八月二十三日 衆議院会議録第六号(その一) 議案に関する報告書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十七年八月七日

提出者 井堀 繁男

衆議院議長清瀬一郎殿

新荒川大橋補修並びに新規架設に関する質問主意書

新荒川大橋は、日光―東京路線の二級国道で、その位置は新荒川及び新河岸川に架設されているものである。昭和三年に地方道として架設された鋼橋でその幅員は七・五メートル、長さは六四メートルであるが破損著しく、地盤沈下のため橋脚は上下にまたは左右に不等沈下し、橋面は老朽のため損壊はなほだしく危険の上なく、特に交通量は最近とくに急増し、一日二万余台の自動車の往復があるため昼間は歩行者や自転車の道行は不能となり、事故もまたひん発するなど住民の生命は脅かされ、たびたび交通の機能は途絶し混乱を繰り返している。

この現況を打開するための措置としていかなる補修計画を立てているか。また、新橋架設をすみやかに行なう必要があると思ひが、新規架設計画についてその規模及び時期などを明らかにされたい。

右質問する。

昭和三十七年八月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員井堀繁男君提出新荒川大橋補修並びに新規架設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井堀繁男君提出新荒川大橋補修並びに新規架設に関する質問に対する答弁書

新荒川大橋は、現在主要地方道東京岩槻線の一部をなすものであつて、東京都及び埼玉県の区域の境界に係る荒川及び新河岸川に架設されている橋梁で、その管理は東京都及び埼玉県の共同管理になつてゐる。(同路線は、昭和三十八年四月一日より二級国道日光東京線に昇格する。)

(1) 本橋の補修計画については、両管理者において、本年度予算としてそれぞれ一千万円、計二千万円を計上しており、沈下の嵩上げ、橋脚の補強、橋面の舗装、伸縮継手の補修等の工事を早急に着手する予定である。

(2) 本橋の改良計画については、将来東京都の放射十号線が本橋に取り付け計画があり、また昭和三十五年度から着手している埼玉県川口市側の都市計画事業とも関連するため、これらの計画とも併せて来年度着工を目途として検討中である。

なお、本橋の約二キロメートル下流の東京都足立区北鹿浜町及び北区神谷町二丁目地内に環状七号線に係る新橋梁(鹿浜大橋及び神谷橋)の架設が本年度から着手しており、その完成によつて新荒川大橋の交通混雑が相当緩和される見込みである。

右答弁する。

一 議案の要旨及び目的

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十回国会閣法第一五九号)に関する報告書

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

本案は、去る第四十回国会に提出され閉会中継続審査していたもので、国がその一部を負担する公立学校施設災害復旧費の算定基準は、従来、原形復旧が原則であつたが、今回、これを改め、「鉄筋コンクリート造または鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造または鉄骨造に」、「鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造に」、改良して復旧する場合も、原形に復旧するものとみなして算定するよう、現行規定を改正するものである。

二 議案の可決理由

公立学校の建物の災害復旧については、学校教育の円滑な実施を確保し、かつ、災害時における地域社会の安全救助に役立てるため、学校施設の恒久建築化が緊要事として近時強く要望されているが、現行法の例外的改良復旧ではこの要望に十分応じ得ない。よつて、「鉄筋コンクリート造または鉄骨造」でなかつたものを、「鉄筋コンクリート造または鉄骨造」に、「鉄骨造を鉄筋コンクリート造」に改良して復旧する場合に、これを原形復旧とみなし、国がその経費の一部を負担し得るようにするとは、時宜に適したものである。この通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十七年八月二十二日

文教委員長 床次 徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(すなわち、いわゆるガリオア・エロア等の返済協定)に基づいて政府が合衆国政府に対して負うこととなる債務は、米対日援助見返資金特別会計廃止の際、その資産を承継した産業投資特別会計の負担とする。ことに、この債務の元金四億九千万ドルに相当する円金約千七百六十四億円を資本から債務に振り替える等の措置を行ない、また、この債務の元利金の支払をこの会計の歳出とすることとしている。

二 この特別会計においては、昭和三十七年度において、日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫等に対して、総額五百三十二億円の投資を行なうこととしているが、その財源の一部に充てるため、一般会計から二百三十億円をこの会計に受け入れることができることとしている。

二 議案の可決理由

ガリオア・エロア等返済協定は、すでに前国会において承認されており、この協定に基づいて政府が本年度中に支払うべき第一回の賦払金に係る予算及び一般会計から二百三十億円をこの会計に繰り入れることについては、予算上の承認は得ており、また、本案と

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

議案の要旨及び目的

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二)

同一内容の議案が前国会において衆議院を通過し、参議院において審議未了となつたいきさつもあるので、本案は時宜に適した妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の有馬輝武君外十一名より、本法律案の撤回を求めるの動議が提出されたが、否決された。

三 経費

米国対日援助債務の処理に必要な経費(昭和三十七年度分)として約七十九億円、一般会計より受け入れる金額として二百三十億円が昭和三十七年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年八月二十二日

大蔵委員長 白井 莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院會議録第四号中正誤

ペシ段 行 誤 正
 五 一 三〇) 核軍核 核軍核
 五 二 現実 は 現実 に

明治三十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日

定価 一部 十五円
 (但し良質紙は二十円)
 (郵送料共)
 発行所 東京都新宿区市谷本村町一丁目
 大蔵省印刷局 官報課
 電話 東京 三二一〇五(代)

官報

昭和三十七年八月二十三日

第四十二回 衆議院會議録 第六号(その二)

〔本号(その一)参照〕

地方公務員共済組合法案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

地方公務員共済組合法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 組合及び連合会

第一節 組合(第三条―第二十六条)

第二節 連合会(第二十七条―第三十八条)

第三章 組合員(第三十九条―第四十一条)

第四章 給付

第一節 通則(第四十二条―第五十二条)

第二節 短期給付

第一款 通則(第五十三条―第五十五条)

第二款 保健給付(第五十六条―第六十条)

第三款 休業給付(第六十一条―第六十六条)

第四款 給付(第六十七条―第七十一条)

第五款 給付の制限(第七十二条―第七十三条)

第六款 遺族給付(第七十四条―第七十五条)

第七款 遺族給付(第七十六条―第七十七条)

第八款 遺族給付(第七十八条―第七十九条)

第九款 遺族給付(第八十条―第八十一条)

第十款 遺族給付(第八十二条―第八十三条)

第十一款 遺族給付(第八十四条―第八十五条)

第十二款 遺族給付(第八十六条―第八十七条)

第十三款 遺族給付(第八十八条―第八十九条)

第十四款 遺族給付(第九十条―第九十一条)

第十五款 遺族給付(第九十二条―第九十三条)

第四款 災害給付(第七十二

条・第七十三条)

第三節 長期給付

第一款 通則(第七十四

条・第七十五条)

第二款 退職給付(第七十六

条・第七十七条)

第三款 療養給付(第七十八

条・第七十九条)

第四款 遺族給付(第九十三

条・第九十四条)

第五款 地方公共団体の長に

対する長期給付の特

例(第九十五条―第九

十七条)

第四節 給付の制限(第九十八

条・第九十九条)

第五章 福祉事業(第一百

零条・第一百零一条)

第六章 費用の負担(第一百

零二条・第一百零三

条)

第七章 審査請求(第一百

零四條・第一百零五

条)

第八章 地方公務員共済組合審議

会(第一百零六条―第

百零七条)

第九章 雑則(第一百零八

条・第一百零九条)

第十章 罰則(第一百一十

条・第一百一十一条)

第十一章 地方議会議員の年金制

度(第一百五十一条―第

百七十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公務員の

病氣、負傷、出産、休業、災害、

退職、療養若しくは死亡又はその

被扶養者の病氣、負傷、出産、死

亡若しくは災害に關して適切な給

付を行なうため、相互救済を目的

とする共済組合の制度を設け、そ

の行なうこれらの給付及び福祉事

業に關して必要な事項を定め、も

つて地方公務員及びその遺族の生

活の安定と福祉の向上に寄与する

とともに、公務の能率の運営に資

することを目的とし、あわせて地

方議會議員の年金制度に關して定

めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の

共済組合の健全な運営と発達が図

られるように、必要な配慮を加え

るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除

く)において、次の各号に掲げる

用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること

を要する地方公務員(地方公務

員法(昭和二十五年法律第二百

六十一号)第二十七条第二項に

規定する休職の処分を受けた

者、同法第二十九条第一項に規

定する停職の処分を受けた者、

法律又は条例の規定により職務

に専念する義務を免除された者

及び常時勤務に服することを要

しない地方公務員のうちその勤

務形態が常時勤務に服すること

を要する地方公務員に準ずる者

で政令で定めるものを含むもの

とする。をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主

として組合員の収入により生計

を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし

ていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)、子、父母、

孫、祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一世帯に属する

三親等内の親族で前号に掲げ

る者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をし

ていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にあるものの父

母及び子並びに当該配偶者の

死亡後におけるその父母及び

子で、組合員と同一の世帯に

属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であ

つた者の配偶者、子、父母、孫

及び祖父母で、組合員又は組合

員であつた者の死亡の当時主と

してその収入により生計を維

持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由

により職員でなくなること(職

員でなくなつた日又はその翌日

に再び職員となる場合における

その職員でなくなることを除

く)をいう。

五 給料 地方公務員法第二十五

条第二項第一号に規定する給料

表に掲げる給料で月額をもつて

支給されるもの又はこれに相当

する給与で政令で定めるものを

いう。

2 前項第二号又は第三号の規定の

適用上、主として組合員の収入に

より生計を維持することの認定に

關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用につ

いては、子又は孫は、十八歳未満

でまだ配偶者がいない者又は組合

員若しくは組合員であつた者の死亡

の當時から引き続き別表第四の上

欄に掲げる程度の療養の状態にあ

る者に限るものとし、組合員又は

組合員であつた者の死亡の當時胎

児であつた子が出生した場合に

は、その子は、これらの者の死亡の

當時主としてその収入によつて生

計を維持していたものとみなす。

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

(設立)

第三条 次の各号に掲げる職員の区

分に従い、当該各号に掲げる職員

をもつて組織する当該各号の地方

公務員共済組合(次項に規定する

都市職員共済組合を含む、以下

「組合」という)を設ける。

一 道府県の職員(次号及び第三

号に掲げる者を除く) 地方職員共済組合

- 二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く)の職員
- 三 都道府県警察の職員
- 四 都府の職員(特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く) 都府員共済組合
- 五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という)の職員(第二号に掲げる者を除く) 指定都市員共済組合
- 六 指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く) 都道府県下の市町村職員共済組合
- 七 この法律の施行の日以前において、旧市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定の全部の適用を受けていなかった指定都市以外の市(以下この項において「市」という)の職員(前項第二号に掲げる者を除く)については、同項第六号の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一の市の職員又は二以上の市の職員をもつて組織する都府員共済組合を設けることができる。
- 八 地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合、全部事務組合及び役場事務組合(以下この項において「一部事務組合等」という)の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。(法人格)
- 第四号 組合は、法人とする。
- 第二号 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- (定款)
- 第五号 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 運営審議会又は組合会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 組合員の範囲その他組合員に関する事項
- 七 給付に関する事項
- 八 掛金に関する事項(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十八条第一項第七号に掲げる事項を除く。)
- 九 資産の管理その他財務に関する事項
- 十 その他他組織及び業務に関する重要事項
- 二 前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合(以下「地方職員共済組合等」という)並びに都府員共済組合及び指定都市職員共済組合(以下「都府員共済組合等」という)の定款にあつては、地方公務員共済組合審議会に関する事項を定めなければならない。
- 三 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 四 主務大臣は、第一項第八号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。
- 五 自治大臣は、地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは、大蔵大臣の意見をきかなければならない。
- 六 主務大臣は、第一項各号(第八号を除く)及び第二項に掲げる事項について、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。
- 七 組合は、第三項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。
- 八 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。
- 九 組合に、定款の変更について第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
- (運営審議会及び組合会の設置)
- 第六号 地方職員共済組合等に運営審議会を、都府員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。
- (運営審議会)
- 第七号 運営審議会は、委員十人以上で組織する。
- 二 委員は、主務大臣がその組合の組合員のうちから命ずる。
- 三 主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないよう、相当の注意を払わなければならない。
- 第八号 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
- 一 定款の変更
- 二 運営規則の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 二 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
- (組合会)
- 第九号 組合会は、二十人以上の職員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村職員共済組合の組合会にあつては、二十人をこえ、三十人以上の職員をもつて組織することができる。
- 二 都府員共済組合等の組合会の委員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。
- 三 市町村職員共済組合の組合会の委員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。
- 四 一の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。
- 五 二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員の選任については、当該都市職員共済組合に係る市の数が当該組合の組合会の議員の定数の半数に満たない場合は第二項の規定を、当該組合の組合会の議員の定数の半数以上である場合は第三項の規定を準用するものとする。この場合において、第二項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の市長が協議して定める市長」と読み替へるものとする。
- 六 議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 七 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。
- 八 組合会は、理事長が招集する。組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。
- 九 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
- 十 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。
- 十一 前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 運営規則の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 五 その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2 理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において組合会を招集する暇がないと認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)
第十一条 組合に、役員として理事長、理事若干人及び監事三人を置く。

(役員の職務)
第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者が

その職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

(役員)の任命又は選挙
第十三条 地方職員共済組合等の理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 地方職員共済組合等の理事は、理事長が、主務大臣の認可を受けて任命する。

3 都職員共済組合等の理事長は、第六項第一号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

4 市町村職員共済組合の理事長は、第六項第二号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

5 都市職員共済組合の理事長は、次項第三号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

6 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事は、次の各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

一 都職員共済組合等 都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員

二 市町村職員共済組合 市町村長が選挙した組合会の議員

7 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

(役員)の任期等
第十四条 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、任期は、前任者の残任期間とする。

2 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員が組合会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

3 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

4 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(地方職員共済組合等の役員)の解任
第十五条 主務大臣又は地方職員共済組合等の理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに連しないとき、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 地方職員共済組合等の理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(理事長の代表権の制限)
第十六条 組合と理事長(第十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

(運営規則)
第十七条 組合は、組合の業務を執行するために必要な事項で主務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 組合は、運営規則を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(地方公共団体の便宜の供与)
第十八条 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)
第十九条 組合の役員及び組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について

ては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)
第二十条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)
第二十一条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(決算)
第二十二条 組合は、毎事業年度の決算を事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 組合は、前項の書類を作成したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、あわせてこれを事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(借入金の制限)
第二十三条 組合は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会から借り入れる場合を除き、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するために必要な場合において、

主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第二十四条 組合は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十五条 組合の業務上の余剰金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。この場合において地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余剰金の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該都道府県知事の意見をきくものとする。

2 公立学校共済組合は、その責任準備金のうち、公立の義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員である組合員に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定による保

険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

(主務省令への委任)

第二十六条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 連合会

(連合会)

第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する都市職員共済組合連合会を置く。

2 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業を行なう。

一 組合の業務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行なわれるように、組合の事務の指導を行なうこと。

三 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合を定めること。

四 長期給付積立金及び災害給付積立金を管理すること。

五 福祉事業を行なうこと。

六 その他その目的を達成するため

めに必要な事業

3 連合会は、法人とする。

4 連合会は、主たる事務所を東京部に置く。

(定款)

第二十八条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 総会に關する事項

六 役員に關する事項

七 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合に關する事項

八 長期給付積立金及び災害給付積立金に關する事項

九 経費の分賦及び会計に關する事項

十 地方公務員共済組合審査会に關する事項

十一 その他組織及び業務に關する重要事項

十二 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第二十九条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(総会)

第三十条 連合会に、総会を置く。

2 総会は、各組合の理事長である

議員及び市町村長が選挙した組合会の議員の選挙した各組合の理事(市長が任命した組合会の議員の選挙した理事を含む。次項において同じ。)以外の各組合の理事が互選する議員九人をもつて組織する。

3 前項の規定により互選された議員の任期は、その者の当該組合における理事の任期による。ただし、その者が、組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失ふ。

(総会の招集)

第三十一条 総会は、理事長が招集する。総会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、理事長は、総会を招集しなければならない。

(総会の権限)

第三十二条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五 その他連合会の業務に關する重要事項で定款で定めるもの

2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することが出来る。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会において

これを報告し、その承認を求めなければならない。

4 総会は、監事に対し、連合会の業務に關する監査を求め、その結果の報告を請求することが出来る。

(役員)

第三十三条 連合会に、役員として理事長、理事十一人及び監事三人を置く。

2 理事長は、各組合の理事長である理事のうちから理事が互選する。

3 理事は、総会の議員が互選する。ただし、理事のうち二人は、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員でなければならない。

4 監事は、総会において、学識経験を有する者、各組合の理事長である総会の議員及び各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員が総会の議員の職を失つたときは、役員の職を失ふ。

7 役員は、その任期が満了して、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

(役員職務)

第三十四条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行する。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 連合会と理事長（第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

第三十五条 連合会は、借入金をしてはならない。ただし、連合会の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（長期給付積立金及び災害給付積立金）

第三十六条 長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付（これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。）の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

4 第一項の積立金は、政令で定め

るところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

（資料の提出の請求）

第三十七条 連合会は、その業務に關して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（準用規定）

第三十八条 第五項第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十五条第一項から第三項まで、第二十五条の規定は連合会について、第九条第九項から第十一項までの規定は組合について、第十九条の規定は連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五項第九項中「第三項」とあるのは、「第二十八条第二項」と、第九項第十項中「第十二条第一項後段」と読み替へるものとする。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

第三章 組合員

（組合員の資格の得喪）

第三十九条 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三項第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

2 組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

（組合員期間の計算）

第四十条 組合員である期間（以下「組合員期間」という。）の計算は、「組合員期間」という。）の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年数に数える。

2 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間（通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合員期間を含む。）については、この限りでない。

4 前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するとき、その月は、後の組合員期間には算入しない。

（責任準備金の移換）

第四十一条 組合員（組合員であつた者が退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものを含む。）が他の組合の組合員の資格を取得した場合においては、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移換しなければならない。

2 前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第四章 給付

第一節 通則

（組合の給付）

第四十二条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病氣、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關し、第五十三条に規定する短期給付を行なうほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、長期給付を行なうものとする。

（給付の決定及び支払）

第四十三条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、公務上の災害に対する補償の実施機関の意見をきかなければならない。

（給付額の算定の基準となる給料）

第四十四条 短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給

付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百四十四条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

（遺族の順位）

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、第二項第一項第三号に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は

同順位者となることのできる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六條 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七條 この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族(弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第四十八條 組合員が第百十五條第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く)があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

べき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第四十九條 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十七條第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七條第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(第六十條に規定する保険医をいう。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行なわれたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第五十條 組合は、給付事由(第七十二條又は第七十三條の規定による給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行なつた給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から

同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第五十一條 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十二條 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

(短期給付の種類)

- 第五十三條 この法律による短期給付は、次のとおりとする。
- 一 療養の給付及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 出産費
- 四 配偶者出産費
- 五 育児手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 傷病手当金
- 九 出産手当金
- 十 休業手当金
- 十一 弔慰金
- 十二 家族弔慰金

十三 災害見舞金

(附加給付)

第五十四條 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十五條 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならぬ。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。

ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実が生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十六條 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行なう。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行なうものとする。

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七條 組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 組合の経営する医療機関又は薬局

二 組合員(他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)のための療養を行なうことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三條ノハの規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額

し、又はその支払を要しないものとする。ことができる。

3 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払った一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

4 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたところにより算定した金額(当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとるところにより算定した金額)とする。

(療養費)
第五十八條 組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六條第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受

け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額(第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内では組合が定める金額)とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4 前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

(家族療養費)

第五十九條 被扶養者が第五十七條第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3 被扶養者が第五十七條第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4 被扶養者が第五十七條第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6 第五十六條、第五十七條第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替へるものとする。

(保険医療機関の療養担当等)
第六十條 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三條ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

(療養の給付期間)
第六十一條 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)に關しては、これらの給付(他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。)の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を受けることができない期間、継続してこれを受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合員若しくは他の組合の組合員又はこれらの被扶

養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

(他の法令による療養との調整)
第六十二條 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行なわれない。

(出産費及び配偶者出産費)
第六十三條 組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が出産したときは、配偶者出産費として、給料の半月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

(育児手当金)
第六十四條 組合員又はその被扶養者である配偶者(次項の規定の適用を受ける者を除く。)が出産したとき(引き続きその生まれた子を育てないときを除く。次項において同じ。)は、育児手当金として、二千四百円を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員

であつた者が退職した場合において、その者がその退職後六月以内に出生したときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらな
いで死亡したときは、その死亡の
当時被扶養者であつた者が埋葬を
行なうものに対し、埋葬料として、
給料の一月分に相当する金額を
支給する。ただし、その金額が
六千円に満たない場合には、六千
円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給
を受けるべき者がない場合には、
埋葬を行なつた者に対し、同項に
規定する金額の範囲内で、埋葬に
要した費用に相当する金額を支給
する。

3 被扶養者(次条第一項の規定の
適用を受ける者を除く)が死亡し
たときは、家族埋葬料として、第
一項の規定による埋葬料の金額の
百分の五十に相当する金額を支給
する。

第六十六条 第六十一条第二項の規
定により療養に關する給付を受け
ている者(当該給付が家族療養費
である場合には、療養を受けてい
る被扶養者であつた者。以下この
項において「継続療養受給者」とい
う。)が死亡したとき、継続療養受
給者であつた者がその給付を受け
なくなつた日後三月以内に死亡し
たとき、又は組合員であつた者が
退職後三月以内に死亡したときは
、前条の規定に準じて埋葬料又は
家族埋葬料を支給する。

2 第六十一条第二項ただし書の規
定は、前項の場合について準用す
る。

(日雇労働者健康保険法による給
付との調整)

第六十七条 家族療養費、配偶者出
産費又は家族埋葬料は、同一の病
気、負傷、出産又は死亡に關し、
日雇労働者健康保険法(昭和二十
八年法律第二百七号)の規定によ
り療養の給付又は分べん費若しくは
埋葬料の支給があつた場合には、
その限度において、支給しない。

第三款 休業給付

(傷病手当金)

第六十八条 組合員が公務によらな
いで病氣にかかり、又は負傷し、
療養のため引き続き勤務に服する
ことができない場合には、傷病手
当金として、勤務に服することが
できなくなつた日以後三日を經過
した日から、その後における勤務
に服することができない期間一日
につき給料日額の百分の八十に相
当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが
病院又は診療所に収容されている
場合に支給すべき傷病手当金の額
は、前項の規定にかかわらず、給
料日額の百分の六十に相当する金
額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一
の傷病については、第一項に規定
する勤務に服することができなくな
つた日以後三日を經過した日
(同日において第七十一条の規定
により傷病手当金の全部を支給し
ないときは、その支給を始めた

日)から通算して六月間(結核性
の病氣については、三年間)とす
る。

4 第六十一条第二項の規定は、傷
病手当金の支給について準用す
る。

5 第三項の場合又は前項において
準用する第六十一条第二項の場合
において、傷病手当金の支給期間
中に療養の給付又は療養費の支給
期間が経過したときは、傷病手当
金の支給期間は、これらの規定に
かわらず、当該傷病手当金の支
給を始めた日から当該療養の給付
又は療養費の支給期間が経過した
日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定によ
り出産手当金を支給する場合に
は、その期間内は、支給しない。
(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合
には、出産手当金として、出産の
日前四十二日以内及び出産の日以
後四十二日以内において勤務に服
することができなかつた期間一日
につき給料日額の百分の八十に相
当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員
であつた者が退職後六月以内に
出産した場合について準用する。

3 第六十二条第二項ただし書の規
定は前項の場合について、前条第
二項の規定は出産手当金の支給に
ついて、それぞれ準用する。この
場合において、第六十三条第二項
ただし書中「出産費」とあるのは、
「その資格を取得した日以後の
期間に係る出産手当金」と読み
替へるものとする。

4 一年以上組合員であつた者が退
職した際に出産手当金を受けてい
るときは、その給付は、第一項に
規定する期間内は、引き続き支給
する。この場合においては、第六
十一条第二項ただし書の規定を準
用する。

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に
掲げる事由により欠勤した場合に
は、休業手当金として、その期間
(第二号から第四号までの各号に
ついては、当該各号に掲げる期間
内においてその欠勤した期間)一
日につき給料日額の百分の六十に
相当する金額を支給する。ただし、
傷病手当金又は出産手当金を
支給する場合には、その期間内
は、この限りでない。

一 被扶養者の病氣又は負傷
二 組合員の配偶者の出産 十四
日

三 組合員の公務によらない不慮
の災害又は被扶養者に係る不慮
の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡
又は二親等内の血族若しくは一
親等の姻族で主として組合員の
収入により生計を維持するもの
若しくはその他の被扶養者の婚
姻若しくは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、
運営規則で定める事由 運営規
則で定める期間
(給料との調整)
第七十一条 傷病手当金、出産手
当金又は休業手当金は、その支給期
間に係る給料の全部又は一部を受
ける場合には、その受ける金額を

基準として政令で定める金額の限
度において、その全部又は一部を
支給しない。

第四款 災害給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養
者が水災火災その他の非常災害に
より死亡したときは、組合員につ
いては給料の一月分に相当する金
額の弔慰金をその遺族に、被扶養
者については給料の半月分に相当
する金額の家族弔慰金を組合員に
支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定す
る非常災害によりその住居又は家
財に損害を受けたときは、災害見
舞金として、別表第一に掲げる損
害の程度に応じ、同表に定める月
数を給料に乘じて得た金額を支給
する。

第三節 長期給付

第一款 通則

(長期給付の種類)
第七十四条 この法律による長期給
付は、次のとおりとする。

- 一 退職年金
 - 二 減額退職年金
 - 三 通算退職年金
 - 四 退職一時金
 - 五 返還一時金
 - 六 療養年金
 - 七 療疾一時金
 - 八 遺族年金
 - 九 遺族一時金
 - 十 死亡一時金
- (年金の支給期間及び支給期月)
第七十五条 年金である給付は、その
給付事由が生じた日の属する月の翌

月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(退職給付と廃疾給付との調整)

第七十六条 廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は、支給しない。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十七条 組合は、年金である給付の支給に必要の範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職給付

(退職年金)

第七十八条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(二年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節及び附則第二十条第二項において同じ。)一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合に、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料年額の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

(退職年金の停止)

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。)でその

退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。)でその

第八十条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額(当該退職年金の額について第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。)に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第八十一条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合において、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。)でその

第八十二条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合に、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料年額の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第八十一条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合において、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。)でその

第八十三条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合に、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料年額の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第八十一条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合において、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。)でその

(通算退職年金)

第八十二条 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の定めるところによる。

2 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。
二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千元
二 給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(退職一時金)
第八十三条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 給料日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第三に定める率を乘じて得た金額

3 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内、退職一時金の額の計算上、前項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(返還一時金)
第八十四条 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受けようとする旨を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同項第一号に掲げる金額。次条第一項及び第九十九条第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受けようとする旨を有する者となつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第八十二条第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受けようとする者となることにより返還一時金の支給を受けようとする者について準用する。

た者について準用する。
第八十五条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合(退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受けようとする者となつた場合を除く。)において、六十歳に達した日(六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日)から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受けようとする旨を有することとなつた者については、そのなつた日)」とあるのは、「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受けようとする者となつたことにより返還一時金」とあるのは、「返還一時金」と読み替へるものとする。

第三款 廃疾給付
第八十六条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一 公務により病気にかかり、又は負傷した組合員、その公務による傷病(以下「公務傷病」という。)の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の

廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二 組合員となつて一年以上経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者その傷病の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2 前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金(以下「公務による廃疾年金」という。)については、公務傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第一号に規定する療養補償若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金(以下「公務によらない廃疾年金」という。)については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができない期間内になつた時又はなお

療疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

らないがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会に付することを適当と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

(廃疾年金の額)

第八十七条 公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄に掲げる率を乗じて得た金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が給料年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄に掲げる率を乗じて得た金額(組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後に廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合に、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

(廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等)

第八十八条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2 第八十六条第二項の規定は前項に規定する退職の時について、同条第三項の規定は前項の規定による廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その権利は、消滅する。

4 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合(遺族年金を支給する場合を除く。)において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第

二項第一号に掲げる金額(公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額)より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に關する規定(第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条の規定を除く。)の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、給料十二月分に達するまでの金額については廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十八条第三項、前条第三項及び第九十九条第三項の規定の適用については、第七十八条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十八条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を給料日額で除して得た数に相当する日数(その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数)に同じ同表の上欄に掲げる期間」と、同項第二号中「二月から控除」とあるのは「第八十八条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る給料の額で除して得た数に相当する月数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月

数)から控除」とする。

(二)以上の廃疾がある場合の取扱

第八十九条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十六条第一項各号の病氣又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第八十七条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものとみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額(当該公務傷病による廃疾の程度が別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとされたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額)とする。

い廃疾年金の額から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行ないものとす

(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第九十条 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が、再び退職した場合において、その退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 第八十六条第二項の規定は、前項に規定する退職の時について準用する。

4 前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときは、その改定額が、改定前の廃疾年金の額(改定前廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定前廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。)に前後の組合員期間を合算

した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

5 第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときは、その改定額が、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

- 一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額より少ないときは、改定前の廃疾年金の額
- 二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年未満の場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に当該組合員期間の年数(当該年数が十年未満であるときは、十年)を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額
- 三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数(当該年数が十年未満であるときは、十年)を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額

うち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加えるべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加えた額より少ないときは、その加えた額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額

6 前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた給料年額に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第八十七条第一項ただし書(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて改定額とする。

(公務による廃疾年金と障害補償との調整)
第九十一条 公務による廃疾年金は、労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保

險法第十二条第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

- 一 別表第四の上欄の二級に該当する者 百分の三十
- 二 別表第四の上欄の二級に該当する者 百分の二十
- 三 別表第四の上欄の三級に該当する者 百分の十

第九十二条 一年以上組合員であつた者が公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時(第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になつた時)に、その傷病の結果として、別表第五に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、給料の十二月分を支給する。

2 一年以上組合員であつた者が組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に対する前項の規定の適用については、「別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第四又は別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、そ

の傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)とする。

3 同時に二以上の廃疾があるときは、前二項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を前二項に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四款 遺族給付
(遺族年金)
第九十三条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

- 一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合 給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)
- 二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合 その者が受ける権利を有していた退職年金(退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金)の額の百分の五十に相当する金額
- 三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡し

た場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合 給料年額の百分の十に相当する金額(組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を加えた金額)

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合 給料年額の百分の十に相当する金額

2 前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円に満たないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 第一項第一号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額を控除した金額
- 二 第一項第二号に規定する者 同号に掲げる金額(その額が二万一千三百六十円からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

3 前項の規定は、減額退職年金（第二百一条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の員となり、再び退職した場合について準用する。

（退職一時金の特例）

第二百五条 第二百一条第一項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第六百六条 地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項及び第二項中「給料年額」とあるのは「第

間」と、「二十年」にあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第一百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第一百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」として、これらの規定及び第九十条第六項の規定を適用する。

2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

（遺族年金の特例）

第百七条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項中「第七十八条第三項各号」とあるのは「第

百二条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

第四節 給付の制限

第二百八条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、廢疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせたる場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、廢疾、死亡又は災害に係る給付は、行なわず、また、当該廢疾については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

第三節第四款の規定による遺族給付（第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百二十六条第三項において同じ。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行なわれない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、廃疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行なわず、また、当該廃疾については、第八十八条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとして同項の規定による廃疾年金の額の改定を行なうことができる。

第百九条 組合がこの法律に基づく給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに應じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわないことができる。

第百十條 第百十五條第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行なわないことができる。

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せ

られた場合又は組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行なわれないことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわれないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章 福祉事業
〔福祉事業〕

第一百十二條 組合（連

以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうことである。

一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三 組合員の貯金の受入れ又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付け

五 組合員の需要する生活必需物資の供給

六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

3 組合は、第一項各号に掲げる事業を行なうに当たつては、他の組合と共同して行なう等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行なわれるように努めなければならない。

第六章 費用の負担

第百十三条 組合の給付に要する費用は、次の定めるところにより、政令で定める職員（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る長期給付に要する費用にあつては、市町村職員共済組合を組織する職員のすべて又は都市職員共済組合を組織する職員のすべて）を単位として、算定するものとする。この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行なうものとする。

一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度

の同項の掛金及び負担金の額が平均的になるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百三十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金をもつて充てて、

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く）掛金百分の四十五、地方公共団体の負担金百分の五十五

三 公務による廃疾年金又は第九十三条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

3 前項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

4 地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六

の職員団体を含む。）又は地方公務員共済組合（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百三十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、組合の定款（市町村職員共済組合及び都市職

員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合については、連合会の定款）で定める。

3 組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

（掛金等の給与からの控除）
第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与（地方自治法第二百四十二条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

（負担金）
第百十六条 地方公共団体の機関又は職員団体は、それぞれ第百十三条の規定により地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

第七章 審査請求
（審査請求）
第百十七条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」といふ。）に行政不服審査法（昭和三十一年法律第 号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを説明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置及び組織）
第百十八条 地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び連合会に、それぞれ審査会を置く。

2 審査会は、委員六人をもつて組織する。

その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その

業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣等)

第百三十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については自治大臣及び自治省令、公立学校共済組合については文部大臣及び文部省令、警察共済組合については内閣総理大臣及び総理府令とする。

2 主務大臣は、主務省令を定めるときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

3 自治大臣は、政令で定めるところにより、第百三十条第一項及び第四項並びに前条第一項に規定する権限に属する事務の一部を、都道府県知事をして行なわせることができる。

4 この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

(医療に関する事項等の報告)

第百三十三条 組合は、総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

(地方公共団体の報告等)

第百三十四条 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給手等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

(船員組合員の期間計算等の特例)

第百三十五条 船員保険の被保険者(以下この章において「船員」という。)である組合員(以下「船員組合員」という。)の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の定めるところによる。

(船員組合員の療養の特例)

第百三十六条 船員組合員又はその被扶養者が病気になるか、又は負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条までの規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定による。

2 前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により地方公共団体が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行なうものとする。

(船員組合員の療養以外の給付の特例)

第百三十七条 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもの

のうちその者が選択するいずれかの給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付(組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付(葬祭料を除く。))

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの(船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付)

2 前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に関する給付を除く。)

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法との関係)

第百三十八条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十九条 地方公共団体は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に要する費用(同法第二十九条ノ三の規定による船舶所有者が負担すべき費用を含む。)については、第百三十三条第二項の規定にかかわらず、同法第五十八条の規定による国庫の負担及び同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に出した復帰希望職員についての特例)

第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるために退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職(以下「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下「復帰希望職員」という。)が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る療養給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「給料は」とあるのは、「給料(組合の運営規則で定める仮定給料を含む。以下この項において同じ。)は」とする。

4 復帰希望職員及び公庫等について

ては、当該復歸希望職員の出払の時にさかのほつて、第六章（第百十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百十三条第二項各（引き続き復歸したときを除く。）は、その組合は、政令で定めるところにより、当該復歸希望職員及び公庫等に対し、これらの者が、負担した掛金又は負担金を返還しななければならない。

(組合役職員等の取扱い)

林（市町村立学校職員給与負担法）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十四條第二項中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替へるものとする。

5 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき

第百四十一條 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受け、これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で、主務省令で定めるもの（以下「組合役員職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「運営規則で定める仮定給料」と、第百十三條第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担す

る者にあつては、都道府県。以下の条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2 連合会の役員及び連合会に使用

され、連合会から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することとを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「連合会役職員」という。）は、自治大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合役職員又は連合会役職員である組合員がその適用を受けない組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用について

ては、そのなつた日の前日に退職

(国の職員の取扱い)

第四百二十二条 常時勤務に服すること
とを要する国家公務員（国家公務
員法（昭和二十二年法律第二百十
号）第七十九条又は第八十二条に

規定する休職又は停職の処分を受

けた者。法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含まないものとし、国から給与を受けない者で政令を定めるものの以外のもを含まないものとする。で次に掲げるもの（以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。

この場合においては、国の職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一 地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員

地方職員共済組合

二 警察庁の所属職員及び警察法

（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警察官　警察共済組合
三 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

第十條第一項に規定する鹿児島

四 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第四条の規定に基づき鹿児島県の機関が行なうこととされた国の行政事務に従事する奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の見込の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百一号）第四条第一項に規定する鹿児島県の職員

地方職員共済組合

国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

第二條第一項第五号	給料 地方公務員法第二十五條第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。		
	給料	俸給	俸給 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の第五條第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。
第四十四条（見出しを含む。）	給料日額	俸給日額	
	給料年額	俸給年額	
	給料	俸給	

第六十三條第一項及び第三項 第六十五條第一項 第七十一條（見出しを含む。） 第七十二條 第七十三條 第七十八條第三項第二号 第八十二條第三項第二号 第八十八條第四項及び第五項 第九十二條第一項 第一百十四條第二項及び第三項 第一百十五條第一項及び第三項	給料	俸給
--	----	----

六六

[illegible]

3 地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る第二十四条の規定による責任準備金のうち、当該組合が当該国の職員である組合員に對し厚生年金保険法の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

4 国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

5 国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

(国家公務員共済組合法との関係)
第四百四十三条 組合員が退職し、引き続き国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三十三条に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」といふ。)の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2 組合員(組合員であつた者を含む。次項において同じ。)が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合員に係る国家公務員共済

組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項及び第四十一条の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四条 国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律(第六章を除く。)の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、国家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた国の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に對するこの法律の規定の適用については、必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員法との関係)
第四百四十五条 この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。

(主務省令への委任)
第四百四十六条 第三条から第四百四十四条までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に関し必要な細則は、主務省令で定める。

第十章 罰則

(罰則)
第四百四十七条 第三百三十条第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 次の各号の一に該当する場合に於ては、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律(第十一章を除く。)により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十七条第七項、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二條第三項(これらの規定を第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十五条第一項前段(第三十八條第一項において準用する場合を含む。)又は第三十六條第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余裕金又は連合会の積立金を運用したとき。

四 第三百三十条第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 この法律に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第四百四十九条 連合会の役員が第二十九条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第五百十条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者又はこれらの者を使用する者が第三百三十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に對して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第十一章 地方議会議員の年金制度

(地方議会議員共済会)
第五百一十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」といふ。)の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会(以下「共済会」といふ。)を設ける。

一 都道府県の議会の議員
都道府県議会議員共済会

二 市(特別区を含む。)の議会の議員
市議会議員共済会

三 町村の議会の議員
町村議会議員共済会

2 共済会は、法人とする。

3 共済会は主たる事務所に東京都に置く。

(定款)
第五百一十二条 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 年金の給付に関する事項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)
第五百一十三条 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用)
第五百一十四条 民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、共済会について準用する。

(代議員会)
第五百一十五条 共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

(役員)

第百五十六條 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以上及び監事二人以内を置く。

2 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、共済会の業務を監査する。

6 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

(余剰金の運用)

第百五十七條 共済会の業務上の余剰金は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

(共済年金の種類)

第百五十八條 共済会の給する年金(以下「共済年金」という。)は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

(在職期間の合算)

第百五十九條 共済年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。この場合において、共済金は、合算されるべき在職期間に係る共済年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

(併給の禁止)
第百六十條 一の共済会が給する共済年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

(退職年金)
第百六十一條 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職当時の標準報酬月額(第百六十六條に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

(公務傷病年金)

第百六十二條 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同條の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(遺族年金)

第百六十三條 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきとき、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各項に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同條の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職

年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同條の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(退職年金等の停止)
第百六十四條 退職年金は、これを受ける者が年滿五十五歳に達する日まで、その支給を停止する。

2 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九條第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、實在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(退職年金等の改定)

第百六十五條 第百五十九條第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

(掛金)

第百六十六條 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済年金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議会議員の報酬(地方自治法第二百三條

に規定する報酬をいう。以下同じ。の額(一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の報酬の額とする。)に基づき定款で定める標準報酬月額額の百分の五に相当する金額とする。

3 地方議会議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議会議員の報酬から前項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

(地方公共団体の負担金)
第百六十七条 共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2 前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

(非課税)

第百六十八條 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(時効)

第百六十九條 共済年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生

じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第百六十四條第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九條第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において年満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(監督)

第百七十條 共済会の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2 共済会は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3 自治大臣は、毎年少くとも一回、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

(自治省令への委任)

第百七十一條 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(罰則)

第百七十二條 第百七十條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百七十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第百五十二條第二項の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百五十三條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第百五十七條の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日(以下「施行日」とい

る。)から施行する。ただし、第百三十二條第一項、第二項及び第四項、附則第三條第三項及び第四項、附則第五條第一項から第七項まで、附則第六條第一項から第七項まで、附則第七條、附則第八條、附則第九條第一項から第四項まで、附則第十條第二項、附則第二十九條、附則第三十三條並びに附則第四十二條の規定は、公布の日から施行する。

(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)
二 市町村職員共済組合法

三 地方議會議員互助年金法(昭和三十六年法律第二十号)

(組合の存続)

第三条 この法律による改正前の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号二及び同法附則第二十條第一項第二号の規定に基づく地方職員共済組合、同法附則第二十條第一項第三号の規定に基づく公立学校共済組合又は同法第三條第二項第一号イ及び同法附則第二十條第一項第一号の規定に基づく警察共済組合(以下この条、附則第十五條及び附則第十六條において、「旧組合」という。)は、昭和三十一年十月一日において、それぞれ第三條第一項第一号から第三号までに掲げる地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の運営規則でこの法律の規定に抵触するものは、施行日からその効力を失ふものとする。

3 自治大臣、文部大臣及び警察庁長官は、施行日の前日までに、それぞれ旧組合の運営審議会の議を経て、第五條の規定の例により、地方職員共済組合等の定款を定め、及び主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき主務大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の主務大臣の認可の認可については、第五條第四項から第六項までの規定の例による。

5 地方職員共済組合等は、施行日

に、第三項の規定により認可を受けた定款を公告しなければならない。

(町村職員恩給組合等の解散)

第四条 旧町村職員恩給組合法第二條の町村職員恩給組合(以下「旧町村職員恩給組合」という。)及び同法の規定に基づく町村職員恩給組合連合会(以下「旧町村職員恩給組合連合会」という。)並びに旧市町村職員共済組合(以下「旧市町村職員共済組合」という。)及び旧市町村職員共済組合連合会(以下「旧市町村職員共済組合連合会」という。)は、この法律の施行の時ににおいて、解散するものとする。

(都職員共済組合等の設立)

第五条 都職員共済組合設立委員又は指定都市職員共済組合設立委員(以下この条において「組合設立委員」という。)は、都知事又は指定都市の市長が都(特別区を含む)以下この項及び第三項において同じ。)又は指定都市の職員のうちから指名する者十人以上及びこれと同数の、都又は指定都市の職員がその職員のうちから選挙する者とする。

2 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十一年八月十一日までに、組合設立委員の指名をしなければならない。

3 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十一年七月二十日までに、都又は指定都市の職員のうちから十人以上を、都職員共済組合設立委員選挙管理人又は指定都市職員共済組合設立委員選挙管理人(以

下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行なわなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に定める事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 都職員共済組合等は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、都職員共済組合等は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、都職員共済組合等の成立の日において、都職員共済組合等の組合会の

議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 都職員共済組合等の設立に要する費用は、当該都職員共済組合等が負担するものとする。

(市町村職員共済組合の設立)

第六條 都道府県知事は、昭和三十七年七月二十日までに、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を市町村職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

2 選挙管理人は、昭和三十七年八月一日までに、市町村職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）の定数を二十人以上（政令で定める市町村職員共済組合に係るものにあつては、二十人をこえ三十人以上）において定めなければならない。

3 組合設立委員は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するものとする。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行なわなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第四項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 市町村職員共済組合は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、市町村職員共済組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、市町村職員共済組合の成立の日において、市町村職員共済組合の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 市町村職員共済組合の設立に要する費用は、当該市町村職員共済組合が負担するものとする。

(都市職員共済組合を設立する旨の申出)

第七條 第三条第二項の規定により都市職員共済組合を設けようとする一の市又は二以上の市の市長は、昭和三十七年七月十日までに、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に申し出なければならない。

(都市職員共済組合の設立)
第八條 都市職員共済組合の設立に

ついては、次の各号に定めるところによる。

一 当該設立される都市職員共済組合が一の市の職員をもつて組織される場合にあつては、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものとする。

二 当該設立される都市職員共済組合が二以上の市の職員をもつて組織される場合にあつては、当該二以上の市の市長の協議により、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法又は附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法のいずれかの例によるものとする。この場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数に満たない場合とし、附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

2 前項の場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるときは、当該二以上の市の市長が協議して定める市長が選挙管理人及び組合設立委員を指名するものとする。

(市町村職員共済組合連合会等の設立)
第九條 自治大臣は、昭和三十七年九月二十五日までに、市町村職員

共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者の会談を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者は、前項に規定する会談において、連合会の理事長となるべき者を互選し、並びに第二十八条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和三十七年九月二十七日までに、前項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第二項の連合会の理事長となるべき者は、連合会の成立の日において、連合会の理事長となるものとする。

7 連合会の設立に要する費用は、当該連合会が負担するものとする。

(共済会の設立)
第十條 旧地方議會議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議會議員互助会、市議會議員互助会又は町村議會議員互助会

(以下「互助会」といふ。)は、施行日において、それぞれ第五百五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第五百五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

(権利義務に関する経過措置)

第十一條 市町村職員共済組合又は市町村職員共済組合連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合及び旧市町村職員共済組合又は旧町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

2 旧町村職員共済組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」といふ。)をもつて組織する地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合で恩給組合加入市町村に係る次の各号に掲げる費用を市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうためのものが施行日に成立したときは、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合が当該旧町村職員共済組合の財産を承継するものとする。

一 施行日前に恩給組合加入市町

村の職員であつた者で市町村職員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用

二 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧町村職員共済組合の条例の規定による給付の支払に要する費用

3 前項の一部事務組合の財務に関する事項については、旧町村職員共済組合第六條の二から第六條の六まで及び第九條の規定の例による。

4 第二項の承継及び同項の一部事務組合における資産の運用その他財務に關し必要な事項は、前項に定めるもののほか、政令で定める。

5 都職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合又は市町村職員共済組合は、附則第二十九條第二項の規定により解散する健康保険組合の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

(旧町村職員共済組合等の職員の身分取扱)

第十二條 地方職員共済組合等以外の組合及び連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合、旧市町村職員共済組合、健康保険組合、旧町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の職員がそれぞれ引き継ぎ組合及び連合会の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(従前の給付等)

第十三條 この附則(附則第四十條の規定に基づく別に定める法律を含む。)に別段の規定があるものの

ほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法、旧地方議会議員互助年金法(同法に基づく互助会の規約を含む。)並びに旧町村職員共済組合の退職年金及び退職一時金に關する条例の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

(被扶養者に関する経過措置)

第十四條 施行日の前日において旧市町村職員共済組合法、健康保険法又は船員保険法(以下この条において「旧市町村職員共済組合法等」といふ。)に規定する被扶養者であつた者が第二條第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き継ぎ主として第一号の組合員等の収入により生計を維持している間に限り、第二條第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病氣又は負傷により生じた病氣による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病氣についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法等の規定による傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている旧市町村職員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者(次号において「組合員等」といふ。)によつて生計を維持している者

二 その病氣又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員等が旧市町村職員共済組合法等の規定による家族療養費の支給を受けている者

(国家公務員共済組合の組合員等であつた期間に係る給付の取扱)

第十五條 旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者で組合の成立と同時に組合員となつたものに対する短期給付に關する規定の適用については、これらの者は、当該組合の成立前の旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に国家公務員共済組合法の規定による短期給付、旧市町村職員共済組合法の規定による健康給付若しくは休業給付又は健康保険法若しくは船員保険法の規定による保険給付(以下この条において「国家公務員共済組合法による短期給付等」といふ。)を受けている場合においては、当該国家公務員共済組合法による短期給付等は、この法律に基づいて当該国家公務員共

済組合法による短期給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

(資格喪失後の給付に関する経過措置)

第十六條 施行日前に旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員の資格又は附則第二十九條第二項の規定により解散する健康保険組合の被保険者(次項において「解散健康保険組合の被保険者」といふ。)の資格を喪失した者で組合員となつたものが、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法又は健康保険法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」といふ。)の規定を適用するとならば国家公務員共済組合法による短期給付、旧市町村職員共済組合法による健康給付若しくは休業給付又は健康保険法若しくは船員保険法の規定による保険給付を受けることができるときは、これらの給付は、国家公務員共済組合法等の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出産し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際現に国家公務員共済組合法第五十九條第二項(同法第六十六條第四項において準用する場合を含む。)若しくは同

法第六十七條第四項の規定により支給されている給付で旧組合の組合員に係るもの、旧市町村職員共済組合法第三十五條第二項（同法第五十七條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十八條第三項の規定により支給されている給付又は健康保険法第五十五條の規定により支給されている給付で解散健康保険組合の被保険者に係るものについては、なお従前の例により組合が支給する。

3 第六十一條第三項の規定は、前項の規定による家族療養費を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

（休業手当金の支給に関する経過措置）

第十七條 この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法第五十九條第一号又は第六十條の規定による休業手当金の支給を受けている者については、第七十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（一部負担金に関する経過措置）

第十八條 組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財産の範囲内で、一部負担金の払いもどしその他の措置で主務大臣の定めるものを行なうことができる。

（警察職員に対する長期給付の特例）

第十九條 警部補、巡查部長又は巡査である警察法第五十六條第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）に対する長期給付に関する規

定の適用については、当分の間、次条から附則第二十六條までに定めることによる。

（退職年金の特例）

第二十條 警察職員であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、警察職員の給料年額（警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四條第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（警察職員であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額を加えた金額）とする。

3 第七十八條第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四條第二項の規定により算定した給料）」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十條第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）として、同条の規定を適用する。」

第二十一條 第七十八條の規定と前条の規定とに同時に該当する者に

対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八條の規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第二十二條 附則第二十條の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額については、第八十一條第四項中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）として、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの

期間については、百分の一）として、これらの規定を適用する。

2 第四十四條第二項の規定は附則第二十條の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、第四十四條第三項の規定は減額退職年金（第四十二條又は附則第二十條の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

（退職一時金の特例）

第二十三條 附則第二十條の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第二十四條 警察職員であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十七條第一項中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の一・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）として、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の一・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）として、これらの規定を適用する。」

あるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）として、第九十條第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五とし、これらの規定を適用する。」

2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金

の額より少ないときは、当該金額を喪失年金の額とする。

3 第一項に規定する者については、第八十八条第四項の規定は、適用しない。

(遺族年金の特例)

第二十五条 警察職員であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十

条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(十五年をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五とする。）」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十

条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項中「第七十八条第三項各号」とあるのは「附則第二十条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる

遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

(船員である警察職員の特例)

第二十六条 警察職員で船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条第一項に規定する船員に該当するものについては、船員保険法第十七条本文の規定は、適用しない。

(衛視等であつた警察職員の取扱ひ)

第二十七条 国家公務員共済組合法附則第十三条に規定する衛視等(以下この条において「衛視等」という。)であつた警察職員に対する附則第十九条から前条までの規定の適用については、衛視等であつた警察職員であつたものと、同法附則第十三条から附則第十三条の八までの規定による給付は附則第十九条から前条までの規定による給付とみなす。

(国の職員である組合員で警察職員に準ずるものの取扱ひ)

第二十八条 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして附則第十九条から前条までの規定を適用する。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官(健康保険組合及び健康保険に於いての経過措置)

第二十九条 この法律の公布の際現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体に於ては、当該地方公共団体の長が、この法律の公布の日から六十日以内に、厚

生大臣及び自治大臣に対し、当該健康保険組合を施行日以後は存続しないこと、政令で定めるところによる当該健康保険組合の組合員の議決があつた旨を申し出た場合を除き、この法律の短期給付に關する規定は、施行日以後においても、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、適用しないものとする。

2 この法律の公布の際現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合で前項の規定による申出がされたものは、この法律の施行の時に於いて、解散するものとする。

第三十条 前条第一項に規定する申出をしなかつた地方公共団体が健康保険組合を組織しなかつたときは、当該地方公共団体及びその職員は、そのときにおいて、この法律の短期給付に關する規定の適用を受ける地方公共団体及びその職員となるものとする。この場合において、健康保険との関係の調整その他必要な経過措置は、政令で定める。

(組合員の資格の特例)

第三十一条 旧市町村職員共済組合法附則第二十二項後段又は附則第二十七項の規定により旧市町村職員共済組合の組合員となつた者で、施行日の前日まで引き続いて旧市町村職員共済組合の組合員であり、この法律が施行されなければ引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であるべきものは、第二

条第一項第一号の規定にかかわらず、施行日に、市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

(短期給付に要する費用の負担割合の特例)

第三十二条 旧市町村職員共済組合又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合で、短期給付に相当する給付に要する費用のうち地方公共団体の負担する割合が旧市町村職員共済組合の組合員又は被保険者の負担する割合をこえているものの権利義務を附則第十一條第一項又は第五項の規定により承継する組合は、第一百十三條第二項第一号の規定にかかわらず、昭和四十八年三月三十一日までの間に限り、自治大臣の認可を受けて、政令で定めるところにより、従前の地方公共団体の負担する割合をこえない範囲において同号の地方公共団体の負担金の割合を定めることができる。

(長期給付に要する費用の算定の特例)

第三十三条 組合(連合会)を組織する組合にあつては、連合会、次項において同じ。の第百十三條第一項第二号に規定する長期給付に要する費用(以下この項において「長期給付に要する費用」という。)は、同項の規定にかかわらず、自治大臣が定める日までの間は、主務大臣の告示する費用をもつて長期給付に要する費用とする。

(福祉事業に要する費用の額の特例)

第三十四条 組合は、第百十二條第二項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同項に規定する金額をこえる金額を福祉事業に要する費用に充てることができる。

(互助会に係る掛金に關する経過措置)

第三十五条 互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員であつた期間に係る互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日(同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。)から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければなら

ない。

2 昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間(互助会の会員であつた期間を除く。)を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二條の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

3 第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

(市町村の應徴分合の場合の取扱ひ)

第三十六条 市町村の應徴分合に伴う組合の権利義務の承継その他この法律の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(都市職員共済組合の長期給付に
関する事務の承継)

第三十七条 都市職員共済組合を組織している市が市町村職員共済組合に加入することとなつたときにおける権利義務の承継その他この法律の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(監督の経過措置)

第三十八条 主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、第三百三十一條第四項及び第三百三十一條第一項に係る所掌事務で地方職員共済組合等に係るものを大蔵省の機関に委任することが出来る。この場合において、当該事務に關しては、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第三十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長期給付に關する経過措置)

第四十条 この附則に定めるもののほか、長期給付及び共済年金に關する規定の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

(退職手当制度の整備)

第四十一条 この法律の施行に伴い、地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の退職手当に關する制度を、国家公務員共済組合に關する制度が国家公務員共済組合法の改正に伴い改正された趣旨にならつて整備するように努めなければならない。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(登録税法の一部改正)

第四十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議會議員互助会を」市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会に、「地方議會議員互助年金法」を「地方公務員共済組合法」に改め、同条第十八号中「同連合会」の下に、「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」を加え、同条第二十二号ノ二の次に次の一号を加える。

二十二ノ三 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ガ地方公務員共済組合法第二百二十二条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第四十四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノ四を次のように改める。
六ノ一ノ四 地方公務員共済組合ノ地方公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第二百二条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業、市町村

職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ノ同項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及

第四号ノ事業並ニ地方議會議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ

關スル証書、帳簿

第五十六条第六号ノ四を削る。

(健康保険法の一部改正)

第四十五条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四十六条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第四十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員共済組合連合会、地方議會議員互助会を」地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、地方議會議員共済会に改める。

第八条第八項第六号の三を次のように改める。
六の三 地方公務員共済組合法第二百四号又は同法第二百六十六条の規定による掛金

第八条第八項第七号の三を削り、同項第七号の四を同項第七号の三に改める。

第九条第二項中、「第七号の四」を削る。

2 前項の規定による改正後の所得

税法第八条第八項の規定の適用については、前項の規定による改正前の所得税法第八条第八項第六号の三に規定する掛金及び市町村の職員が負担する費用は、地方公務員共済組合法第二百四号の規定による掛金とみなし、前項の規定による改正前の所得税法第八条第八項第七号の三に規定する掛金並びに地方公務員共済組合法附則第三十五号第一項に規定する未納金に相当する金額及び同条第二項に規定する掛金に相当する金額は、地方公務員共済組合法第二百六十六条の規定による掛金とみなす。

(法人税法の一部改正)

第四十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員共済組合連合会、地方議會議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)
第四十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地方公務員共済組合法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等)に關する法律の一部改正)

第五十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ネ 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)
(船員保険特別会計法の一部改正)
第五十一条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第五十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費
第三十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法案

職員の共済組合の長期給付に要する経費

(地方税法の一部改正)

第五十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員共済組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員共済組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第七十二条の十四第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第号)」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第七十二条の十七第一項、第七十三条の四第一項第八号及び第二百六十二条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員共済組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

改める。

第三百四十八条第二項第十一号の三中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」に改める。

第六百七十二条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第五十四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第四十三條及び第四十四條を次のように改める。

(共済制度)

第四十三條 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に關して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金及び退職一時金に關する制度が含まれていなければならない。

3 前項の退職年金及び退職一時金に關する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における

適當な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。

6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

第四十四條 削除

(結核予防法の一部改正)

第五十五條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第号)」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十六條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十四号中「若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第五十七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号から第十六号の三までを次のように改める。

十六 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び市町村職員共済組合連合会を監督し、及びこれらの定款の変更を認可し、並びに地方公務員共済組合審議会の委員を任命すること。

十六の二 地方議會議員共済会を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十條第八号から第九号の三までを次のように改める。

八 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合に關する事務を処理すること。

八の二 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会に關する事務を処理すること。

八の三 地方公務員共済組合審議会に關する事務を処理すること。

の他の事項については、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第号)の定めるところによる。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第五十八條 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二條に次の一号を加える。

四 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第号)第百三十三條第二項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一條に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第五十九條 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第号)」に改め、同條第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第六十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二條第一号ハを削る。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第六十一條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「市町村

職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)」に改める。

(警察法の一部改正)

第六十二条 警察法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「国家公務員共済組合負担金」を「地方公務員共済組合負担金」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第六十三条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)第百三十三条第二項の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(租税特別措置法の一部改正)

第六十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

る法律の一部改正)

第六十五条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号イを削り、同号ロ中「ハ」を「ロ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第八条中「警察庁長官」及び「自治大臣」を削る。

第十四条中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

第二百二十四条の二第一項中「国」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第二百二十六条の二を第二百二十六条の五とし、第二百二十六条の次に次の三条を加える。

(地方公務員共済組合法との関係)

第二百二十六条の二 組合員が退職し、引き続き地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)第三項第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。)の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたと

きは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

2 組合員(組合員であつた者を含む。次項において同じ。)が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十七条第三項及び第三十九条の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、組合員が地方の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律(第六章を除く。)の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用については、必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の四 地方自治法附則第八条に規定する職員のうち道路運送法(昭和二十六年法律

第八十三号)及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の施行に関する事務に従事するものは、運輸省の所属の職員をもつて組織する組合の組合員となるものとし、地方公務員共済組合法第百四十二条の規定は、適用しない。

附則第十三条の見出しを「(衛視等に対する長期給付の特例)」に改め、同条各号列記以外の部分中「警察職員等」を「衛視等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 削除

附則第十三条第四号を次のように改める。

四 削除

附則第十三条の二から附則第十三条の八まで中「警察職員等」を「衛視等」に改め、附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

(警察職員であつた衛視等の取扱い)

第十三条の九 地方公務員共済組合法附則第十九条に規定する警察職員(以下この条において「警察職員」という。)であつた衛視等に対する附則第十三条から前条までの規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものと、同法附則第十九条から附則第二十六条までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付とみなす。

附則第二十号を次のように改める。

第二十号 削除

(国民健康保険法の一部改正)

第六十七条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)」に改め、同条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第五十六条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第六十八号 国民年金法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項各号列記以外の部分中「及び各号」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)第百三十三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

第七号第二項第一号中「地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 普通地方公共団体の議会の議員及び特別区の議会の議員

八七

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法案

八八

第八八条中「厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合の下に」及び地方公務員共済組合法第五十一條第一項に規定する地方議會議員共済会」を加える。

附則第六條第五項第二号中「第七條第二項第二号」を「第七條第二項第一号の二」に改める。

附則第六條の二中「同項第二号」を「同項第一号の二」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第六十九條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第七号を次のように改める。

七 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第二項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)」に、「同法第八十六條」を「同法第九十一條」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第七十一條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

を次のように改正する。

第三條第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第 号)

(第一章を除く。)

第四條第一項第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合の組合員期間

第六條第二項中「市町村職員共済組合の組合員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第四條から附則第六條までを次のように改める。

(地方公務員等の取扱い)

昭和三十一年九月三十日まで

の間に、地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法の適用を受けた者について

は、同法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、同法に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第五條 地方公務員共済組合法附則第七十一條の規定による改正

前の附則第五條第二項又は附則第六條第一項の規定により公的年金各法及び公的年金制度とみなされた退職年金条例及び当該

条例に定める年金制度又は恩給

法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、それ

ぞれ同法に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第六條 削除

(児童扶養手当法の一部改正)

第七十二條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第七号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

別表第一

損 害 の 程 度	月 数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

組 合 員 期 間	日 数
一年以上二年未満	二〇日

一年以上三年未満	四五日
三年以上一年未満	七〇日
四年以上五年未満	九五日
五年以上六年未満	一二〇日
六年以上七年未満	一四五日
七年以上八年未満	一七〇日
八年以上九年未満	一九五日
九年以上一〇年未満	二二〇日
一〇年以上一一年未満	二四五日
一一年以上一二年未満	二七〇日
一二年以上一三年未満	二九五日
一三年以上一四年未満	三二〇日
一四年以上一五年未満	三五〇日
一五年以上一六年未満	三八〇日

別表第三

一六年以上二七年末満	四一〇日
一七年以上一八年末満	四四五日
一八年以上一九年末満	四八〇日
一九年以上二〇年末満	五一五日

退職の日における年齢

一八歳未満	〇・九一
一八歳以上二三歳未満	一・一三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

別表第四

一 二 三 四	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 両上肢の用を全く廃したもの 両下肢の用を全く廃したもの 両上肢を腕関節以上で失つたもの	支給率		最低保障額
		(イ) 公務上の廃疾	(ロ) 公務外の廃疾	
一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの			
二	両上肢の用を全く廃したもの			
三	両下肢の用を全く廃したもの			
四	両上肢を腕関節以上で失つたもの			

昭和三十七年八月二十三日 衆議院会議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法案

級										級			
二					一					六			
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	二	三	四
両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの					両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの					前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの			
一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの					両耳の聴力が、耳聾に接して大声による話をしてこれを解することができない程度に減じたもの					前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの			
咀嚼又は言語の機能を廃したもの					脊柱の機能に高度の障害を残すもの					〇・八			
一上肢を腕関節以上で失つたもの					一上肢を足関節以上で失つたもの					〇・五			
一下肢を足関節以上で失つたもの					一下肢の用を全く廃したもの					四七、五二〇円			
一下肢の用を全く廃したもの					両上肢の用を全く廃したもの					〇・六			
両上肢の用を全く廃したもの					両下肢の用を全く廃したもの					〇・四			
両下肢の用を全く廃したもの					両上肢を腕関節以上で失つたもの					三五、五二〇円			
両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの					両下肢のすべての足ゆびを失つたもの								
前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの													

級										三	
一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの										
一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの										
一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの										
二	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの										
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの										
四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの										
五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの										
六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの										
七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの										
八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの										
九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの										
一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの										
一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの										
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの										
一三	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい										

〇・四

〇・三

一九、八二四円

- 一 二 一 下肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 一 三 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 一 四 一上肢の二指以上を失つたもの
- 一 五 一上肢のひとさし指を失つたもの
- 一 六 一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 一 七 ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一 八 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 一 九 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの

一〇 一 下肢の五趾の用を廃したもの
二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
三 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考一から五までに同じ。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置

第一節 更新組合員に関する一般的経過措置(第五条—第七条)

第二節 退職給付に関する経過措置

第一款 退職年金の受給資格に関する経過措置(第八条—第十条)

第二款 退職年金の額に関する経過措置

る経過措置(第十一条—第十六条)

第三款 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置(第十七条—第十九条)

第四款 通算退職年金に関する経過措置(第二十条—第二十一条)

第五款 退職一時金に関する経過措置(第二十二条—第二十四条)

第三節 廃疾給付に関する経過措置

第一款 廃疾給付の受給資格に関する経過措置(第二十五条—第二十六条)

第二款 廃疾給付の額に関する経過措置(第二十七条—第三十三条)

第四節 遺族給付に関する経過措置

第一款 遺族年金の受給資格に関する経過措置(第三十四条—第三十七条)

第二款 遺族年金の額に関する経過措置

る経過措置(第三十八—第四十四条)

第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条—第四十六条)

第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例(第四十七条—第五十四条)

第六節 再就職者に関する経過措置(第五十五条—第五十六条)

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置(第五十七条—第五十八条)

第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置(第五十九条—第六十条)

第五章 国の長期組合員であつた者に関する経過措置(第六十一条—第六十三条)

第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置(第六十四条—第六十五条)

第七章 特殊の組合員に関する経過措置

第八章 未帰還更新組合員に関する経過措置(第六十二条—第六十四条)

第九章 公庫公団等の役員に関する経過措置(第六十五条—第六十九条)

第十章 組合役員及び連合会役員に関する経過措置(第七十条—第七十二条)

第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置(第六十五条—第六十六条)

第二節 警察職員に関する経過措置(第六十七条—第六十八条)

第三節 消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置(第六十九条—第七十一条)

第四節 船員組合員に関する経過措置(第七十二条—第七十三条)

第八章 未帰還更新組合員に関する経過措置(第七十四条—第七十五条)

第九章 公庫公団等の役員に関する経過措置(第七十六条—第七十九条)

第十章 組合役員及び連合会役員に関する経過措置(第八十条—第八十二条)

第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置(第八十三条—第八十五条)

第十二章 雑則(第八十六条—第八十九条)

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等(第九十条—第九十四条)

第十四章 他の法律の一部改正(第九十五条—第九十六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 地方公務員共済組合法

二 退職年金条例 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例(新法の施行に伴い効力を失ふこととなる当該条例が新法の施行後もなお効力を有するものとした場合

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

合における当該条例を含む。)を
いう。

三 共済法 次に掲げる法律、条
例及び規程をいう。
イ 新法による廃止前の市町村
職員共済組合法(昭和二十九
年法律第二百四号。以下「旧市
町村共済法」という。)

ロ 旧市町村共済法附則第二十
一項後段に規定する長期給付
に相当する給付(以下この号
及び第九号において「長期給
付に相当する給付」という。)
に關する地方公共団体の条例
(前号に掲げるものを除く。)

四 職員、給料、組合、連合会、傷
病長期給付、公務傷病、公務に
よる廃疾年金、地方公共団体の長、
地方公共団体の長の給料年額、
組合役職員、連合会役職員、警察
職員又は警察職員の給料年額
それぞれ新法第二条第一項第一
号、新法第二条第一項第五号、
新法第三条第一項、新法第二十
七条第二項、新法第六十一条第
一項、新法第七十四条、新法第八
十六条第一項第一号、新法第八
十六条第二項、新法第九十条、新法
第一百零二条第二項、新法第一百四
一条第一項、新法第一百四十一
条第二項、新法附則第十九条又は
新法附則第二十条第二項に規定
する職員、給料、組合、連合会、傷
病、長期給付、公務傷病、公務によ

る廃疾年金、地方公共団体の
長、地方公共団体の長の給料年
額、組合役職員、連合会役職
員、警察職員又は警察職員の給
料年額をいう。

五 年金条例職員 退職年金条例
の適用を受ける者をいう。

六 知事等 都道府県知事又は市
町村長である年金条例職員で、
退職料の最短期間年金又は基本
率につきその他の年金条例職員
と異なつた取扱ひを受けるもの
をいう。

七 警察条例職員 警部補、巡査
部長又は巡査である年金条例職
員で、退職料等につき警察監獄
職員に關する恩給法の規定に相
当する退職年金条例の規定の適
用を受けるものをいう。

八 消防職員 消防司令補、消防
士長若しくは消防士又は常勤の
消防団員である年金条例職員
で、退職料等につき警察監獄職員
に關する恩給法の規定に相当す
る退職年金条例の規定の適用を
受けるものをいう。

九 旧長期組合員 旧市町村共済
法の退職給付、廃疾給付及び遺
族給付に關する規定の適用を受
ける者及び共済条例の長期給付
に相當する給付に關する規定の
適用を受ける者をいう。

十 更新組合員 施行日(新法附
則第一条本文に規定する施行日
をいう。以下同じ。)の前日に職
員であつた者で施行日に組合の
組合員となり、引き続き組合の
組合員であるもの(新法附則第
三十一条の規定により市町村職

員共済組合の組合員となり、引
き続きその組合員である者を含
む。)をいう。

十一 消防組合員 消防司令補、
消防士長若しくは消防士又は常
勤の消防団員である組合の組合
員をいう。

十二 退職料、退職給付金、増加
退職料、公務傷病年金、退職年
金条例の遺族年金、公務遺族年
金又は退職年金条例の遺族一時
金、それぞれ退職年金条例に規
定する普通恩給、一時恩給、増
加恩給、傷病年金若しくは傷病
年金、扶助料、公務扶助料又は
一時扶助料に相當する給付をい
う。

十三 退職年金条例の通算退職年
金、退職年金条例の返還一時金
又は退職年金条例の死亡一時金
それぞれ退職年金条例に規定
する国の新法の規定による通
算退職年金、返還一時金又は死
亡一時金に相當する給付をいう。

十四 退職料等 退職料、退職年
金条例の通算退職年金、退職給
付金、退職年金条例の返還一時
金、増加退職料、公務傷病年金、
退職年金条例の遺族年金、公務
遺族年金、退職年金条例の遺族
一時金、退職年金条例の死亡一
時金その他退職年金条例の規定
による給付をいう。

十五 増加退職料等 増加退職料
及びこれと併給される退職料を
いう。

十六 共済法の退職年金、共済法
の通算退職年金、共済法の退職
一時金、共済法の返還一時金、

共済法の廃疾年金、共済法の廃
疾一時金、共済法の遺族年金、
共済法の遺族一時金又は共済
法の死亡一時金、それぞれ旧市
町村共済法の退職年金及び共済
法の通算退職年金、旧市町村共
済法の通算退職年金及び共済法
の通算退職年金、旧市町村共
済法の退職一時金、旧市町村共
済法の返還一時金及び共済法の
返還一時金、旧市町村共済法の
廃疾年金及び共済法の廃疾年
金、旧市町村共済法の廃疾一時
金及び共済法の廃疾一時金、
旧市町村共済法の遺族年金及び
共済法の遺族年金、旧市町村共
済法の遺族一時金及び共済法の
遺族一時金、旧市町村共済法の
死亡一時金及び共済法の死亡一
時金をいう。

十七 共済法の退職年金、共済
法の退職一時金、共済法の遺族
年金、共済法の遺族一時金若しく
は共済法の遺族一時金又は共
済法の通算退職年金、共済法の
通算退職一時金若しくは共済法
の返還一時金若しくは共済法の
遺族年金に規定する旧市町村共
済法の規定による退職年金、退
職一時金、廃疾年金、廃疾一時
金、遺族年金若しくは遺族一時
金に相當する給付又は国の新法
の規定による通算退職年金、返
還一時金若しくは死亡一時金に
相當する給付をいう。

十八 共済法の退職年金等 共済
法の退職年金、共済法の通算退
職年金、共済法の退職一時金、
共済法の遺族年金、共済法の遺
族一時金、共済法の廃疾年金、
共済法の廃疾一時金、共済法の
遺族年金、共済法の遺族一時金
又は共済法の死亡一時金、それ
ぞれ旧市町村共済法の退職年金
及び共済法の通算退職年金、旧
市町村共済法の退職一時金、旧
市町村共済法の返還一時金及び
共済法の返還一時金、旧市町村
共済法の廃疾年金及び共済法の
廃疾一時金、旧市町村共済法の
遺族年金及び共済法の遺族年金、
旧市町村共済法の遺族一時金及
び共済法の遺族一時金、旧市町
村共済法の死亡一時金及び共済
法の死亡一時金をいう。

職年金、共済法の退職一時金、
共済法の返還一時金、共済法の
廃疾年金、共済法の廃疾一時
金、共済法の遺族年金、共済法
の遺族一時金、共済法の死亡一
時金その他共済法の規定による
給付をいう。

十九 年金条例職員期間 年金条
例職員として在職した期間(年
金条例職員として在職するもの
とみなされる期間、年金条例職
員として在職した期間に通過さ
れる期間及び条例在職年の計算
上年金条例職員として在職した
期間に加えられる期間を含む。)
をいう。

二十 条例在職年 退職料等の算
定の基礎となる年数をいう。

二十一 年金条例控除期間 年金
条例職員期間のうち、退職料等
の額の算定において減額するこ
ととされている期間をいう。

二十二 旧長期組合員期間 旧長
期組合員であつた期間(旧長期
組合員であつた期間とみなされ
る期間を含む。)をいう。

二十三 共済控除期間 旧長期組
合員期間のうち、旧市町村共済
法附則第三十一項に規定する控
除期間及び共済法に規定するこ
れに相當する期間をいう。

二十四 最短期間 退職料又は
共済法の退職年金についての
最短期間をいう。

二十五 基本率 退職料又は共済
法の退職年金の年額を算定する
場合において、給料年額に乘ず
る率を基礎として算定するに
おける最短期間の年数の退職

料年金、共済法の退職一時金、
共済法の返還一時金、共済法の
廃疾年金、共済法の廃疾一時
金、共済法の遺族年金、共済法
の遺族一時金、共済法の死亡一
時金その他共済法の規定による
給付をいう。

職年金、共済法の退職一時金、
共済法の返還一時金、共済法の
廃疾年金、共済法の廃疾一時
金、共済法の遺族年金、共済法
の遺族一時金、共済法の死亡一
時金その他共済法の規定による
給付をいう。

料若しくは共済法の退職年金に係る率又は月額を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

二十六 加算率 退職料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、最短期間年限をこえる一年につき、基本率に加算される率又は加算される日数を三百六十で除して得た数をいう。

二十七 最短期間年限 退職給与金若しくは退職年金の遺族一時金又は共済法の遺族一時金に就いての最短期間年限をいう。

二十八 退職当時の給料年額 退職料等の額の算定の基礎となる給料年額をいう。

二十九 退職年金の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額をいう。

三十 地方公共団体の長の退職年金の給料年額 知事等又は地方公共団体の長であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となることなく退職した場合 知事等でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたと

き給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となり退職した場合 地方公共団体の長でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となり退職した場合 地方公共団体の長でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十一 消防職員の退職年金の給料年額 消防職員又は消防組合員であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となることなく退職した場合 消防職員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

イ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となることなく退職した場合 消防職員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外となり退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員以外となり、その後消防組合員以外となり退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十二 共済法の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済法に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額をいう。

三十三 新法の給料年額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額をいう。

三十四 消防組合員の給料年額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 消防組合員が消防組合員以外となり退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職した場合の給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

三十五 共済法の給料日額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済法に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額をいう。

三十六 新法の給料日額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額をいう。

三十七 消防組合員の給料日額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 消防組合員が消防組合員以外となり退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職した場合の給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

三十八 警察職員の恩給法の給料年額 警察職員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 警察職員が警察職員以外となり退職した場合 警察職員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 警察職員が退職した場合 警察職員が退職した場合の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

三十九 恩給公務員 恩給法第九條に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。

四十 警察監獄職員 恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

四十二 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料、それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料をいう。

四十三 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

四十四 公務扶助料 恩給法(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ)第七十五条第一項第二号の規定による扶助料をいう。

四十五 警察監獄職員の普通恩給 恩給法第六十三条第一項の規定による警察監獄職員の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く)をいう。

四十六 旧軍人等の普通恩給 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という)附則第十條第一項第一号(同法附則第十七條において準用する場合を含む。)の規定による旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く)をいう。

四十七 恩給公務員期間 恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四條に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これらに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものと

された公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年数に計算される期間及び在職年数の計算上恩給公務員としての在職年数に加えられる期間を含む)をいう。

四十八 在職年 恩給に関する法令にいう在職年をいう。

四十九 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した在职年をいう。

五十 国の旧法 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「国の新法」という)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。国の新法附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び他の法律において準用し、又は適用する場合を含む)をいう。

五十一 国の旧法等 国の旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で国の新法の長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

五十二 国の旧長期組合員 国の旧法等の退職給付、疾病給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける国の旧法等の組合員をいう。

五十三 国の職員 国の新法第二條第一項第一号に規定する職員(国家公務員法昭和二十二年法律

第二百二十号)の施行前におけるこれに相当する者及び国以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は国の旧長期組合員に該当するもの及び旧特別調達庁法(昭和二十二年法律第七十八号)に規定する特別調達庁に勤務する者で国の新法第二條第一項第一号に規定する職員に相当するものを含む)をいう。

五十四 国の長期組合員 国の新法の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

五十五 国の更新組合員 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「国の施行法」という)の施行の日の前日に国の職員(国の職員とみなされる者を含む)であつた者で、国の施行法の施行の日に国の長期組合員となり、引き続き国の長期組合員であるもの(国の施行法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む)をいう。

五十六 衛視等 国の新法附則第十三條に規定する衛視等をいう。

五十七 国の旧長期組合員期間 国の旧長期組合員であつた期間及び国の旧法又は他の法令の規定により国の旧法の退職給付、疾病給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。

2 前項第四号に掲げる地方公共団体の長の給料年額若しくは警察職員の給料年額又は同項第三十三号、第三十四号、第三十六号若し

くは第三十七号に掲げる額を算定する場合においては、新法第四十四條第二項に規定する掛金の標準となつた給料には、施行日前の期間に係る給料は算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

3 この法律において、年金条例職員、年金条例職員期間、旧長期組合員若しくは旧長期組合員期間(共済条例に係るものに限る)、最短期年金限、基本率、加算率若しくは最短期年金限といふ場合又は退職年金条例若しくは共済条例の規定のうち、退職当時の給料年額の算定方法若しくは共済条例に規定する給料額の算定の基準となるべき給料を基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方法に関する規定、恩給法第五十八條ノ三第一項若しくは旧市町村共済法第四十一條第一項ただし書の規定に相当する規定若しくは恩給法第六十條第三項の規定に相当する規定を引用する場合においては、自治省令で定める場合を除き、昭和三十一年一月一日以後になされた退職年金条例又は共済条例の改正に係るものを含まないものとする。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱ひ等)

第三條 施行日前に給付事由が生じた国の新法の規定による長期給付若しくは国の施行法第三條の規定による給付(新法附則第三條第一項に規定する旧組合に係るものに限る)又は新法による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第十八号)第二條の町村職

員恩給組合の退職年金条例(以下「恩給組合条例」という)の規定による退職料等若しくは旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

2 新法が施行されなければ、次の各号に掲げる者に新法附則第三條第一項に規定する旧組合又は旧町村職員恩給組合若しくは旧市町村職員共済組合が支給することとなる国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金若しくは退職年金条例の死亡一時金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律に別段の規定があるもののほか、国の新法、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

一 国の新法第八十條第二項の退職一時金(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)以下「法律第八十二号」という)附則第二十二條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含

員恩給組合の退職年金条例(以下「恩給組合条例」という)の規定による退職料等若しくは旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

む)を受けた新法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者(国の新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)

二 国の新法第八十条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定による退職給付金(法律第百八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定により当該退職給付金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者及び新法による改正前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号。以下「改正前の通則法」といふ。))附則第六條第五項の規定に基づく措置をした恩給組合条例の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。)

三 旧市町村共済法第四十三條第二項の退職一時金(法律第百八十二号附則第二十八條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた者(旧市町村共済法第四十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)

3 前項各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、国の新法の規定による退職年金若しくは廃疾年金、退職料若しくは公務傷病年金又は旧市町村共済法の退職年金若しくは旧市町村共済法の廃疾年金

しくは旧市町村共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

4 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第 号。以下この条において「年金額改定法」といふ。))第三條第二項及び第四項並びに第五條の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち、年金額改定法第三條第二項の規定の適用を受ける年金に相当するもの(昭和三十四年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに限り。))について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「次の各号に掲げる俸給」とあるのは「次の各号に掲げる給料」と、「別表第一の仮定俸給」とあるのは「別表第一の仮定俸給の額」と、「退職当時の俸給」とあるのは「退職当時の給料の額」と、同項第一号中「給付に関する法令(以下「旧給付法令」といふ。))とあるのは「給付に関する条例(以下「旧給付条例」といふ。))と、「官職」とあるのは「職」と、「旧給付法令」とあるのは「旧給付条例」と、「俸給」とあるのは「給料」と、同項第二号中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「旧給付法令」とあるのは「旧給付条例」と、「官職」とあるのは「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する年金額改定法第三條第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、地方公共団体が負担する。(組合員に対する退職年金条例等の適用)

第四條 組合員は、施行日以後において退職年金条例(恩給組合条例を除く。以下この条において同じ。))若しくは共済条例の適用を受ける者又は恩給公務員に該当する場合においても、当該条例又は恩給に関する法令の規定の適用については、この法律に別段の規定があるもののほか、組合員である間、当該条例の適用を受ける者又は恩給公務員として在職しないものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、退職年金条例又は共済条例のうち退職年金条例の返還一時金又は共済条例の返還一時金に関する規定の適用については、退職料若しくは公務傷病年金又は共済条例の退職年金若しくは共済条例の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなす。

一 国の新法第八十条第二項の規定に相当する退職年金条例の規定による退職給付金(法律第百八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する退職年金条例の規定により当該退職給付金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職

年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例(以下「通算年金制度を措置した退職年金条例」といふ。))の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。)

二 国の新法第八十条第二項の規定に相当する共済条例の規定による共済条例の退職一時金(法律第百八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する共済条例の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした共済条例(以下「通算年金制度を措置した共済条例」といふ。))の規定により当該退職一時金を受けたものとみなされた者を含む。)

第二章 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置

第一節 更新組合員に関する一般的経過措置
(退職料等の受給権の取扱い)
第五條 更新組合員で施行日の前日に年金条例職員であつたものは、退職年金条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

て消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加退職料等、公務傷病賜金又は公務遺族年金を受ける権利(第五十一條第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料等を受ける権利を除く。)

二 退職年金条例の通算退職年金又は退職年金条例の返還一時金に掲げるもの及び施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されていた退職料を受ける権利並びに前項の規定により退職したものとみなされたことにより生ずる退職料を受ける権利を除く。)

(当該退職料を受ける権利を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行つた者に対してこれを消滅させる旨を申し出なかつたものに限り。)

3 更新組合員に係る増加退職料(第五十一條第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料を除く。)に併給される退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの及び退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止し、当該退職料は、その者が施行日以後の職員である期間内に増加退

應料を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。

4 第二項第三号に規定する者が同号の申出の期限前に死亡した場合、同号の申出は、その遺族がすることが出来る。

5 第二項第三号の申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第三号に規定する退職料の基礎となつた期間(退職料を受ける権利を有する者が年金条例職員となり、施行日前に退職した場合において、退職料の改定が行なわれなかつたときにおけるその年金条例職員となつた日以後の年金条例職員期間を含む。)は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

6 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第二項第三号の規定による申出をしたことにより退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

7 前項の規定は、第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

8 第二項第三号又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出に係る更新組合員又は更新組合員であつた者が施行日以後申出をした時までに支給を受けた退職料の額に相当する金額を申出の日から三十日以内に、当該更新組合員の属する組合又は当該更新組合員で

あつた者の属していた組合に納入しなければならぬ。

(共済法の退職年金等の受給権の取扱い)

第六条 更新組合員で施行日の前日に共済法の適用を受けていたものは、共済法の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、当該退職したものとみなされたことによる共済条例の退職年金等は、支給しない。

2 更新組合員に係る共済法の退職年金を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

ただし、共済法の退職年金を受ける権利(施行日の前日において旧市町村共済法第四十二条第一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の退職年金を受ける権利を除く。)を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 前項ただし書の申出をした者に係る共済法の退職年金で施行日の前日において旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されているものは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4 更新組合員に係る共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金(第五十四条第一項の申出をした者に係る共済法の廃疾年金を除く)は、その者が更新組合員であ

る間、その支給を停止する。

5 前条第四項の規定は、第二項ただし書の申出について準用する。

6 第二項ただし書の申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する共済法の退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとする。

(組合員期間の計算の特例)

第七条 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間(新法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。)に算入する。

一 年金条例職員期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうち条件に職年の計算において加算又は減算することとされている年月数があるときはその年月数を加算又は減算し、換算することとされている年月数があるときはその年月数を換算した後の期間とする。

イ 条例に職年の計算において除算することとされている年金条例職員期間(法律第五十五号附則第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。)

ロ 増加退職料等を受ける権利を有する者の当該増加退職料の基礎となつた年金条例職員期間

ハ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する場合

合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の当該公務遺族年金の基礎となつた年金条例職員期間

ニ 法律第五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定に相当する退職年金条例の規定により退職料の基礎となるべき条例在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の年金条例職員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十八条、次条、第九條又は第十條の規定に該当するに至つた場合に

おけるその加えられるべき期間又はその加えられるべき期間を加えることによりこれらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間をこえることとなる場合に

おけるそのこえる期間

二 旧長期組合員期間

三 職員(国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するものを含む。第十条において同じ。)であつた期間で施行日の前日まで引き続いてい

るもの(年金条例職員期間、旧長期組合員期間(第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。)、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び国の長期組合員である職員であつた期間を除く。)

2 更新組合員に係る退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、その者の施行日前の次の期間(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)以外の期間は、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入しない。

一 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば更新組合員が受けるべきこととなる退職給付金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

二 退職給付金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間(これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。)で前項第一号の期間に該当するもの

三 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したとしたならばその者が受けるべきこととなる旧市町村共済法の退職一時金又は前条第一項本文の規定により退職したものとみなされた場合に同項ただし書の規定を適用しないとしたならばその者が受けるべきこととなる共済法の退職一時金の基礎となる旧長期組合員期間

四 共済法の退職一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間

四 共済法の退職一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間

(これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。)

五 施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる退職年金条例の遺族一時金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

ハ 退職年金条例の遺族一時金に
ついての最短一時金年限未満の
施行日まで引き続く年金条例職
員期間（これに合算されるべき
年金条例職員期間を含む。）で前

項第一号の期間に該当するもの
七 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる共済法の遺族一時金の基礎となる旧長期組合員期間

八 共済法の遺族一時金について
の最短一時金年限未滿の施行日
まで引き続く旧長期組合員期間
(これに合算されるべき旧長期
組合員期間を含む。)

第一項第二号の期間のうち、同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、その重複する期間を除いた期間を同項第二号の期間とする。

第二節 退職給付に関する経
過措置

第一款 退職年金の受給資

(年金条例職員であつた更新組合員の特例)

更新組合員で施行日の前日に退職料の最短期間が二十年未満の退職年金条令の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条令による施行日前の条例在職年（その者が更新組合員である間年金条令職員であつたものとみなした場合）

に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この条において「施行日直前の条例在職年」という。）の年月数と施行日以後の組合

員期間の年月數とを合算した年月數が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年數以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 施行日直前の条例在職年が十一年以上である者 十七年

二 施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者 十八年

三 施行日直前の条例在職年が五
年未満である者 十九年
組合員期間が二十年未満の更新
組合員で施行日の前日に退職年金
条例の適用を受けていたものが退

職し、前項の規定に該当しない場合において、その者の施行日直前の条例在職年の年月数に二十年をその

て得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と

とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金は廃疾一時金は、支給しない。

組合員期間が二十年未満の更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば退職料を受ける権利(同条第一項の規定

により退職したものとみなされる
ことにより生ずるものを除く。）を
有することとなるものが退職した
ときは、その者に退職年金を支給
し、通算退職年金、退職一時金又
は廃疾一時金は、支給しない。

(共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例)

第九條 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短期間年限が二十年未満である共済条例の適用

を受けていたもの（旧市町村合併法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者）（以下この項

及び第十二条第二項において「継続旧長期組合員」といふを含む。）を含む。）の旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）の年

月數に三十年をその者に係る共済条例の最短期年限の年數で除して得た率を乗じて得た年月數（二

合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、

その者に退職年金を支給し、退算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

組合員期間が二十年未満の更新組合員で、第六条第二項本文の規定を適用しないとしたらば其清条例の退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、

(特殊の期間の通算)
第十條 新法第七十八條又は前二條の規定に該当しない更新組合員が、退職した場合において、組合員期
通算退職年金 退職一時金又は廢疾一時金は、支給しない。

間に次の期間を算入するものとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 職員であつた期間のうち、年金条例職員期間、旧長期組合員

により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む）、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間、国の長期組合員であつた期間、

二 旧国民医療法（昭和十七年法

療団に勤務していた者で日本医

務していた期間のうち年金条
職員期間を除いた期間

二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第二款 退職年金の額に關

（更新組合員の一般的特例）
 第十一條 更新組合員に対する新法第七十八條又は前三條の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる

金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間
退職料の最短期間金年限までの年
数については一年につき退職年
金条例の給料年額に退職料の基
本率を当該最短期間金年限の数で
除して得た率（以下この条にお

いて一退隠料の一年分たるもの本率」という。）を乗じて得た額、当該最短期間年限をこえる年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金

額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

（共済控除期間を除く。）前号の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間と連するまで

済法の給料年額に共済法の退職年金の基本率を当該最短期間年金の年額で除して得た率(以下この条において「共済法の退職年金の一年当たりの基本率」という)を乗じて得た額、当該最短期間年金をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済控除期間 前二号の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間年金に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に一から基本控除率(共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短期間年金に達するまでの年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率を乗じて得た額に対する割合をいう。第六項及び第七項並びに第二十七条第一項第三号及び第六項において同じ)を控除した額を乗じた額を乗じて得た額に相当する金額

町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短期間年金をこえる年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に対する割合をいう。第六項及び第七項並びに第二十七条第一項第三号及び第六項において同じ)を控除した額を乗じた額を乗じて得た額に相当する金額

四 第七条第一項第三号の期間 前三号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百二十分の一・二、二十年をこえる年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・二に相当する金額

五 施行日以後の組合員期間 前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七条第一項第一号から第四号まで、第六十八条第一項第一号、第七十六條第一項第一号、第九十條第一項第一号及び第九十七條第一項第一号を除き、以下同じ)については一年につき新法の給料年額の百分の二・二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

前項の場合において、同項第一号から第四号までの期間(同項第一

一号の期間のうち恩給法第六十條第三項の規定に相当する退職年金の期間を除く)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、前項第五号の期間に加算するものとする。

三 第一項第一号の期間のうち年金条例控除期間を有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、同号の規定により算定した金額に減額支給率(年金条例控除期間を有しないものとして第一項第一号の規定により算定した金額(以下この項において「第一項第一号の金額」という)から年金条例控除期間について退職年金条例の規定により控除すべきこととなる金額(率をもつて控除すべきこととされている場合は、その率により算定した金額)を控除した金額を第一項第一号の金額で除して得た率をいう。次項において同じ)を乗じて得た額に相当する金額を同号の金額とする。

四 第一項第一号の期間のうち退職料の最短期間、退職料の一年当たりの基本率、退職料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間(施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が、更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。以下この項及び第二十七条第四項において同じ)を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの退職料の最短期間、退職料の一年当たりの基本率又は退職料の加算率をもつて算定した金額(これらの年金条例職員期間のうち年金条例控除期間を有する場合においては、当該金額に当該年金条例控除期間に係る減額支給率を乗じて得た金額とし、以下この項において「一の退職年金条例による算定額」という)のそれぞれの退職年金条例の給料年額に対する率(以下この項において「一の退職年金条例による支給率」という)に、それぞれの年金条例職員期間(第十七条第二項において「一の退職年金条例に係る年金条例職員期間」という)の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該算定した率(第七項において「第一項第一号の期間の平均支給率」という)を一の退職年金条例による支給率に当該それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの退職年金条例に係る退職年金条例の給料年額に乘じて得た額(第十七条第二項において「一の退職年金条例による支給額」という)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。この場合において、同号かつこの書の規定は、一の退職年金条例による算定額について適用するものとする。

合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの退職料の最短期間、退職料の一年当たりの基本率又は退職料の加算率をもつて算定した金額(これらの年金条例職員期間のうち年金条例控除期間を有する場合においては、当該金額に当該年金条例控除期間に係る減額支給率を乗じて得た金額とし、以下この項において「一の退職年金条例による算定額」という)のそれぞれの退職年金条例の給料年額に対する率(以下この項において「一の退職年金条例による支給率」という)に、それぞれの年金条例職員期間(第十七条第二項において「一の退職年金条例に係る年金条例職員期間」という)の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該算定した率(第七項において「第一項第一号の期間の平均支給率」という)を一の退職年金条例による支給率に当該それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの退職年金条例に係る退職年金条例の給料年額に乘じて得た額(第十七条第二項において「一の退職年金条例による支給額」という)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。この場合において、同号かつこの書の規定は、一の退職年金条例による算定額について適用するものとする。

五 第一項第二号の期間のうち共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率、共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率又は共済法の退職年金の加算率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率(以下この項において「一の共済法による支給率」という)に、それぞれの旧長期組合員期間(第十八条第二項において「一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間」という)の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該算定した率(第七項において「第一項第二号の期間の平均支給率」という)を一の共済法による支給率に当該それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乘じて得た額(第十八条第二項において「一の共済法による共済控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額」という)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

六 第一項第三号の期間のうち共済法の退職年金の最短期間、基

本控除率、加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る共済控除期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間年金の共済法の退職年金の最短期間年金、基本控除率又は加算控除率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率（以下この項において「共済法による支給率」という。）に、それぞれの共済控除期間（第十八条第二項にお

二名の期間の平均支給率又は第一項第三号の期間の平均支給率とし、以下この項及び次項においてそれぞれ「支給率」という。）又は（支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるものについて）の第一項第二号から第五号までの期間に対する同項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。この場合において、第九項及び次条の規定の適用は、なにもとのとする。

三 第一項第一号の期間の支給率と
同項第二号の期間の支給率とを
合算して百分の四十をこえる
場合（前二号に掲げる場合を除
く）にあつては、第二号の期間
のうちその期間に應ずる支給率
と第一項第一号の期間の支給率
を合算して百分の四十に達する
までの期間（その期間が第一項
第二号の期間に係る共済法の最
短年金年限をこえる場合にあつ
ては当該最短年金年限までの期

算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第三号の期間に係る共済法の最短期間年限をこえる場合にあつては当該最短期間年限までの期間又は同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率

合算して二十年に達するまでの期間に限る。』については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき事を百分の一・一として、当該期間以外の同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき事を百分の一・二又は百分の一・五

期間」という。)の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの共済控除期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率(次項において「第一項第三号の期間の平均支給率」という。)を一の共済法による支給率に当該それぞれの共済控除期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乘じて得た額(第十八条第二項において「一の共済法による共済控除期間に係る支給額」という。)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

が百分の四十をこえる場合にあつては、同項第二号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき事を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

二 第一項第一号の期間がない場合における同項第二号の期間の支給率が百分の四十をこえるときにあつては、同項第三号から

して二十年に達するまでの期間に限る。については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乗すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率として、当該期間以外の同項第二号の期間並びに同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乗すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一旦から加算控除率を控除した数に乗じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ

數を乗じた數として、当該期間以外の同項第三号の期間並びに同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年數一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した數を乗じた數、百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

五 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率

額を算定するものとする。

六 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率、同項第四号の期間の支給率及び同項第五号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間、

更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間に應じ当該各号の規定により算定した金額を当該金額の算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額若しくは新法の給料年額で除して得た率（第四項、第五項）又は前項の規定の適用を受けた者にあつては、それぞれ第一項第一号の期間の平均支給率、第一項第

第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数を乗じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

のとする。

四 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合に於ては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率及び同項第二号の期間の支給率を合

を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間と

同項第三号の期間及び同項第四号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の一・五として、

それぞれ金額を算定するものとす。

8 第五項の規定を適用して第一項第二号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率又は同号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第一号又は第二号及び第三号において規定する率により、第六項の規定を適用して第一項第三号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率又は同項第一号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号又は第四号において規定する率によるものとする。

9 第一項第一号の期間のうちに法律第五十五号附則第七条第一項又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定その他退職年金条例の規定により加給すべきこととされている期間があるときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条例の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。

(退職給付金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例)

第十二条 第一号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用について

ては、同項第一号の金額は、第一号に掲げる金額とし、第二号又は第三号に掲げる者に対する同項の規定の適用については、同項第二号又は第三号の金額は、第二号又は第三号に掲げる金額とする。

一 退職給付金(当該退職給付金の基礎となつた年金条例職員期間が第七条第一項第一号の期間に該当するものに限り、)の支給を受けた年金条例職員(国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者を含む。)であつた更新組合員、施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第五項第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給付金及び当該退職給付金の額(国の新法第八十条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者)に、同項第二項第一号の規定に相当する退職年金条例の規定に相当する退職年金の額(旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金の額)を加へた金額とする。

該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定による退職給付金及び当該退職給付金の額とみなし、それぞれ当該退職年金条例の規定により控除又は減額すべきこととなる金額(当該退職年金条例において恩給法第六十条第二号の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該退職年金条例において同法同条の規定と同一の規定が設けられていないものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額)を前条第一項第一号並びに同条第三項、第四項及び第九項の規定により算定した金額から控除した金額

二 共済法の退職一時金(当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。次項において同じ。)

の支給を受けた旧長期組合員(旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済法の規定の適用を受けた者を含む。次項において同じ。)

であつた更新組合員、施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額(旧市町村共済法第四十三条第二項の規定又は国の新法第八十条の規定に相

当する共済法の規定の適用を受けた者)にあつては、旧市町村共済法第四十三条第二項第一号の額又は国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する共済法の規定に相当する金額。以下この号において同じ。)

を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金の額とみなし、施行日の前日に共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第六項第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額(当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に適用を受けていた共済法の規定に相当する共済法の規定の適用を受けた者)に、同項第二項第一号の規定に相当する共済法の規定に相当する退職一時金の額(旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職一時金の額)を加へた金額とする。

三 旧市町村共済法第四十七条の規定又はこれに相当する共済法の規定により共済法の廃疾一時金(当該共済法の廃疾一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限り、)の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員、施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の廃疾一時金を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の廃疾一時金とみなし、施行日の前日に旧長期組合員

に相当する額に連するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(特例による退職年金からの控除)

第十六条 第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間で退職年金条例又は共済条例の規定により退職料等又は共済法の退職年金等の支給時に際しその支給額から退職年金条例又は共済条例に定める金額を控除すべきこととされているものを有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、当該額(すでに控除を受けた額は、当該額(すでに控除を受けた額は、その額を控除した額とし、第三十三条及び第四十四条第二項において「控除額相当額」という。)に連するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置

(年金条例職員期間を有する者の特例)

第十七条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が退職料の最短期間

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期終付に関する施行法案

第七條第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち、第一項第一号に掲げる金額（当該退職年金が第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金である場合にあっては、同条第一項に規定する退職料等の額に相当する金額）を退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額については、当該金額に相当する金額の支払は、当該金額に相当する金額の支

二 第十四条の規定の適用により
その額を定められた退職年金
同条第一項に規定する退職料等
の額（同項に規定する共済法の
退職年金に係るものに限る。）に
相当する金額

受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第二号の期間に当該する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間」とある。

除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額に相当する金額及び当該一の共済法に係る共済控除期間についての一の共済法による共済控除期間に係る支給額に相当する金額」とし、第十一条第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第

一号中「第七条第一項第二号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間が当該期間に係る

を受ける権利を有する者で第十七条第一項又は前条第一項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、これらの規定による停止は、行なわれない。

施行日において、旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有す

る者で第二条第一項の規定により

第三十條 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間（通算年金通則法に規定する通算対象期間をいう。以下同じ）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該当する。

ものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く)の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二條の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

第二十一條 更新組合員に対する前条第三項の規定の適用については、その者の次の各号に掲げる期間(一月未満の端数があるときは、これを一月とする)は、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の組合員期間に算入する。

一 通算年金制度を措置した退職年金条例に係る第七條第二項第一号又は第二号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年数に、二十年を当該退職年金条例の退職金の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数

二 通算年金制度を措置した共済条例に係る第七條第二項第三号又は第四号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年数に、二十年を当該共済条例の退職年金の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数

第五款 退職一時金に関する経過措置

第二十二條 第七條第二項第一号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)

第二十三條 更新組合員に対する新法第八十三條又は前条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第二項第一号又は第二号の期間 当該期間につき退職年金条例の給付年額を基礎として、退職給付金の額(通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第三号又は第四号の期間 当該期間につき共済法の給付日額を基礎として、旧市町村共済法第四十三條第二項第一号に掲げる金額又は共済条例の退職一時金の額(通算年金制度を措置した共済条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該共済条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。)の算定の例により算定した金額

昭和三十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者

昭和十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者

昭和十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者

昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者

員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

2 第七條第二項第三号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)

第二十三條 更新組合員に対する新法第八十三條又は前条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第二項第一号又は第二号の期間 当該期間につき退職年金条例の給付年額を基礎として、退職給付金の額(通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第三号又は第四号の期間 当該期間につき共済法の給付日額を基礎として、旧市町村共済法第四十三條第二項第一号に掲げる金額又は共済条例の退職一時金の額(通算年金制度を措置した共済条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該共済条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。)の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給付日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職給付金又は共済法の退職一時金の額)について一年未満の条則在職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金条例又は共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の第七條第二項第一号又は第三号の期間に対応する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条例又は共済法の規定により退職給付金の額又は旧市町村共済法第四十三條第二項第一号に掲げる金額若しくは共済条例の退職一時金の額から控除又は減額すべき金額の額から控除又は減額すべきこと

とされている金額があるときは、前項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額とする。

第二十四條 次の表の上欄に掲げる者である更新組合員で明治四十四年四月一日以前に生まれたもの又は当該更新組合員でそれぞれ同表下欄に掲げる者に該当するものについて新法第八十三條第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

通算年金制度を措置した退職年金条例の当該措置に関する規定の施行の前日から施行の前日まで引き続き当該退職年金条例に係る年金条例職員(当該年金条例職員としての年金条例職員期間を通過することとされている通算年金制度を措置した退職年金条例に係る年金条例職員を含む)であつた者	施行日の前日に、通算年金制度を措置した退職年金条例以外の退職年金条例に係る年金条例職員であつた者
施行日の前日に、通算年金制度を措置した退職年金条例に係る年金条例職員であつた者	施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き旧市町村共済法に係る旧長期組合員であつた者

昭和三十九年十月三十一日まで退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

通算年金制度を措置した共済条例の当該措置に關する規定の施行の日前から施行日の前日まで引き続き当該共済条例に係る旧長期組合員（当該旧長期組合員であつた期間を通算することとされてゐる通算年金制度を措置した共済条例に係る旧長期組合員を含む。）であつた者

施行日の前日にその者に適用されてゐた当該共済条例の当該措置に関する規定の施行の日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子

施行日の前日に、通算年金制度を措置した共済条例以外の共済条例に係る旧長期組合員であつた者

施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子

第三節 廃疾給付に関する経

過措置

第一款 廃疾給付の受給資格に関する経過措置

（公務による廃疾年金に関する規定の適用）
第二十五条 新法第四章第三節第三

款中公務による廃疾年金に關するもの部分の規定は、組合員が施行日以て後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により廃疾となつた場合について適用する。（公務によらない廃疾給付に關する特例）

第二十六条 第七条第一項各号に掲げる期間で施行目まで引き続いているものは、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用については、組合員であつた期間とする。

2 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が旧長期組合員

であつた期間内に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、施

行日以後その傷病のため退職した場合において、新法の規定により
 廃疾給付を受けることができる。

きを除き、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし

たならば、共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ廃疾年金又は廃疾一時金を支給する。

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるものその他をこえる期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済控除期間で第七條第一項
第二號の期間及び同項第二號の
期間（共済控除期間を除く。）と
合算して二十年をこえるものの
そのこえる期間 その年數一年
につき共済法の給料年額に共済
法の退職年金の加算率に一から
加算控除率を控除した數を乗じ

た數を乘じて得た金額に相當する金額

四 第七條第一項第三號の期間で同項第一號の期間及び同項第二號の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間その年數一年につき旧市町村共済

法に係る共済法の給料年額の百
八十分の一・一に相当する金額
五 施行日以後の組合員期間で第
七条第一項第一号から第三号ま
での期間と合算して二十年をこ
えるもののそのこえる期間、そ
の年数一年につき新法の給料年

額の百分の一・五に相当する金額

2 第十一条第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

3 第十一條第三項の規定は、第七條第一項第一号の期間のうちに年金條例控除期間を有する組合員に對する第一項第一号の規定の適用について準用する。

4 第七條第一項第一號の期間のうち、に退隠料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第一号の規定の適用については、同号中「退職年金条例の給料年額」と退隠料の加算率

を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの退職料の加算率に、それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ年金額条例職員期間に係る退職年金条例の給料年額に乘じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額

5 第七条第一項第二号の期間のうち、に共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法と異にする共済法に係る旧長期組合の期間と二以上有る更新組合の年数を合算した年数の數で除して得た額」とする。

員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得

一〇四

金額とする。

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十条 第三十六各号の規定による退職年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

(公務傷病による死亡者に係る退職年金の額の最低保障)

第四十一条 新法第九十三条第一項

第一号又は第三十八条の規定による退職年金の額が三万五千百円

(当該退職年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で退職年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条

第一項各号に掲げる者に係る退職年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。)より少ないときは、当分の間、その額を当該退職年金の額とする。

(特例による退職年金の額の最低保障)

第四十二条 第三十九条又は第四十条の規定により算定した退職年金の額が二万一千三百六十円(第十二条第一項各号に掲げる者に係る退職年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とし、第十二条

第一項各号に掲げる者に係る退職年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。)より少ないときは、その額を第三十九条又は第四十条の退職年金の額とする。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員であつた者に係る経過措置)

第四十三条 第十五条に規定する更新組合員又は当該更新組合員であつた者が死亡したことににより退職年金を支給するときは、退職料等受給額(同条又は第三十二条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(更新組合員に係る退職年金からの控除)

第四十四条 第七条第一項第一号又は第二号の期間で退職年金受給額又は共済法の規定により退職年金受給額又は共済法の規定による退職年金の支給時に際しその支給額から退職年金受給額又は共済法の規定による退職年金の支給額を控除すべきこととされているものを有する更新組合員が死亡した場合において退職年金を支給するときは、当該額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

2 第十六条又は第三十三条の規定によりその支給額から控除すべきこととされている退職年金又は喪失年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において退職年金を支給するときは、控除額相当額からこれらの規定によりすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給

時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 遺族一時金に関する経過措置

(更新組合員に係る受給資格の特例)

第四十五条 第七条第二項第五号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 第七条第二項第七号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

(更新組合員に係る受給資格の特例)

第四十六条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第二項第五号又は第六号の期間 当該期間につき退職年金受給額の給付年額を基礎として、退職年金受給額の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二 第七条第二項第七号又は第八号の期間 当該期間につき共済法の給付日額を基礎として、共済法の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給付日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に對

応する新法別表第二(退職年金受給額の遺族一時金又は共済法の遺族一時金の額)について一年未満の条例に職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金受給額又は共済法の規定による第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の第七条第二項第五号又は第七号の期間に對する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金受給額又は共済法の規定による退職年金受給額の遺族一時金の額又は共済法の遺族一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、同項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額とする。

第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例

(重複期間に対する一時金)

第四十七条 第一号に掲げる旧長期組合員期間又は第二号に掲げる旧長期組合員であつた期間で第七条第一項第一号本文の期間に該當するもの(以下この項、次項及び第三項において「重複期間」という。)については、当該各号に定めるところにより、一時金を支給する。

一 施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる旧長期組合員期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給付を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

一 施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる旧長期組合員期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給付を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

一 施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる旧長期組合員期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給付を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

一 施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる旧長期組合員期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給付を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

昭和三十三年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年四分五厘とする。

4 前三項の規定は、第六條第二項ただし書の規定により共済法の退職年金を受ける旨を申し出た者には、適用しない。

(準年金条例職員期間を有する者の特例)

第四十八條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第十九條第二項に規定する準文官又は準教育職員であつた期間の取扱に相当する取扱をした第七條第一項第一号の期間(以下この条において「準年金条例職員期間」という)を有する更新組合員が退職し、又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付は、その者又はその者の遺族のうちの先順位者の選任により、当該準年金条例職員期間を年金条例職員期間でないものとみなした場合に支給すべきこととなる給付とすることができ(退職後に増加退職料等を受けることとなつた者の特例)

第四十九條 更新組合員であつた者が退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定、新法第八十二條、第八十四條、第八十五條及び第九十九條並びに第二十條及び第二十一條の規定を除く。第三項、次条第一項、第五十二條第一項、第五十三條第一項及び第六十三條第三項に

おいて同じ。)の適用については、退職の時に於いて増加退職料等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することとしないものとし、また、その者が同項及び第七條第一項第一号の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者がこれらの規定の適用により新法第八十三條の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までには支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後に増加退職料等を受けなくつた者の特例)

第五十條 増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退職料等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時に於いて増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することとしないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 第五十條第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について準用する。

4 第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者に対して

する第四十七條第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「施行日から六十日を経過した日において」とあり、又は「施行日において」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者となつた日において」と、同項第二号中「施行日の前日の給料」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなされた日の前日の給料」とする。

(増加退職料等の受給権の放棄)

第五十一條 更新組合員又は更新組合員であつた者で増加退職料等を受ける権利を有するものが、施行日(同日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該増加退職料等を受けたい旨を当該権利の規定を行なつた者に対して申し出たときは、当該権利は、施行日の前日(施行日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)において消滅したものとみなす。

2 第五十條第四項の規定は、第一項の申出について準用する。

3 第五十條第六項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第四項の申出があつた場合について、同条第八項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出をした者について準用する。

(退職後に共済法の廃疾年金を受けることとなつた者の特例)

第五十二條 更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利(その者が施行日の前日に当該権利を有していたとしたならば旧市町村共済法第四十六條の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されるべきこととなる共済法の廃疾年金を受ける権利を除く)を有することとなつたものが、当該権利を有することとなつた日から六十日以内に当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間につき第七條第一項の規定の適用を受けたい旨を組合員に対して申し出たときは、当該更新組合員であつた者又はその遺族に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しなかつたものとみなす。

2 第四十九條第二項の規定は、前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項及び第七條第一項第一号」とあるのは、「第五十二條第一項」と読み替へるものとする。

3 更新組合員であつた者で退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものに係る当該共済法の廃疾年金(第一項の申出をした者の当該申出に係る共済法の廃疾年金を除く)は、

職一時金又は新法第九十二条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者（新法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）でその後再び組合員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第五号の金額は、同号の規定により算

定した金額から新法第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額(その額が第十一号第一項第五号の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)を控除した金額とする。

3 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第十三条第一項若しくは第二項、第二十八条、第二十九条、第四十一条又は第四十二条の規定を準用する場合、これらの規定中「前条第一項各号に掲げる者」とあり、又は「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置
(恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱ひ)

第五十七条 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が恩給公務員である職員であつた間、年金条例職員として在職していたものと、その者の恩給公務員期間は年金条例職員期間と、恩給に関する法令の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給に関する法令の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、この法律中年金条例職員であつた更新組合員に関する規定(これに係る新法の規定を含む。)を適用する。

2 前項に規定する更新組合員について、第七條第一項の規定を適用

する場合において、同項第一号ただし書中「加算又は減算すること」とされている年月数とあるのは、「加算又は減算すること」とされている年月数(法律第五十五号附則第二十四条第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎となる職年に入しないこととされている年月数以外の年月数及び同条第四項に規定する加算年の年月数を除く。)とする。

3 第一項に規定する更新組合員に係る第十一條第一項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第五十五号附則第七條第一項(同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分を除く。)又は同法による改正前の恩給法第六十條第三項の規定に該当する実勤続在職年(当該実勤続在職年の年数は、その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。)から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、恩給法の給料年額(組合員が退職した時の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額をいう。次号において同じ。)にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第三十條、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十條、同法による改正前の恩給法第六十二條第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四條第三項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する勤続在職年(当該勤続在職年の年数から普通恩給に付する所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

4 第一項に規定する更新組合員で、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるものの第八條第三項の規定により受ける権利を有することとなる退職年金の額は、当該警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

5 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなる更新組合員で、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く。)若しくは第十條の規定と第八條第三項の規定と同時に該当するものに對しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による

退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く。)若しくは第十條の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

6 第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金は、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

7 第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金の額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば、恩給法第五十八條ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

8 昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五條第二項本文の規定の適用を受けた第一項に規定する更新組合員について第七條第三項又は前項の規定を適用する場合には、これらの

の規定中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百四十四号)による改正前の恩給法」とする。

9 恩給公務員である職員であつた更新組合員に係る恩給公務員期間のうち公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(再就職者の取扱ひ)
第五十八條 前條の規定は、恩給公務員である職員であつた者で組合員となつたもの(恩給公務員である職員であつた更新組合員を除く。)について準用する。この場合において、同條第一項中「更新組合員」とあるのは「第五十五條第一項に規定する規定」とあるのは「第五十五條第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と、同條第五項中「第八條第三項を除く。」若しくは第十條の規定と第八條第三項とあるのは「第五十五條第一項において準用する第十條の規定と第八條第三項」と読み替えるものとする。

第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置
(国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員の取扱ひ)
第五十九條 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が国の旧長期組合員である職員であつた間、旧市町村職員共済組合の

2 次の各号に掲げる者に対する第十二条の規定の適用については、
 第一号に掲げる者に係る同条第一項第二号に掲げる金額又は第二号に掲げる者に係る同条第一項第三号に掲げる金額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

二 国の旧法第四十五条の規定により癘疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び国の旧法の組合員となつた更新組合員 第十一条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から 国の旧法の規定による癘疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び国の旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り

上げた月数）を十月から控除した月数を国の旧法第十九条の規定により算定した給料に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

3 新法第八十八條第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際新法附則第三条に規定する者組織に係る国の旧法第四十二条の規定による廢疾年金を受ける権利を有する者について適用する。この場合において、新法第八十八條第一項中「別表第四」とあるのは、「**国**」の旧法別表第二」とする。

4 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の旧長期組合員期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五条第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間には、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

〔再就職者の取扱い〕
第六十条 前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で

組合員となつたもの（國の旧長期組合員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五条第一項の適用を受ける組合員に関する規定」と読み替へるものとする。

第五章 国の長期組合員であつた者に關する経過措置

(国の長期組合員である職員であつた組合員の取扱ひ)

第六十一条 国の長期組合員である

職員であつた組合員に対する長期給付については、その者が国の長期組合員である職員であつた間、組合員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「施行日」とあるのは、「国の長期組合員となつた日」とする。

(国の更新組合員である職員であつた組合員の取扱い)

第六十二条 国の更新組合員（国の
 施行法第四十一条第一項各号に掲
 げる者を含む。）である職員であつ
 た組合員に対する長期給付につい
 ては、前条に規定するもののほか
 は、その者が国の更新組合員であ
 る職員であつた間、更新組合員で
 あつたものと、その者が国の旧法
 の規定による退職年金を受ける権
 利につき国の施行法の規定によつ

てした申出はこの法律中の相當する規定によつてした申出と、国の施行法の規定によつて消滅した恩給、退職料又は国の旧法の規定に

よる退職年金はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用

する。この場合において、第二条第二項、第七条第一項第三号、第十一条第一項第五号、第十二条第一項第一号並びに第二十七条第一項第五号中「施行日」とあるのは、「国の更新組合員となつた日（国の旗

ける者にあつては、同号に掲げる者となつた日」と、第五條第三項中「恩給法第五十八條の規定に相當する退職年金條例」とあるのは「國の施行法第五條第三項(國の施行法第四十一條第一項第二号に掲

行法第四十一条第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）、第六條第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相當する共済条例」とあるのは「國の施行法第六條第二項（國の施

行法第四十一条第一項又は第四十二條第一項において準用する場合

を含む。』と読み替え、施行日の前日に国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）であつた更新組合員については、更に、第七条第二項、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項第三号及び第四十六条第一項第三号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者にあつては、当該各号に掲

ける者となつた日」と、第二十六
条及び第三十条第一項中「施行日」
とあるのは「国の更新組合員とな
つた日」とする。

（国の長期組合員である職員であ
つた更新組合員等の取扱い）

第六十三条 国の長期組合員である

職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による退職年金又は他の減額退職年金（施行日の前日において、国の新法第七十七条第一項（国の新法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止されていた）により、退職年金又は減額退職年金と余

く。）は、当該更新組合員が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金又は減額退職年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たとき

は、新法第七十九條第一項（新法第八十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2 第五條第四項の規定は、前項の申出について準用する。

3 第一項又は前項において準用する第五条第四項の申出をした者に

4 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による廃疾年金（施行日の前日において、国の新法第八十五条

の規定によりその支給を停止されていた廃疾年金を除く。は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十条第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5 第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

6 第十五条若しくは第三十二条又は第四十三条の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五十条第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項の規定により第七条第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二 退職料（第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間

（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除く。）とし、恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は其共済法の退職年金（第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

7 昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き国の長期組合員である職員であつた更新組合員で次の各号の一に該当するものについて新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 昭和三十一年十月三十一日までに退職する男子
三 昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

8 国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による申出をした国の長期組合員である職員であつた更新組合員に対する新法及び

びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による長期給付に関する規定の適用があつた日以後の年金条列職員期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとす。

9 前項の規定の適用を受けた更新組合員の同項の規定により第七条第一項第一号の期間に該当しないものとされた期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者又はその遺族に、一時金を支給する。

第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱
（厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱）

第六十四条 施行日の前日に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつた更新組合員（当該更新組合員であつた者が再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。）の当該被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。第百三十条第二項及び第百三十八条において同じ。）は、この法律の規定（これに係る新法の規定を含む。）の適用については、当該被保険者であつた期間のうち職員であつた期間は旧市町村共済法の旧長期組合員期間（旧市町村共済法附則第三十一

項に規定する控除期間（以下この項において「控除期間」という。）を除く。）で第七条第二項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなし、当該被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間は控除期間で同項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなす。

2 前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち職員であつた期間に係る旧市町村共済法の退職年金の基本率は三十分の八と、旧市町村共済法の退職年金の加算率は二百二十五分の二とし、当該期間に対する第二十三条又は第四十六条の規定の適用については、第二十三条第一項第二号及び第四十六条第一項第二号中「算定の例により算定した金額」とあるのは、「算定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

3 第一項に規定する更新組合員の同項の規定により旧市町村共済法の旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

第七章 特殊の組合員に関する経過措置
第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置

（都道府県知事又は市町村長であつた者の取扱）

第六十五条 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五条までに定めるところによる。

（地方公共団体の長であつた期間の計算の特例）

第六十六条 更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条列職員期間のうち」とあるのは、「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、地方公共団体の長であつた期間に算入する。

2 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間を有しない知事等であつた更新組合員の知事等としての退職料等の基礎となるべき期間で前項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入される期間に相当するものは、地方公共団体の長であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 第七条第一項第一号の期間のうち、都道府県知事又は市町村長としての年金条列職員期間（昭和二十一年十月五日以後におけるこれらの者となつた日以後の期間に限る。）を有する更新組合員が当該年金条列職員期間（第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は前項の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を除く。）以下の項及び次項において同じ。）の

月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)一月につき施行日(同日に地方公共団体の長でない更新組合員にあつては、当該年金条例職員期間の最終日)の属する月におけるその者の給料(十二万円をこえる場合は、十一万円とする。)の百分の〇・五に相当する金額を、政令で定めるところにより、組合に納付したときは、当該年金条例職員期間は、知事等としての退職料等の基礎となるべき期間とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の年金条例職員期間についてこの節の規定を適用する場合においては、当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定のうち、退職料の最短期間年限に係るものは十二年であつたものと、退職料の基本率に係るものは百五十分の五十であつたものと、退職料の加算率に係るものは百五十分の一であつたものと、その他の退職料等に関する取扱いに係るものは都道府県知事にあつては当該都道府県の退職年金条例に、市町村長にあつては当該市町村を包括する都道府県の旧町村職員恩給組合の退職年金条例に規定する取扱いと同一であつたものと、それぞれみなす。

(地方公共団体の長の退職年金の受給資格に関する特例)
第六十七条 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、

その者の施行日直前の条例在職年(第八條第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。)のうち前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の年数に、十二年をその者に係る知事等としての退職料の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年数とを合算した年数が十二年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば知事等としての退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定

二 第一項又は前項の規定

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定により退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。(地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十八條 知事等であつた更新組合員に対する新法第二百二條又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「地方公共団体の長の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間 知事等としての退職料の最短期間年限までの年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の基本率を当該最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間年限をこえる年数については一年につき地方公共団体の

の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額(その額が恩給法第六十條第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間 前号の期間と合算して十二年に達するまでの年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の二・九、十二年をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 知事等であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十九條 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第七十條 前二條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の特例)
第七十一條 前三條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金からの控除)
第七十二條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る地方公共団体の長の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)
第七十三條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を知事等としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八條第一項第一号の期間が知事等としての退職料の最短期間年限の年数の十二分の四に相当する年数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)

同項第一号の金額
二 第七十一條の規定により第十四條の規定の例により算定した地方公共団体の長の退職年金 第七十一條の規定により第十四條の規定の例により算定された場合における

知事等としての退職料の額に相当する金額

2 第十七条第二項から第四項まで及び第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

(地方公共団体の長の減額退職年金の額に関する特例)

第七十四条 新法第四十条第一項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金について準用する。

2 新法第四十条第二項の規定は、

第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第四十条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

(知事等であつた更新組合員の退職一時金の額の特例)

第七十五条 知事等であつた更新組合員に対する新法第八十三条又は第二十二條第一項の規定による退職一時金に係る新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二号中「退職給与金」とあるのは、「知事等としての退職給与金」と、「年金条項職員期間」とあるのは「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条項の給付年額を基礎として、知事等としての退職給与金の額(通算年金制度を措置した退職年金条項にあつては、国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条項の規定に掲げる金額以下この条において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第一号又は第二号の期間(前号に掲げる期間を除く。)当該期間につき退職年金条項の給付年額を基礎として、退職給与金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給付日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職給与金又は知事等としての退職給与金の額について一年未満の条項に職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条項に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第二十三條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(地方公共団体の長であつた期間十二年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例)

第七十六条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば地方公共団体の長の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間で十二年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条項の給付年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間で第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間と合算して十二年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき地方公共団体の長の給付年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項各号の期間の計算及び同項に規定する廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額の算定については、第二十七條第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

第七十七条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二條第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八條第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第七十八条 新法第八十七条及び前二條の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二條第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第七十九条 前三條の規定により算定した金額が、新法第六十六条第一項及び前三條の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、新法第六十六条第一項及び前三條の規定を適用し

ないものとして算定するときについて準用する。

第八十条 第七十二条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二條及び第三十三條の規定の例による。

(地方公共団体の長の遺族年金の受給資格に関する特例)

第八十一条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第六十七條第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(地方公共団体の長の遺族年金の額に関する経過措置)

第八十二条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二條の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

昭和三十一年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するにきつて準用する。

(地方公共団体の長の公務による遺族年金に関する経過措置)

第八十三條 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第七條第一項の規定により適用することとされた新法第九十三條第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長の長であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第七十六條第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一條の規定は、新法第七條第一項の規定により適用することとされた新法第九十三條第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第八十四條 第七十二條に規定する更新組合員であつた者が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三條及び第四十四條の規定の例による。

(知事等であつた更新組合員に係る遺族一時金の額の特例)

第八十五條 知事等であつた更新組合員が死亡した場合におけるその

遺族に対する新法第九十八條又は第四十五條第一項の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第五号及び第六号中「退職年金条の遺族一時金」とあるのは「知事等としての退職年金条の遺族一時金」とする。

「年金条例職員の遺族一時金」と「年金条例職員の遺族一時金」と「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に遺族一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの。当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条の給付年額を基礎として、知事等としての退職年金条の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額とする。

二 第七條第二項第五号又は第六号の期間(前号に掲げる期間を除く)当該期間につき退職年金条の給付年額を基礎として、退職年金条の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額とする。

三 施行日以後の組合員期間 新法の給付日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職年金条の遺族一時金又は知事等としての退職年金条の遺族一時金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退

職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第四十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再就職者の取扱)

第八十六條 第六十六條から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの(都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く)について準用する。この場合において、第六十六條第三項中「施行日」とあるのは「第八十六條に規定する組合員となつた日」と、第六十七條第三項第一号及び第四項中「第八條若しくは第十條」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第八條若しくは第十條」と、同条第三項第二号中「第一項又は前項」とあるのは「第八十六條において準用する第六十七條第二項」と読み替へるものとする。

第二節 警察職員に関する経過措置

(警察職員の取扱)

第八十七條 恩給公務員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員のうち警察職員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第五十五條までに定めるところによる。

(警察職員であつた期間の計算の特例)

第八十八條 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

2 警察条例職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員のうち」とあるのは「警察条例職員としての年金条例職員のうち」としての年金条例職員の期間(警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三号)附則第四項の規定の適用を受けた者の市町村警察の職員として在職した期間及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)附則第二十四項の規定の適用を受けた者の自治体警察の職員として在職した期間を除く)のうち)として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

3 警察条例職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が警察条例職員であつた間、警察監獄職員として在職していたものと、その警察条例職員であつた期間は警察監獄職員であつた期間と、当該警察条例職員であつた期間に係る退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該退職年金条例の規定による退職年金の額は、警察監獄職

給とみなして、次条から第五十五條までの規定を適用する。

(警察職員の退職年金の受給資格に関する特例)

第八十九條 警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員であつたものが退職した場合において、その者の施行日以後の警察職員の年月数と施行日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 施行日以前の警察在職年が八年以上である者 十二年

二 施行日以前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年

三 施行日以前の警察在職年が四年未満である者 十四年

2 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定と前項の規定と同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみ支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金のみを支給する。

3 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、警察監獄職

員である職員であつた更新組合員については、その者が警察監獄職員であつた間、その者に恩給法第二十條に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなし、警察条例職員であつた更新組合員については、その者が当該警察条例職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該警察条例職員であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十條 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項又は前条第一項の規定による退職年金(以下この節において「警察職員の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入される期間 十二年までの年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十十分の一に相当する金額(その額が警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額)

二 施行日以後の警察職員であつた期間 前号の期間と合算して十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員の給料年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額

2

前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第五十五号附則第七條

第一項(同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分に限る。)又は同法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する実動職在職年 当該実動職在職年の年数(その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。)から十七年を控除した残りの実動職在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第七條

第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三條第三項の規定に該当する動職在職年 当該動職在職年の年数から普通恩給に付いての所要最長在職年の年数を控除した残りの動職在職年について、警察職員の恩給法の給料

料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3 第一項の場合において、同項第一号の期間(四十年をこえる期間を除く。)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

(一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十一條 一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に算定については、第十二條の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第九十二條 前二條の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。

(警察職員の退職年金の特例)

第九十三條 第九十條及び第九十一條の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によることとされた第十三條第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数(当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。))と合算して二十五年をこえ三十年に

達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。)に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額が前条の規定によりその例によることとされた第十三條第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前二條の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前二條の規定により算定した退職年金の額とし、前二條の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前二條の規定により算定した退職年金の額とする。

2

第十四條第二項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

(警察職員の退職年金からの控除)

第九十四條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員に係る警察職員の退職年金からの控除については、第十五條の規定の例による。

(警察職員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第九十五條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまで

はその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十條第一項第一号の期間が四年以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)同項第一号の金額

2

前項各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八條ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3

第一項各号に掲げる退職年金を受けける権利を有する者で同項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の府県の状態にあるときは、その状態にある間、同項の規定による停止は、行なわれない。

(警察職員の減額退職年金の額に関する特例)

第九十六條 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九條第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

2

新法第四十条第二項の規定は、第八十九条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第四十条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第八十九条の規定による退職年金に基づくものを除く)を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。(警察職員であつた期間十五年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例)

第九十七条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば警察職員の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間のうち第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間で十五年をこえるものその他この期間 その年数一年につき警察職員の恩給法の給料

年額の百五十分の一に相当する金額

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間その年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする)に相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

第九十八条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除

した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第一百条 前三条の規定により算定した金額が、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するものについて準用する。

第一百一条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。(警察職員の遺族年金の受給資格に関する特例)

第一百二条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(警察職員の遺族年金の額に関する経過措置)

第一百三十三条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第八十九条第三項の規定は、前

項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するものについて準用する。

(警察職員の公務による遺族年金に関する経過措置)

第一百四十四条 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第九十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一条の規定は、新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第一百五十五条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

(再就職者の取扱い)

第一百六条 第八十八条から前条までの規定は、警察監獄職員又は警察条例職員であつた者で組合員とな

つたもの（警察監獄職員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第九十三条第一項中「施行日の前日」とあるのは「第六百六条に規定する組合員となつた日の前日」と、「施行日以後」とあるのは「第六百六条に規定する組合員となつた日以後」と、「年数（当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）」とあるのは「年数」と読み替へるものとする。

第三節 消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置

（消防職員であつた者の取扱い）

第七百七条 消防職員であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第二百二十条までに定めるところによる。

第七百八条 消防職員であつた更新組合員に対する新法の退職年金、減額退職年金及び遺族年金に関する規定の適用については、これらの規定中「組合員」とあるのは「消防組合員」と、「組合員期間」とあるのは「消防組合員であつた期間」とする。

（消防組合員であつた期間の計算の特例）

第九百九条 消防職員であつた更新組合員の第七百七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「第一百十條第一項に規定する消防職員としての年金条例職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

2 施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七百七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4 第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

5 消防公務員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が消防公務員であつた間、消防職員として在職していたものと、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間と、当該消防公務員であつた期間に係る恩給法の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、次条から第二百二十条までの規定を適用する。

（消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例）

第二百十條 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合には退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合には退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例

例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間（退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外）の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例に在職年の年数に、二十年をその者に係る消防職員としての退職年金条例の最短期間年数の年数で除して得た率を乗じて得た年数（二月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の消防組合員であつた期間の年数とを合算して二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退職料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年

金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定

二 第二百八條の規定により適用することとされた新法第七十八條第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十條に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

されていたものとみなして算定するものとする。

(消防組合員の退職年金の額に関する特例)

第百十一条 消防職員であつた更新組合員に対する第百八条の規定により適用することとされた新法第七十八条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「消防組合員の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする

一 第七条第一項第一号の期間のうち、第百九条の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間 消防職員としての退職金の最短期間を算入するまでの年数については一年につき消防職員の退職年金条の給料年額に消防職員としての退職金の基本率を当該最短期間の年数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間の年数をこえる年数については一年につき消防職員の退職年金条の給料年額に消防職員としての退職金の加算率を乗じて得た額に相当する金額(その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)

二 施行日以後の消防組合員であつた期間 前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 消防職員であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び消防組合員の退職年金の額の算定については、第十一条第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額に関する特例)

第百十二条 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

第百十三条 前二条の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の額の特別例)

第百十四条 前三条の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の特例については、第十四条の規定の例による。

第百十五条 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る消防組合員の退職年金からの控除については、第十五条及び第十六条の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第百十六条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を消防職員としての退職金の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第百十一条第一項第一号の期間がその間に係る退職金の最短期間を算入するまでの年数に相当する年数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)同項第一号の金額

二 第百十四条の規定により第十四条の規定の例によりその額を定められた退職年金 第百十四条の規定の例により第十四条の規定の例によることとされた場合

合における消防職員としての退職金の額に相当する金額

2 第十七条第二項から第四項まで及び第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

(消防職員であつた更新組合員に係る減額退職年金の額に関する特例)

第百十七条 消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金について新法第八十一条第四項の規定を適用する場合においては、同項中「給料年額」とあるのは、「消防組合員の給料年額」とする。

2 新法第百四条第二項の規定は、消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が消防組合員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(消防組合員の退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が消防組合員となり、再び退職した場合について準用する。

(消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例)

第百十八条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、

遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第四号の規定は、適用しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が第百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(消防組合員の遺族年金の額に関する経過措置)

第百十九条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第百十条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第二百二十条 第百十五條に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことに支給される遺族年金からの控除については、第四十三條及び第四十四條の規定の例による。

(再就職者の取扱ひ)

第二百一十一條 第百九條から前条までの規定は、消防職員又は消防公務員であつた者で組合員となつたもの(消防職員又は消防公務員であつた更新組合員を除く)について準用する。この場合において、第百十條第三項中「第八條若しくは第十條」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第八條若しくは第十條」と、「この條第一項若しくは前項」とあるのは「第一百二十一條において準用する第百十條第二項」と読み替へるものとする。

第四節 船員組合員に関する経過措置

(旧市町村共済法の船員組合員であつた者の取扱ひ)

第二百二十二條 船員保険の被保険者である旧市町村職員共済組合の組合員(以下この條及び次條において旧市町村共済法の船員組合員という。)であつた組合員に対する新法第百三十七條及び第百三十八

條の規定の適用については、その者が旧市町村共済法の船員組合員であつた間、船員組合員(新法第百三十五條に規定する船員組合員をいう。)であつたものとみなす。(旧市町村共済法の船員組合員であつた者の長期給付の特例)

第二百二十三條 施行日の前日に旧長期組合員である旧市町村共済法の船員組合員であつた更新組合員(当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む)に係る新法第百三十七條第一項第一号に掲げる組合員として受けるべき退職給付若しくは遺族給付又は同条第二項第一号に掲げる給付のうち應給付(施行日前の公務によらない病気又は負傷に係るものに限り)については、その者の第七條第一項第二号の期間は、その者が更新組合員である間、旧市町村共済法の適用を受ける者であつたものとみなして旧市町村共済法第九十條及び第九十二條の規定の例により計算するものとする。

第八章 未帰還更新組合員に関する経過措置

(未帰還更新組合員に関する特例)

第二百二十四條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一號)第二條第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際恩給法の準用を受けるもの又は旧市町村

共済法の適用を受けるものは、新法第二條第一項第一号の規定にかかわらず、職員とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)で施行日前に法律第百五十五條附則第三十條第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されたものについては、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この條において同じ)の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第百五十五條附則第三十條第一項に規定する未帰還公務員である未帰還更新組合員(前項の規定の適用を受ける者を除く)が同日以後も当該未帰還公務員であるものとした場合に同条第一項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この條において同じ)の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受けるときは、その者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

5 第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員については、その者に係る前項に規定する者のうちの先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受ける旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日まで、新法及びこの法律の長期給付に関する規定並びに第四條第一項の規定の適用がないものとして取り扱うことができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6 前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五條第二項第三号の規定は、適用しない。

7 未帰還更新組合員が施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受け権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く旧長期組合員

父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受けるときは、その者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この條において同じ)の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

5 第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員については、その者に係る前項に規定する者のうちの先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受ける旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日まで、新法及びこの法律の長期給付に関する規定並びに第四條第一項の規定の適用がないものとして取り扱うことができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6 前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五條第二項第三号の規定は、適用しない。

7 未帰還更新組合員が施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受け権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く旧長期組合員

期間が二十年以上である当該権利を有しない者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四條に規定する留守家族(次項において「留守家族」という。)で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8 未帰還更新組合員(施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受け権利を有する者を除く)の施行日の前日まで引き続く旧長期組合員期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

9 前二項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員につき政令で定める仮定給料の四分に相当する金額とする。

10 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達す

るまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五項第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受けることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

11 同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

12 未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五項第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当若しくは特別手当(以下「手当等」という。)をもつてその者の収入とみなし、その者の昭和二

十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

13 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合に、当該機関のうち自治大臣が定めるもの)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつてその所属する組合に払い込まなければならぬ。この場合においては、新法第百十五条第三項の規定を準用する。

14 前各項に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

15 未帰還者留守家族等援護法第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際退職年金条例又は共済条例の適用を受けていたものの取扱ひについては、前各項の規定の例による。

第九章 公庫公団等の役職員に関する経過措置

(住宅金融公庫の役職員に関する経過措置)

第百二十五条 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法

律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものと同みなす。

2 前項の規定に該当する者(以下「公庫職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く。)は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの
三 増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

3 復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定(新法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとす。

5 新法第百四十条第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短恩給年限に達する日において退職したものとみなし、その者については、前四項

の規定を準用する。この場合において、前四項中「施行日」とあるのは、「普通恩給についての最短恩給年限に達する日」と読み替へるものとする。

第百二十六条 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)でその者が引き続き住宅金融公庫に在職する間に限りその者を年金条例職員として勤続するものとみなし、退職年金条例の規定が準用されてゐるものの新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、前条の規定の例による。

(公団等の職員に関する経過措置)
第百二十七条 施行日に現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫、首都高速道路公団、雇用促進事業団又は阪神高速道路公団(以下この項及び第百三十六条第三項において「公団等」という。)に在職する者(公団等に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)で、引き続き公団等に在職し、更に引き続き恩給公務員である職員又は年金条例職員となつたもの

とした場合に、次に掲げる法律の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定により当該公団等の職員としての在職を恩給公務員若しくは年金条例職員として勤務するものとみなされ、又は当該公団等の職員としての在職年数を恩給公務員である職員の在職年の年月数若しくは条例在職年の年月数に折算されることとなるもの（以下「公団等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を組合に申し出たときは、第五十五条第三項の規定は、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号、以下「法律第七十七号」という。）附則第十条

二 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）第四十八条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第五十五号附則第四

十 条

三 農地開発機械公団法（昭和三十年法律第四十二号）第三十七條第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第五十五号附則第四十条

四 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七條第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

五 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第四十四條第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第五十五号附則第四十条

六 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七條第一項及び第二項

七 公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）第三十九條第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

八 労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十五條第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

九 中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第二十九條第一項及び第二項

十 首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三十三号）第四十八條第一項、第三項及び第四項並びに同法附則第十二條第一項又は法律第七十七号附則第十条

十一 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）附則第十三條第一項

十二 阪神高速道路公団法（昭和三十一年法律第 号）附則第十條第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十條

2 前項の申出をしなかつた公団等職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定（新法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

3 前項の規定に該当する者に対する第五十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間（施行日前の期間に限る。）とする。

4 第二百二十五条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

（その他の公庫等職員に関する経過措置）

第二百二十八条 施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員若しくは旧長期組合員又は国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて新法第四十条に規定する公庫等職員となり、引き続き施行日に現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限るものとし、公庫職員及び公団等職員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。）が施行日（国の長期組合員である職員であつたその他の公庫等職員にあつては、その者がその他の公庫等職員となつた日。以下この条において同じ。）から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続くその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給及び退職料（国の長期組合員である職員であつたその他の公庫等職員にあつては、国の施行法第五条第二項ただし書

（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた普通恩給及び退職料を除く。）並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続きその他の公庫等職員として在職する間、その支払を差止める。

2 第二百二十五条第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）」とあるのは、「第二百二十八条第一項に規定する普通恩給及び退職料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」と、「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは、「国の施行法第六条第一項ただし書」「国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

一一一

む)の規定の適用を受けた国の旧法の規定による退職年金」と読み替えるものとする。

(国の長期組合員である職員であつた公庫等職員に関する経過措置)

第二百二十九条 国の長期組合員である職員であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国の新法第二百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続き施行日に現に当該公庫等職員として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)が同条第一項の規定によつてした申出は、新法第四百零一条第一項の規定によつてした申出と、その者の国の長期組合員であつた期間は、組合員期間とみなして、その者に、新法第四百零一条の規定を適用する。

第十章 組合役職員及び連合会役職員に関する経過措置

(組合役職員及び連合会役職員の取扱ひ)

第三百三十条 組合役職員又は連合会役職員(これらの者のうち役員を除く。以下この条及び第三百三十六条第二項において同じ。)である組合員で旧市町村職員共済組合又は旧市町村職員共済組合連合会に使

用される者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「組合等の職員」という。)であつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、組合等の職員であつた間、職員であつたものとみなす。

2 旧町村職員恩給組合連合会及び新法附則第二百九条第二項の規定により解散する健康保険組合に使用される者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「団体の職員」という。)で施行日の前日に団体の職員であり、引き続き組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、同日において職員であつたものとみなす。この場合において、その者の団体の職員として施行日まで引き続きいる期間のうち、厚生年金保険の被保険者であつた期間以外の期間は、第十條第一号の期間に該当するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、組合役職員又は連合会役職員である組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置
(国の職員等であつた組合員の取扱ひ)

第三百三十一条 国の職員又は国の職員とみなされる者(職員である者を除く。以下この条において「国の職員等」という。)であつた組合員は、この法律(第九章及び次項を除く。)の規定の適用については、国の職員等であつた間、職員であつたものとみなす。

2 国の更新組合員である国の職員等であつた組合員に第十條(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第十條各号に掲げる期間に該当するものとする。

一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続き国の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

二 法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十八年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後国の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例

職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

三 地方鉄道会社(公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第三項に規定する地方鉄道会社をいう。)に勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となるまで引き続き国の職員等であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きいるもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電気通信株式会社、日本電信電話株式会社又は日本電話設備株式会社に勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となつた日まで引き続き国の職員等であるもののこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きいるもののうち恩給公務員期間を除いた期間

3 前二項に規定するもののほか、国の職員等であつた組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(警察職員等であつた組合員の取扱ひ)
第三百三十二条 新法による改正前の国の新法附則第十三条に規定する

警察職員等である国の職員等であつた組合員に対する長期給付については、その者が警察職員等であつた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

第十二章 雑則
(期間計算の方法)

第三百三十三条 この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2 新法第二百七条の規定は、この法律に定める権利に関する申出の期間を計算する場合について準用する。

(この法律に基づく給付の取扱ひ)
第三百三十四条 この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一 この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金、それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

二 第四十七條第一項、第四十九條第二項（第五十二條第二項において準用する場合を含む。）、第五十條第二項（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三條第九項の規定による一時金、新法の規定による退職一時金（第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金）

（債務の保証）

第三百三十五條 更新組合員又は施行日以後に組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金が第五條第二項本文又は第六條第二項本文（これらの規定を第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により消滅し

たときは、組合は、当該退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

（経過措置に伴う費用の負担）

第三百三十六條 第二章から第九章まで及び第十一章の規定により職員（新法第四十二條第一項に規定する国の職員を含む。）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2 第二章から第七章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 公団等その他政令で定める法人

は、政令で定めるところにより、第七條（第五十五條第一項において準用する場合を含む。）及び第九章の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。

（資金の運用の特例）

第三百三十七條 地方職員共済組合又は警察共済組合が新法第四十二條第三項の規定により資金運用部に預託して運用しなければならぬ金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に達するまで、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相当する金額とする。

（厚生保険特別会計からの交付金）
第三百三十八條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第六十四條に規定する更新組合員（第三百三十條第二項の規定を適用することにより当該更新組合員とされる者を含む。）の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

（政令への委任）
第三百三十九條 この法律に規定するもののほか、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

第十三章 互助会の会員であつた者に關する経過措置等

（定義）
第四百十條 この章において「旧互助年金法」とは、新法による廃止

前の地方議會議員互助年金法（昭和三十六年法律第二十号）をい、「互助会」とは、旧互助年金法第二條第二項に規定する地方議會議員互助会をい、「共済会」とは、新法第五十一條第一項に規定する地方議會議員共済会をい。

（互助会の会員であつた者の取扱）

第四百一十一條 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議會議員互助会、市議會議員互助会又は町村議會議員互助会の会員であつた間、都道府県議會議員共済会、市議會議員共済会又は町村議會議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定（互助会が支給する年金に係る部分に限る。）はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する共済年金と、それぞれみなす。

2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議會議員としての在職期間（昭和二十二年四月三十日以降の地方議會議員の在職期間に限る。）で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議會議員としての在職期間は都道府県議會議員互助会の会員であつた期間と、市の議會議員としての在職期間は市議會議員互助会の会員であつた期間と、町村の議會議員としての在職期間は町村議會議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五條第二項の規定により共済会に払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3 施行日以前において、市町村の應徴分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の共済年金の基礎となるべき施行日前の地方議會議員の在職期間と施行日以後の地方議會議員の在職期間との合算については、新法第五十九條第二項の規定の例による。

（共済年金からの控除）

第四百十二條 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議會議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に共済年金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額を、同項及びこれに基づく互

一四

員等警察職員等の俸給年額又は地方職員を「衛親等、衛視等の俸給年額又は警察職員」に、「新法附則第二十条第一項」を「新法附則第三条の九」に、同項第十七号の二中

「警察職員等」を「監視等」に改める。

第八章第二節の節名中「警察職員等」を「監視等」に改める。

第四十三条から第四十八条の二まで（見出しを含む。）中「警察職員等」を「監視等」に改める。

第五十一条から第五十一条の三までを削り、第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等

（地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第五十一条 地方の長期組合員（新法第二百六十六条の二第一項に規定する地方の組合の組合員のうち地方公務員共済組合法（昭和三十一年法律第 号。以下「地方の新法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十一年法律第 号。以下「地方の施行法」という。）の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

る給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 地方の長期組合員である職員であつた長期組合員（地方の長期組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条、第二十七条及び第二十八条中「施行日」とあるのは、「地方の長期組合員となつた日」とする。

3 地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者が同号に掲げる者であつた間、第四十一条第一項第二号に掲げる長期組合員であつたものと、その者に係る恩給又は旧法の規定による退職年金で地方の施行法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律規定を適用する。この場合において、第七条第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者となつた日前の次の期間（同日の属する月を除く。）」と、第二条第二項及び第十三条第三項中「施行日」とあるのは「地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者となつた日（同号に掲げる者となる前に

第四十一条第一項第二号に掲げる者であつたものにあつては、同号に掲げる者となつた日」とする。

4 前三項に規定するもののほか、地方の長期組合員である職員であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方の職員等であつた組合員の取扱い）

第五十一条の二 地方の職員（常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。以下同じ。）又は地方の職員とみなされる者（職員である者を除く。）（以下「地方の職員等」という。）であつた長期組合員は、地方の職員等であつた間、職員であつたものとみなして、この法律（第三項を除く。）の規定を適用する。この場合においては、政令で定めるところにより、退職年金条例（恩給

に相当する給付に関する地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の適用を受ける者又は地方の新法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村職員共済組合法」という。）の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例（同法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付に関する地方公共団体の条例（退職年金条例を除く。）及び当該給付を行なうことを目的とする団体の当該給付に関する規程をいう。以下同じ。）の適用を受ける者であつた地方の職員等は、これらの者であつた間、恩給公務員又は旧長期組合員として在職したものと、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定はこれに相当する恩給法又は旧法の規定と、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこれに相当する恩給又は旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付とみなす。

2 地方の施行法第二十一条第十号に規定する更新組合員（以下「地方の更新組合員」という。）である地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付については、前

項に規定するもののほか、その者が地方の更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付は「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

3 地方の職員等であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の職員等であつた期間には、国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で、退職年金条例の適用を受ける者又は旧市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関

する規定の適用を受ける者若しくは共済条例の適用を受ける者に該当するものであつた期間(退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付の基礎となる期間を除く)を含むものとする。

4 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九條(第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む)の規定を適用する場合においては、その者の次の期間においては、第九條各号に掲げる期間に該当するものとする。

一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続き地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間(退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間(当該期間とみなされる期間、当該期間に連算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む)をいう。以下同じ。)を除いた期間

二 法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府

職員に係る外国政府に昭和二十八年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後地方の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

5 地方の職員等であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間若しくは施行日以後の組合員期間(恩給公務員に該当する者であつた期間に限る)又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額(すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

一 普通恩給(増加恩給と併給される普通恩給を除く)又はこれに相当する退職年金条例の給付(これらの給付を受ける権利につき第五條第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く)。

二 旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付(これらの給付を受ける権利につき第六條第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く)。

6 前項に規定する長期組合員又は当該長期組合員であつた者が死亡したことに伴ひ遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額(前項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

7 地方の更新組合員(地方の施行法第五十五條第一項第二号に掲げる者を含む)である地方の職員等であつた長期組合員に対してこの法律の規定を適用する場合においては、その者の第七條第一項第一号の期間に係る退職年金条例の規定又は同項第二号から第四号までの期間に係る共済条例の規定がそれぞれ第一号又は第二号に掲げる基準に従つて定められていないものであるときは、その者又はその者の遺族に対する長期給付の支給については、第一項及び第三章から第七章までの規定にかかわらず、地方の施行法(第十四條、第七十一

條、第九十三條及び第百十四條を除く)の規定の例による。

一 普通恩給に相当する退職年金条例の給付についての最短期間が十七年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が十七年の場合においては退職当時の給付年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき当該給付年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

二 旧法の退職年金に相当する共済条例の給付についての最短期間が二十年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては給料の四月分に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき給料日額(給料の三十分の一に相当する額をいう)の四十分を加えた金額であること。

8 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第六十四條第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱ひについては、地方の施行法の規定の例による。

9 前八項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(警察職員であつた長期組合員の取扱ひ)

第五十一條の三 警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、衛視等であつたものと、地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 地方の更新組合員(地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む)である警察職員であつた衛視等に対する第八章第二節の規定の適用については、第四十四條第一項中「昭和三十四年十月一日」とあるのは「地方の更新組合員(地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む)となつた日」と、第四十五條の三第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは「地方の更新組合員(地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む)となつた日の前日」とする。

(国民年金法の一部改正)

第百五十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)」の下に「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)
第百五十三条 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「を含む」を「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)」に改める。

附則に次の二条を加える。

第八条 昭和三十三年九月三十日において地方公務員共済組合法附則第七十一条の規定による改正前の附則第五条第二項の規定により公的年金各法とみなされた地方公共団体の退職年金条例以外の退職年金条例の適用を受ける地方公務員であつた者で同年十月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の当該退職年金条例に係る在職期間で地方公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法第七項及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

第九条 昭和三十三年九月三十日において地方公務員であつた者で同年十月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの同日前の通算対象期間のうち、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七項第一項及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入された期間に係る第七項第一項の規定による確認は、附則第四条及び附則第五条の規定による場合を除き、地方公務員共済組合が行なり。

附 則

1 この法律に、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 第五条第二項ただし書、第六条第二項ただし書、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第六十三条第一項若しくは第四項若しくは第百二十四条第五項の申出又は附則第四項の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法の

長期給付に関する施行法第五条第二項ただし書、第六条第一項ただし書若しくは第四十条第一項の申出は、施行日前においても行なうことができる。

3 この法律による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定は、昭和三十三年十月二日以後に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付について適用し、同日前に給付事由が生じた同法の規定による長期給付については、なお従前の例による。

4 昭和三十三年九月三十日に国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける同法の組合員であつた者で同年十月一日において引き続き当該組合員であるものに係る退職年金条例の規定による給付を受ける権利(この法律による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定の適用により同法第五条第二項ただし書の規定の適用を受けた権利を除く。)又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五条第二項(第二号を除く。)中「施行日」

とあるのは「昭和三十三年十月一日」と、同法同条同項第二号中「施行日の前日に旧長期組合員であつた者の普通恩給」とあるのは「普通恩給」と、同法第六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十三年十月一日」と、「同日に恩

給公務員であつた者の当該退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、同法第四十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十三年十月一日」として、同法第五条、第六条及び第四十条の規定を適用する。

別表第一

期	間	日 数
一年以上三月未満		四日
三月以上六月未満		八日
六月以上九月未満		一二日
九月以上一年未満		一六日
一年以上二年六月未満		二〇日
二年六月以上三年未満		三二日
一年以上二年六月未満		四五日
二年六月以上三年未満		五七日
三年以上三年六月未満		七〇日
三年六月以上四年未満		八二日
三年以上四年六月未満		九五日
四年六月以上五年未満		一〇七日

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

五年以上五年六月未満	一二〇日
五年六月以上六年未満	一三二日
六年以上六年六月未満	一四五日
六年六月以上七年未満	一五七日
七年以上七年六月未満	一七〇日
七年六月以上八年未満	一八二日
八年以上八年六月未満	一九五日
八年六月以上九年未満	二〇七日
九年以上九年六月未満	二二〇日
九年六月以上一〇年未満	二三二日
一〇年以上一〇年六月未満	二四五日
一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一一年六月未満	二七〇日
一一年六月以上一二年未満	二八二日
一二年以上一二年六月未満	二九五日
一二年六月以上一三年未満	三〇七日
一三年以上一三年六月未満	三二〇日
一三年六月以上一四年未満	三三五日

別表第二

一四年以上一四年六月未満	三五〇日
一四年六月以上一五年未満	三六五日
一五年以上一五年六月未満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五日
一六年以上一六年六月未満	四一〇日
一六年六月以上一七年未満	四二七日
一七年以上一七年六月未満	四四五日
一七年六月以上一八年未満	四六二日
一八年以上一八年六月未満	四八〇日
一八年六月以上一九年未満	四九七日
一九年以上一九年六月未満	五一五日
一九年六月以上二〇年未満	五三二日

廃 疾 の 程 度	金 額
一 級	二二五、〇〇〇円
二 級	一三三、〇〇〇円
三 級	七八、〇〇〇円

備考
一 廃疾の程度は、新法別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度による。
二 廃疾の程度が一級に該当する者については、この表の一級の金額に二万四千円を加算する。

二一八

- 三 第二十九条に規定する廃疾年金を受ける者(以下「受給権者」という。)に被扶養者がある場合には、その一人につき四千八百円を加算する。
- 四 前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。
- イ 受給権者の妻である配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- ロ 受給権者の子及び孫(十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。)
- ハ 受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母(五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。)
- 五 受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすも

のがあるときは、第三号の被扶養者とする。

六 前号の規定による被扶養者については、第三号の金額は、二千四百円とする。ただし、そのうちの一人については、第四号の子がない場合に限り、四千八百円とする。

昭和三十七年八月二十三日 衆議院会議録第六号(その二) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

昭和三十七年八月二十三日 衆議院會議録第六号(その二)